

第3期豊中市子育て・子育て支援行動計画

こどもすこやか育みプラン・とよなか
令和7年度(2025年度)
事業実施報告書



すべてのこどもの人権が尊重され、健やかに育ち、
社会全体で子育て家庭を支え、こどもを愛情深く育むまち・とよなか

令和8年(2026年)10月



は じ め に

本市は、平成 25 年（2013 年）4 月に「すべてのこどもの人権が尊重され、こども一人ひとりが健やかに育ち、こどもを愛情深く育むまち」の実現をめざし豊中市子ども健やか育み条例を制定しました。この条例に基づき、平成 27 年（2015 年）3 月に豊中市子育て・子育て支援行動計画「こどもすこやか育みプラン・とよなか」を策定し、こどもに関わる様々な分野にわたる支援施策を総合的、計画的に推進しています。

令和 7 年度（2025 年度）から令和 11 年度（2020 年度）までの 5 年間で計画期間とする第 3 期計画は、こどもの人権の尊重をすべての取組みの基礎とし、国が進める「子ども・子育て支援新制度*」等の趣旨を踏まえつつ、「子育て支援」「子育て支援」「安心・安全なまちづくり」の基本施策に加え、「確実に支援につなぐ～寄り添い・つなぐ相談援助～」、「子育てはみんなで～子育ての社会化～」、「こどもとともに～こども自身による多様な参画～」の 3 つを重点施策に掲げ、子育て・子育て支援施策の推進に取り組むものです。

本計画の着実かつ効果的な推進を図るため、毎年度進行状況の点検や評価を行い、その結果を踏まえ、次年度以降の計画推進における事業の見直しを行うこととしております。

本報告書は、このような趣旨に基づき、本計画の実効性をさらに高めるため、こども審議会で評価・意見をいただきながら、本市の様々な子育て・子育て支援に関わる事業の実施状況と、子育て環境の現状等をまとめたものです。

市民のみなさまや関係者には、今後の子育て・子育て支援をさらに充実させるために、本報告書をご覧いただき、本市の子育て・子育て支援の推進のためにご活用いただきますようお願いいたします。

令和 8 年（2026 年）10 月

豊 中 市

— 目 次 —

はじめに

1. 進行管理のサイクルについて	1
2. こどもすこやか育みプラン・とよながめざすもの	2
3. 施策体系	5
4. 重点施策の事業実施状況	6
重点施策1 確実に支援につなぐ～寄り添い・つなぐ相談援助～	6
重点施策2 子育てはみんなで～子育ての社会化～	11
重点施策3 こどもとともに～こども自身による多様な参画～	14
5. 施策の柱ごとの事業実施状況	20
施策の柱1 子育て支援	20
施策の柱2 子育て支援	25
施策の柱3 安心・安全なまちづくり	29
6. 子ども・子育て支援法に基づく市町村計画の実施状況	31
7. 学校を拠点とした放課後の児童の居場所づくりの充実	41
8. ひとり親家庭への支援の充実(ひとり親家庭等自立促進計画)	44
9. こどもの未来応援施策の推進(こどもの貧困の解消に向けた対策計画)	47
10. 若者自立支援計画	49
11. 社会的養育推進計画	52
12. 評価指標	55
13. 事業一覧	61
14. 豊中市の子育て環境の現状	79
①人口・出生等の状況	79
②教育・保育施設等の状況	87
③子育て支援サービスの状況	89
④子育て相談等の状況	91
⑤小・中学校・義務教育学校の状況	95
⑥障害児等の状況	96
⑦外国人市民の状況	100
⑧ひとり親家庭等の状況	101
⑨安心・安全	102
こども審議会からの評価・意見と市の考え方	104

巻末資料

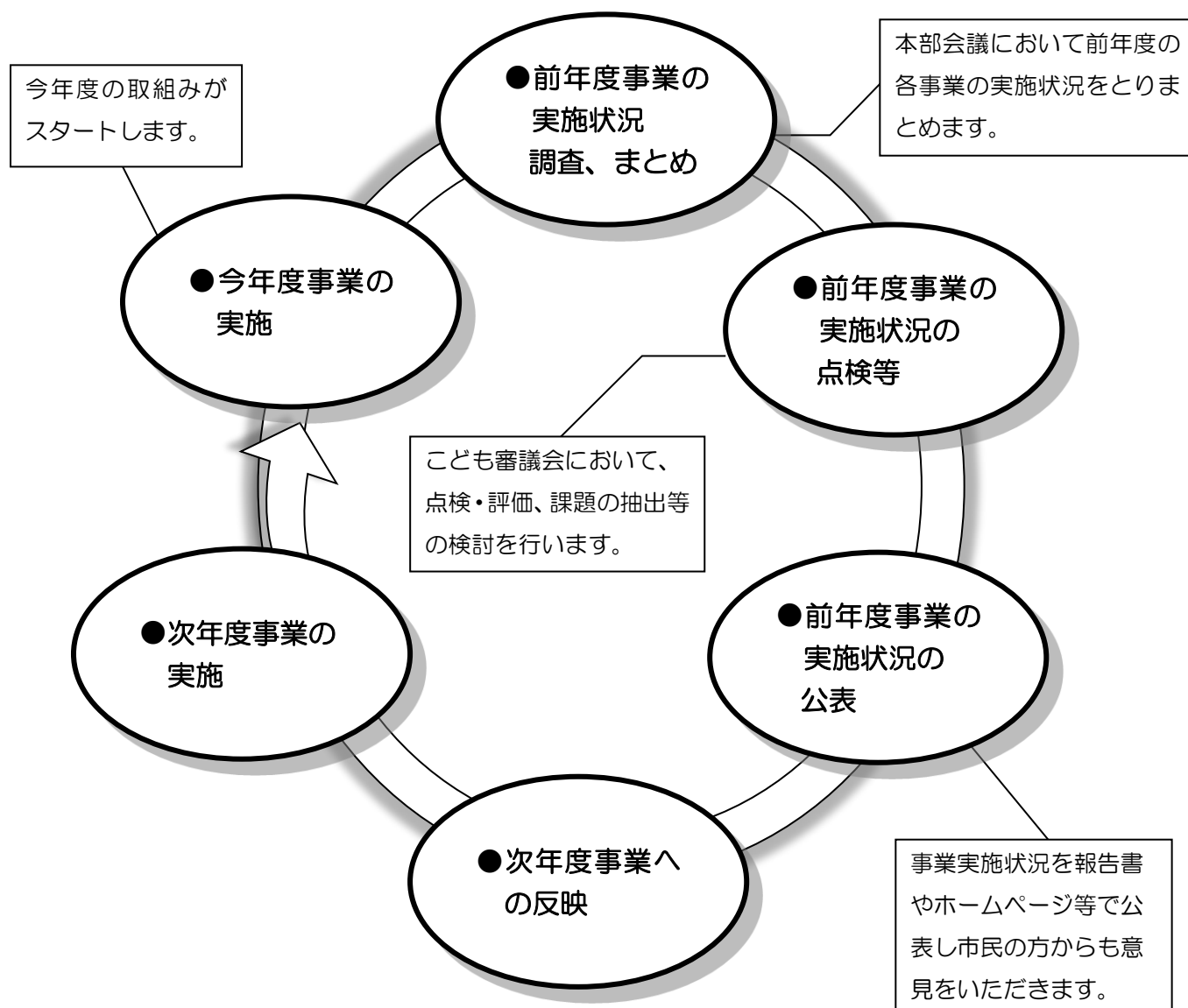
指標等の修正・変更について	109
用語の解説(＊のついた用語)	110
ご意見・ご感想をお寄せください	113

※本報告書内の図表の暦年表記は、スペースの都合上、西暦のみとしています。

＊は、巻末資料「用語の解説」をご覧ください。

1. 進行管理のサイクルについて

計画の進行状況を把握し、進行を管理するために、庁内における子育て・子育て支援に関わることも施策推進本部会議（委員長＝こども未来部長。《以下、「本部会議」という。》）において各事業における毎年度の実施状況を取りまとめます。そして、市民や児童福祉、母子保健、教育等の関係機関、学識経験者等から構成する「こども審議会」において、進行状況の点検や評価及び課題の抽出や重点的に取り組む事項等の検討を行います。その結果を次年度以降の各事業の改善等へとつなげ、着実な計画推進に取り組みます。



2. こどもすこやか育みプラン・とよなかめざすもの

本計画は、「豊中市子ども健やか育み条例」に基づき、こどもが人とつながり、未来を切り拓く力を身につけるとともに、次代の担い手となるこどもを大切に育むことのできる大人となるよう、基本理念を以下のように定めています。

**すべてのこどもの人権が尊重され、
健やかに育ち、
社会全体で子育て家庭を支え、
こどもを愛情深く育むまち・とよなか**

こどもの人権の尊重をすべての取組みの基礎とします

こどもは、生まれながらにして、一人ひとりが個性ある人格をもったかけがえのない存在であり、権利の主体として、いかなる差別も受けることなく、その尊厳が重んじられ、人権が尊重されなければなりません。特に、安心して生きること、あらゆる暴力や虐待、いじめなどから守られること、自分らしく育つこと、自分の思いや意見を表明できることを大切にします。

こどもの健やかな育ちを支えます

こどもには、自ら育つ力と多くの可能性があります。こどもの力を信頼し、または認め、その個性や能力を発揮することができる機会を提供し、こどもの状況に応じた支援をすることで、こどもが自らの個性や能力を最大限に発揮しながら成長することをめざします。

自分自身のこと、家庭のこと、学校のことなど様々な理由から社会的援助が必要な状態のこどもや誰にも相談できず悩みを一人で抱え込んでいるこどもに対しては、関係機関が連携し、一人ひとりの状況に応じた総合的な支援を行うことをめざします。

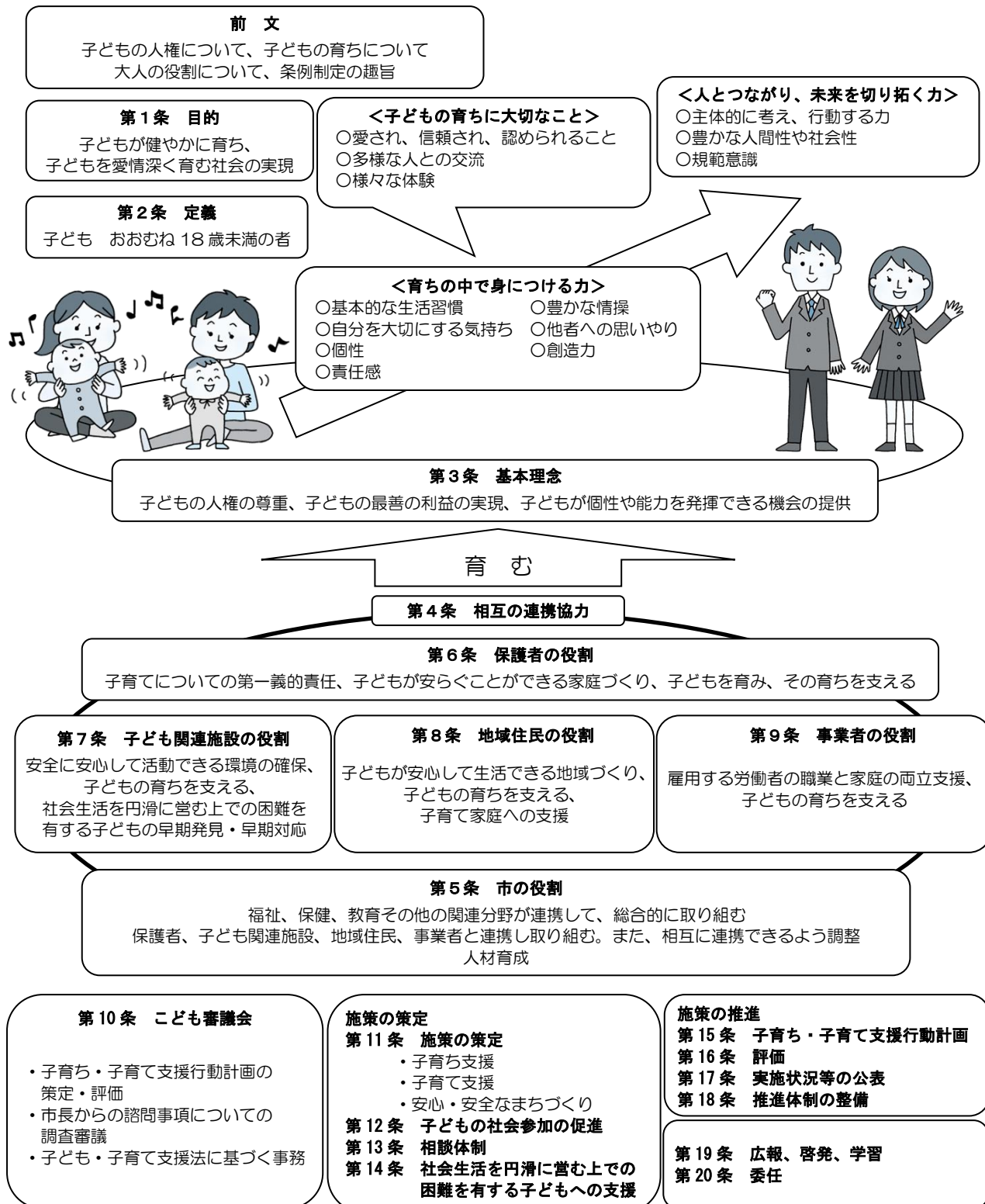
こどもの年齢及び成長に応じ、その思いや意見を尊重し、こどもにとっての最善の利益を実現するために必要なことをこどもと大人がともに考えることをめざします。

（こどもの健やかな育ちとは ～豊中市子ども健やか育み条例より～）

こどもは、家庭、保育所、幼稚園、認定こども園*、学校をはじめとする社会での多様な人との関わりや様々な体験を通して、基本的な生活習慣、自分を大切にする気持ちや他者への思いやり、個性や創造力、そして自ら考え、主体的に判断して行動する力などを養いながら、人とつながり、未来を切り拓く力を身につけていきます。

■豊中市子ども健やか育み条例

○豊中市子ども健やか育み条例の概要



安心して子育てできるように地域全体で家庭を支えます

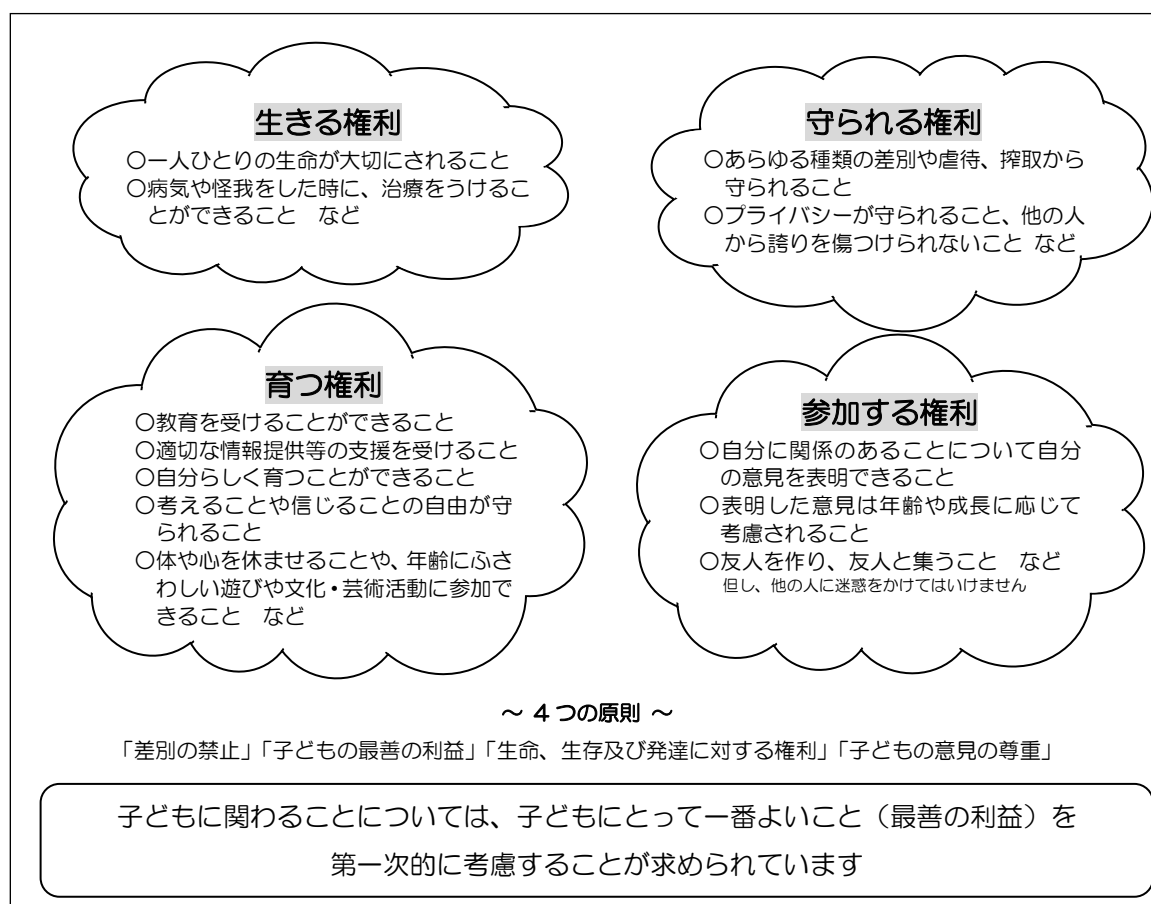
こどもの育ちには、身近にいる特定の大人との愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成が大切であることから、保護者が安心して子育てできるように、地域全体で保護者を支えることが、こどもの健やかな育ちにつながります。

子育てとは本来、こどもに限りない愛情を注ぎ、日々成長するこどもの姿に感動して、親も親として成長していくという大きな喜びや生きがいをもたらす尊い営みです。しかしながら、社会環境や生活基盤の変化など子育て家庭を取り巻く状況は厳しくなっており、**不安や負担を抱えながら子育てをしている保護者**もいます。こうした状況を踏まえた上で、保護者が子育てについての責任を果たすことや、子育ての権利を享受することが可能となるよう、子育てに対する不安や負担、孤立感を和らげることを通じて、保護者がこどもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、**子育てやこどもの成長に喜びや生きがいを感じる**ことができるよう地域全体で子育て家庭を支えていくことが必要です。

こどもを愛情深く育むまち・とよなかをめざします

保護者を含む地域の大人、関係機関・団体、事業者、NPO*、学校、行政などこどもに関わるすべての人がそれぞれの役割について認識し、互いにつながりを深めるとともに、すべての人がこどもや子育て家庭に関心をもち、**地域全体でこどもを育む仕組みづくり**が必要です。

■子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）



3. 施策体系

基本理念

すべてのこどもの人権が尊重され、健やかに育ち、社会全体で
子育て家庭を支え、こどもを愛情深く育むまち・とよなか

施策の柱1

子育て支援

1-1 保育及び教育環境の充実

就学前の学校教育・保育の質の向上、学校教育の充実など

1-2 多様な人との交流及び様々な体験をすることができる機会の提供

こどもの多様な活動機会や社会参加の充実など

1-3 こどもの居場所づくり

安心して遊びや学習ができるこどもの居場所づくりなど

1-4 こどもの悩みや不安に対する相談及び支援

こどもの悩みや不安の解消に向けた情報提供・相談支援、児童虐待の防止など

1-5 若者の自立支援支援

社会生活を円滑に営むうえで困難を有する若者が、適切な支援を受けることなど

施策の柱2

子育て支援

2-1 地域の子育て環境の整備

地域子育て・子育て支援のネットワークづくり、地域教育力の向上など

2-2 子育てに必要な情報提供等

利用者支援、子育てに必要な情報提供の充実、家庭教育支援など

2-3 保護者の悩みや不安に対する相談及び支援

保護者の悩みや不安に対する相談支援、多様な子育て支援など

2-4 子育てと仕事の両立の推進

多様な保育サービスの提供、ワーク・ライフ・バランス*の推進など

施策の柱3

安心・安全なまちづくり

3-1 生活環境、保健・医療体制等の整備

子育て・子育てにやさしい生活環境整備、母子保健事業の充実など

3-2 こどもの安全確保

防犯・防災体制の充実、交通安全活動の推進など

重点施策

- 1 確実に支援につなぐ～寄り添い・つなぐ相談援助～
- 2 子育てはみんなで～子育ての社会化～
- 3 こどもとともに～こども自身による多様な参画～

4. 重点施策の事業実施状況

重点施策 1 確実に支援に つなぐ ～寄り添い・つなぐ相談援助～

施策の方向性

- ・地域の身近なところで気軽に相談でき、ニーズに応じて関係機関や支援・サービスにつながるしくみづくりをめざします。
- ・支援・サービスの質・量・種類を確保し、すべての妊産婦、こども、子育て世帯へ一体的に相談支援を行う機能を有する「はぐくみセンター（こども家庭センター*）」と、様々な措置機能を有する「児童相談所」を中心として、「若者支援総合相談窓口」など各相談窓口や関係機関が一体となった包括支援体制の構築をめざします。
- ・個別に応じたサポートプラン等、一人ひとりのニーズに応じて切れめなく「確実に支援に結びつける」しくみの構築をめざします。

施策展開

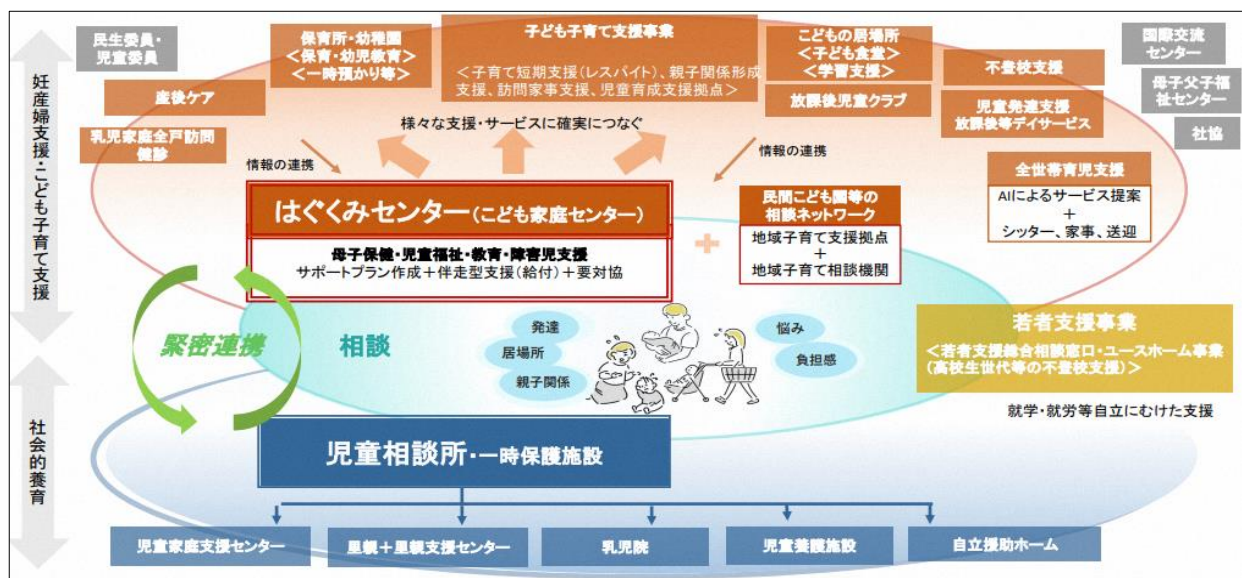
- (1) はぐくみセンターと児童相談所を中心とした包括支援体制づくり
- (2) 地域の身近な相談支援の推進

(1) はぐくみセンターと児童相談所を中心とした包括支援体制づくり

○児童相談所開設・はぐくみセンターと児童相談所の連携【こども安心課・こども援助課】

令和 7 年（2025 年）4 月に豊中市児童相談所を開設し、はぐくみセンターと豊中市児童相談所が両輪となりポピュレーションアプローチからハイリスク対応まで包括的に対応できるようになりました。

虐待通告対応は豊中市児童相談所に一元化され、こども安心課、豊中市児童相談所の両者で受理会議を行っています。受理会議では、調査や緊急性・重症度の判断、事例に応じた安全確認の役割分担を行い、児童相談所の介入、こども安心課の家庭支援など、それぞれの強みを生かしながら、一体的に対応しています。また、豊中市児童相談所が関与したケースについて、引き続き在宅での支援が必要なものは、こども安心課がサポートプランを立てて、確実に支援をコーディネートしています。



○サポートプランの作成【はぐくみセンター（こども安心課・おやこ保健課・こども支援課）】

支援対象者一人ひとりのニーズに応じ、切れめなく確実に支援に結びつけることを目的とし、個別の状況を踏まえたサポートプランの作成を推進するとともに、関係機関による合同ケース会議を開催し、課題及び支援方針の共有に取り組みました。今後においても、対象者の意向及び強みを踏まえた支援の充実を図るとともに、サポートプランの質の向上並びに合同ケース会議の効果的な運用を通じて関係機関との連携を強化し、より実効性の高い支援の推進に取り組みます。

■サポートプラン作成件数■

2023 年度	307 件
2024 年度	1,201 件
2025 年度	1,422 件

■合同ケース会議開催回数■

2023 年度	57 回（書面会議 4 回含む）
2024 年度	70 回（書面会議 30 回含む）
2025 年度	69 回（書面会議 21 回含む）

○乳児家庭全戸訪問事業

【おやこ保健課（保健センター）・こども支援課（子育て支援センターほっぺ）】

豊中市では、全ての妊婦に対し母子健康手帳交付時に保健師、助産師等による保健指導を行っています。また、保健師・助産師等による「新生児訪問」、赤ちゃん訪問員・主任児童委員*等による「こんにちは赤ちゃん事業」により、生後 4 か月までの乳児のいる全家庭を訪問するなどの伴走型相談支援を実施し、子育てに不安のある家庭等の支援につなげています。新生児訪問及びこんにちは赤ちゃん事業の面談率は、100%と、前年と同率の面談率を維持しました。赤ちゃん訪問員等からの報告を受け、電話相談や育児支援家庭訪問等の支援を行いました。また、長期里帰りの方にも連絡し、子育て情報を届けています。

今後も虐待の未然防止、子育て不安の軽減につながるよう丁寧な子育て情報の提供・相談・援助に取り組みます。

■乳児家庭全戸訪問事業■

	訪問対象人数	実面談数	面談率
2022 年度	2,991 人	2,944 人	98.4%
2023 年度	2,939 人	2,938 人	99.9%
2024 年度	2,797 人	2,797 人	100.0%
2025 年度	2,702 人	2,702 人	100.0%

【令和 7 年度（2025 年度）：実面談数の内訳】

新生児訪問 面談数：1,557 人、こんにちは赤ちゃん事業 面談数：1,279 人

両方の面談を実施した数 134 人

〇こども総合相談窓口【こども安心課】

こども総合相談窓口では、365日24時間体制で18歳になるまでのこどもと家庭のあらゆる相談を受付けています。

また、こども専用フリーダイヤル「とよなかっ子ダイヤル」についても、同じく365日24時間体制で相談を受付けています。

こども専用チャット相談「とよなかっ子ライン」（毎週水曜17～21時）については、市立学校で配布されるタブレット端末からも相談できるように設定し、こどもからの相談体制を拡充しています。相談窓口が身近なものになるよう、市内の小中学校・高等学校へ相談カードを配布し、窓口の周知強化を継続しています。

育児のしんどさやこどもへの対応、関わり方などについて、専門職が保護者からの相談に対応し、必要に応じて関係機関にもつないでいます。こども自身からは、友人関係、心身の健康のことなどの相談も多数受け付けています。今後も、身近な相談窓口になるよう相談員の資質向上とともに、窓口の周知に取り組みます。



■こども総合相談窓口 相談件数（時間帯別）■ (件)

	平日昼間	平日夜間	土日祝 (日中)	土日祝 (夜間)	合計
2022 年度	3,749	470	153	182	4,554
2023 年度	5,084	475	171	211	5,941
2024 年度	6,346	394	173	138	7,051
2025 年度	4,249	291	149	66	4,755

■こどもからの相談件数（年代別内訳）■ (件)

	小学校 低学年	小学校 高学年	中学生	高校生 年代	不明	合計
2022 年度	103	612	391	104	152	1,362
2023 年度	81	568	336	82	245	1,312
2024 年度	153	769	399	70	205	1,596
2025 年度	96	408	314	59	156	1,033

■こどもからの相談件数（フリーダイヤルとライン内訳）■ (件)

	とよなかっ子ダイヤル	とよなかっ子ライン	合計
2022 年度	301	1,061	1,362
2023 年度	224	1,088	1,312
2024 年度	383	1,213	1,596
2025 年度	175	858	1,033

○こども・教育総合相談窓口【児童生徒課・こども安心課】

令和5年（2023年）4月から設置された、はぐくみセンター内の一機関である当窓口を庄内コラボセンターに設置し、専門相談員、臨床心理士、社会福祉職を配置し、学校や保護者などからのこどもに係る問題行動や様々な悩みなどの相談に対し、関係各課と連携しながら、問題解決に向けた支援につなげるなど、適切に相談業務を行い、延べ393件の相談に対応しました。

今後も関係各課や学校等関係機関と連携を図りながら、事案を早期に発見し、早期支援につなげられるよう取り組みます。

○若者支援総合相談窓口【くらし支援課】

困難を有するおおむね15～39歳の若者やその家族、学校、支援者等から対面や電話等での相談を受け、面談等を実施するとともに、課題の解決や生きづらさの軽減のための支援プログラムの策定や支援経過のモニタリングを行いながら、相談者に寄り添った支援を実施しました。

令和7年度（2025年度）の新規相談件数が127件、延べ相談件数が777件でした。

また、ひきこもり状態の若者に対する訪問支援や居場所事業を実施するとともに、複合的な課題を有する相談者に対しては、関係支援機関との連携や、回復状況に応じて段階的に支援方針を見直すなど、支援全般のコーディネートを行いました。



（２）地域の身近な相談支援の推進

○マイ子育てひろばを26園から36園に拡大【こども支援課】

妊婦や未就学児の保護者が気軽に育児相談ができるよう、地域の就学前施設36園（公立こども園16園、民間就学前施設20園）において「マイ子育てひろば」を実施しました。またマイ子育てひろば実施施設では、保護者の相談内容に応じて、保護者の希望や必要性をふまえ、はぐくみセンターと連携し継続的な支援につなぎました。

今後は、全ての小学校区への設置をすすめ、子育て世帯が身近に頼れる環境づくりを進めます。

■ マイ子育てひろば実施施設数および設置校区数 ■

	実施施設数	設置校区数※
2023年度	1施設（試行実施）	1校区
2024年度	26施設	21校区
2025年度	36施設	26校区

※校区数は令和8年度(2026年度)時点の校区に基づき算出

○支援が必要なこどもの居場所（児童育成支援拠点・豊中型認定居場所）【こども支援課】

こどもの居場所ネットワーク事業におけるセーフティネットの仕組みづくりをさらに推進するため、支援型のこどもの居場所として、児童育成支援拠点を5か所で実施し、支援対象児童等に対し、安心・自由に過ごせる居場所の提供、食事提供、文化・社会体験活動、個別相談対応、家庭訪問のほか、市・学校・関係機関・他の居場所運営者等との連携支援を行いました。

また、開催頻度などの条件を緩和した豊中型認定居場所補助金を交付し、4団体による支援対象児童等への見守り支援を行いました。

■児童育成支援拠点■

	箇所数	支援対象児童等（延べ人数）
2024 年度	4 か所	4, 206人
2025 年度	5 か所	4, 763人

■豊中型認定居場所■

	団体数	支援対象児童等（延べ人数）
2024 年度	4団体	1, 802人
2025 年度	4団体	1, 598人

重点施策2 子育ては みんなで ～子育ての社会化～

- 施策の方向性
- ・保護者の負担軽減・安心感の向上のため、子育ての楽しさや意義を感じ、余裕をもってこどもと向き合えるよう、多様なニーズに応える施策・事業の充実をめざします。
 - ・様々な人や組織が、子育て支援の担い手や支援者・団体として連携強化していくための構築をめざします。

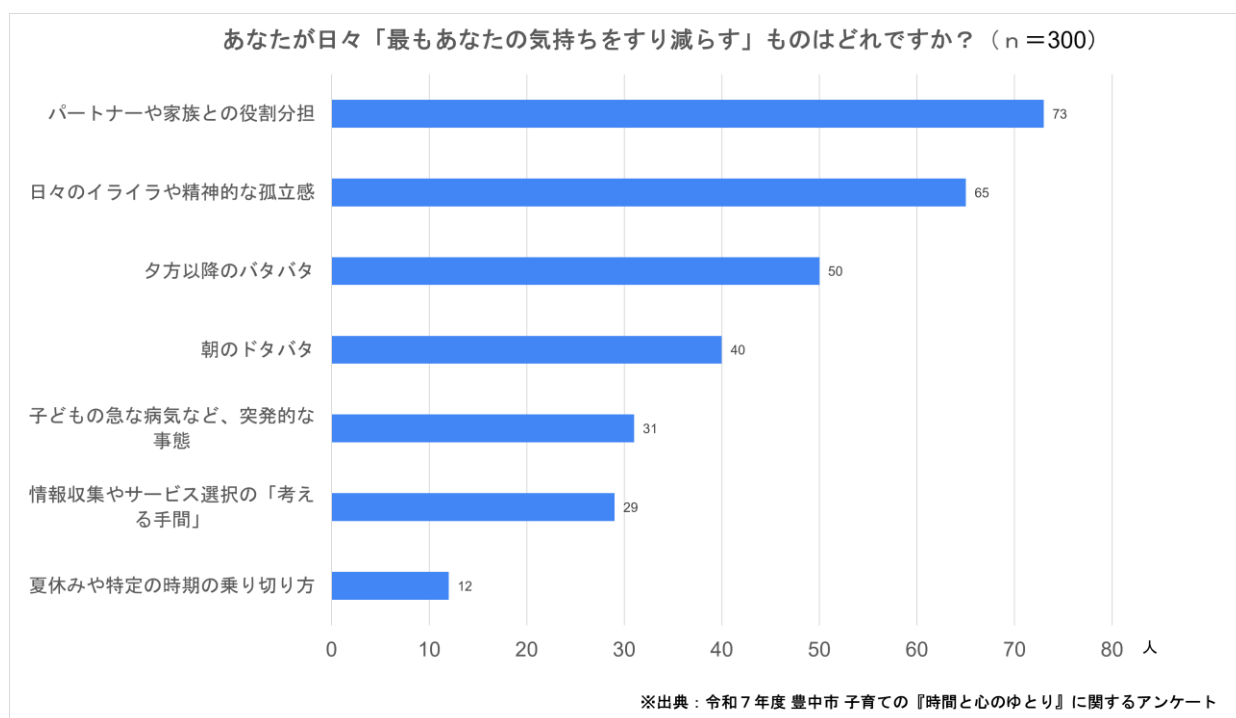
- 施策展開
- (1) 保護者の負担軽減・安心感向上の仕組みづくり
 - (2) いろいろな人や組織が子育てに関わる仕組みづくり

(1) 保護者の負担軽減・安心感向上の仕組みづくり

〇子育ての社会化【こども支援課】

子育て世帯が抱える時間的・精神的負担の軽減を図り、子育ての社会化を推進することを目的として、子育て支援サービスの充実化及び子育て世帯と多様な公民サービスをマッチングすることで、地域全体で子育てを支える仕組みの形成をめざすものです。

令和7年度(2025年度)には、事業の実効性を高めるため、市職員等へのプレヒアリング及び市民アンケート調査を実施し、子育て世帯のニーズ把握に取り組みました。その結果、当初想定していた家事代行等による物理的負担軽減に加え、「役割分担」や「孤立感」等に起因する精神的負担の解消が重要であることが明らかとなり、事業の重点領域及びアプローチの見直しを行いました。



「とよなかはぐくみポータルサイト」の立ち上げ

公民の本市の子育て情報の発信源として令和8年（2026年）1月に「とよなかはぐくみポータルサイト」を立ち上げ、約2,000名の子育て世帯の方にご登録いただきました。本ポータルサイトでは、妊婦支援給付金や小学校等入学時に受け取れるマチカネポイントを用いてお得に子育てサービスや用品を購入できる仕組みを構築しています。



「とよなか子育て未来創造プラットフォーム」の構築

民間事業者の参入促進を図るため、「とよなか子育て未来創造プラットフォーム」を構築し、全国から子育て支援サービスの募集を行いました。応募企業については、伴走支援型の枠組みを設け、市がサービス内容や発展段階に応じた支援を実施することで、計12社の参画を得ました。

「生成AIを活用した子育て相談チャットボット実証実験」

令和7年（2025年）10月～令和8年（2026年）2月に、生成AIを活用した子育て相談チャットボットの実証実験を実施し、24時間365日利用可能な相談体制の有効性を検証しました。利用実績を分析した結果、利用の約65%が夜間・早朝・休日に集中しており、従来の相談体制では把握が困難であった潜在的ニーズの顕在化が確認されたほか、傾聴機能を中心とした支援が一定の評価を得るとともに、次年度の実装に向けた課題を検討しました。

これらの取組により、子育て世帯のニーズの可視化、官民連携によるサービス供給基盤の構築及び新たな支援手法の有効性の検証等、今後の社会実装に向けた基盤整備を進めました。

○保護者支援講座の実施について【こども安心課・おやこ保健課】

「安心感の輪」子育てプログラムでは、市内3か所（北部・中部・南部）において連続講座を実施したほか、単発講座「子育てで大事にしたいアタッチメントのお話」を市内3か所（北部・中部・南部）及びマイ子育てひろば実施園で実施し、愛着形成について学ぶ機会を提供しました。参加者からは「少し肩の力を抜いて子育てを楽しめるようになった」「こどもの行動の意味を知った」「子育ての地図をもらったような気持ちになった」等の感想をいただきました。

子育て親育ちプログラムでは、テーマの異なるセミナーを4回実施し、多くの人が具体的な子育てスキルを学べる機会を提供しました。

子育て発達支援プログラムでは、来所型ペアレント・トレーニングに加え、来所による参加が難しい保護者を含めた支援の充実として、配信講座を実施いたしました。またファシリテーターの育成を通し、地域支援者による講座開催や支援力の向上によって、身近で気軽に学び、相談できる機会を提供していきます。

■令和7年度（2025年度）保護者支援プログラム実績■

講座名	実績
「安心感の輪」子育てプログラム	連続講座 延べ 24 回 延べ 139 組 延べ 225 人参加 単発講座 延べ 32 回 延べ 262 組 延べ 273 人参加
子育て親育ちプログラム （「前向き子育てプログラムトリプルP」）	延べ 11 回 延べ 133 人参加
子育て発達支援プログラム （ペアレント・プログラム、ペアレント・トレーニング）	基礎編 参加者 10 名 ステップアップ編 参加者 123 名

（２）いろいろな人や組織が子育てに関わる仕組みづくり

○とよなか子育て応援団【こども支援課】

「とよなか子育て応援団」の活動を通して、市内の民間団体等と協働し、地域全体で子育て家庭を支え、こどもたちが元気に安心して暮らせる環境づくりを推進しています。同時に、市内事業者の子育て家庭に対する配慮への意識醸成を図っています。具体的には、授乳スペース、キッズスペース（遊び場）、多機能トイレなどの設置や、絵本・おもちゃの貸出しや託児サービスの実施、無料・低額の親子サークルなどを開催している、などのサービス提供者をとよなか子育て応援団として登録しています。登録団体は「とよなか子育て応援団のシンボルマーク」を店頭へ掲示し、応援団バッジを着用して活動いただいています。令和7年度（2025年度）は280以上の団体が活動し、登録団体数は年々増加しています。



登録団体の情報は、子育て・子育て応援アプリ「とよふぁみ」でエリア別、サービス・事業別に検索できるようにしており、令和7年度（2025年度）も継続して更新しました。今後も、とよなか子育て応援団の取組みを通じて、子育てに温かい機運醸成のさらなる推進を図ります。

○居宅訪問型保育子育て支援員研修（子育ての社会化）【こども支援課】

居宅訪問型保育に従事する人材の確保及び育成を目的として研修を実施しました。本研修は、民間事業者の参入促進及び既存事業者における人材確保を図るものであり、年2回実施しています。研修においては、居宅訪問型保育に必要な基礎知識及び実務能力の習得を支援し、計42名が修了しました。

重点施策3 こどもと ともに ～こども自身による多様な参画～

施策の方向性	・こどもが権利の主体であることを、こども自身も実感できる取組みの強化をめざします。 ・こどもが意見表明できる機会や役割をもって、主体的に社会参画できる機会の充実をめざします。 ・自分らしい生き方の選択や自立して生きていくために必要なこと、自分を守るすべを知る取組みの強化をめざします。 ・周囲の大人への啓発の強化（「こどもが意見や気持ちを言っている、表現している」という雰囲気づくりや機運醸成）をめざします。
施策展開	（１）こどもの思いを受け止める場の充実 （２）こどもの社会参画・意見表明のしくみづくり （３）こどもの自己実現支援 （４）大人がこどもの思いを聴けるような社会づくり

（１）こどもの思いを受け止める場の充実

○だれでも参加できるこどもの居場所の拡充【こども支援課】

こどもを地域全体で健やかに育む環境づくりを推進するため、こどもの居場所づくりを全小学校区で推進しました。この取組みにより、地域の大人が見守りや支援で関わり顔見知りの関係づくりをしながら、こどもが安心して自分の意見や気持ちを表明できる居場所を日頃から提供しています。

公民協働によるこどもの居場所づくりを推進し地域全体でこどもを健やかに育む環境づくりや学校園を核としたセーフティネット体制の構築等を目的とした、こどもの居場所ネットワーク事業を実施しました。実施にあたり、市域コーディネーターに加えて、7圏域に圏域コーディネーターを配置し、ポータルサイト「いこっと」によるこどもの居場所 75 か所の情報発信、居場所づくり人材バンクの運営、個別団体によるこどもの居場所の立ち上げ・運営支援、圏域・市域ネットワークの構築、居場所ボランティア講座の実施等を行いました。

また、こどもの居場所運営団体の安定的な運営を支援するため、こどもの居場所づくり推進事業補助金を 44 団体に交付し、延べ 51,010 人の居場所への参加と、延べ 1,227 世帯へお弁当等の配布を通じた見守りを行いました。

今後もこれらの取組みを総合的に進めていくことで、様々な課題を抱えたこどもの育ちを支えるとともに、家庭への支援や多様な団体のつながりを創出していきます。



いこっと



〇高校生世代のこども・若者のための居場所【くらし支援課】

生きづらさを感じている高校生世代の若者を支援するため、「ユースホーム できるカンパニー」を令和6年（2024年）6月に開設しており、生活の自立につながる就労や学び直し、基本的な生活習慣の形成を目的として、安心安全が確保されたすごし場や学びと体験の機会を提供しています。

若者等とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、仕事体験等の場を提供するとともに、若者等とその家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の支援を実施しました。

令和7年度（2025年度）においては登録人数が31人、延べ1,029人が参加しました。



Instagram



DEKIRU.CO.TOYONAKA

様々な地域の居場所の取組み

校区福祉委員会、民生委員・児童委員*、主任児童委員*等の地域団体が、小学校や放課後こどもクラブと連携したこども食堂や朝ごはん会、学習支援等、様々なこどもの居場所の取組みを行っています。また、こども食堂ネットワークを組織し、加盟するこども食堂を対象とした交流会やイベントの実施、くるくるパントリーを通じた食材支援、こども食堂 MAP の更新を行いました。

（２）こどもの社会参画・意見表明のしくみづくり

○子ども健やか育み条例 こども向けパンフレットの配布、子ども健やか育み条例出前講座【こども政策課】

平成 25 年（2013 年）4 月に制定した子ども健やか育み条例のこどもへの周知をはかるとともに、こどもの人権に関するこどもの理解を深める機会とすることを目的に、こども向けパンフレットを作成し、講座開催時や市内の小学 4 年生に毎年パンフレットを配布しました。

また市内の小・中学校・義務教育学校で子ども健やか育み条例やこどもの人権に関わる内容をテーマにした出前講座を実施し、令和 7 年度（2025 年度）は小学校 18 校、中学校 2 校で実施し、合計 2,704 人の児童・生徒が参加しました。

令和 8 年度（2026 年度）は、“参加する権利”に関連したアンケートを実施予定です。



こども向けパンフレット

○こどものつぶやき展【こども事業課】

就学前施設における人権教育・保育の一環として、こどもたちの多様な「思い」を「つぶやき」として捉え、表現する場として「こどものつぶやき展」を令和 7 年度（2025 年度）は 1 月に開催しました。これは、こどもたちが日々の生活や友だち、大人との関わりや遊びの中で感じる喜びや悲しみ、驚きや怒り、そして願いといった感情を、言葉だけでなくしぐさや表情なども含めて自由に表明する機会となっています。

この取り組みは、こどもたちの意見表明を尊重し、大人がこどもの思いに改めて向き合い、教育・保育の質を高めるための振り返りにつながっています。次年度も継続して取り組みます。



こどものつぶやき展の様子

ぼくの へいわ ^{さいじ} 5歳児

平和月間の取り組みで、保育者や友達と一緒に『平和』について考えてきた子ども達。月間の最後に、一人一人の思う『平和』を絵に描いていた時のこと。

かずと ん～ へいわってなんだろう（しばらく頭を悩ませる）

あっ！（絵を描き始める）

あかね かずとくん なにかいてるの？

かずと おいしいごはんやで！

すきなごはん いっぱいたべれるのって

めっちゃ しあわせで へいわやねん！

「平和って何？」という、大人でも答えることが難しい問いを子ども達と一緒に考えてきました。その思いを言葉や絵で表現する難しさを感じながらも、平和と向き合い、表現しようとする子ども達。一人一人の考える『平和』が、いつまでも続いてほしいと思います。

〇こどもヒアリング・出張ヒアリング【こども政策課】 「こどもヒアリング」

豊中市子育て・子育て支援行動計画「こどもすこやか育みプラン・とよなか」の進行管理の一環として、市職員が学校へ訪問し、こどもに子育て・子育て支援の取組みの概要を説明するとともに、これらに対する意見を聴きました。

令和7年度（2025年度）は、小学生26人、中学生16人、高校生49人、合計91人に協力いただき、中には、ヒアリングの前に児童会主体で全校児童にアンケートを取り、みなさんの意見を代表して届けてくれるなど、こどもたちの工夫により多くの貴重な意見を聴くことができました。



（上）こどもヒアリングの様子
（下）ヒアリングの内容（二次元コード）

「出張ヒアリング」

令和7年度（2025年度）から、こども自身が話したいテーマや課題について、それぞれのこどもが安心できる場所へ市職員がお話を聴きに行く出張ヒアリングを開始しました。

小学生2人から申し込みがあり、図書館や道路、公園などについて、普段疑問に感じている点や「豊中のまちがもっとこうなったらいいな」というお話を聴きました。

豊中駅図書館サービスポイントに関する意見については、こどもの意見を発端として図書館スタッフが話し合い、関係機関と調整しながら、利用者に分かりやすい表示に改善することで、市民の利便性の向上につながりました。

次年度は、実施手法の課題も踏まえ、こどもヒアリングとの再構築に取り組みます。

【こどもたちの意見を反映した事例紹介】

＜ヒアリングでのこどもの意見＞

豊中駅の図書サービスポイントが駅の北側にあることを、みんな知らない。利用者の多い南口の方にポスターを貼ったりしたほうがいいと思う。

＜こどもの意見をもとに、表示等を見直しました＞

図書館スタッフで話し合い、阪急豊中駅のご協力のもと、案内板に「豊中駅図書サービスポイント」の表示を増やしました。また、サービスポイントでできることを分かりやすく説明するポスターを掲示したり、HPに案内写真を掲載したりしました。



豊中駅の案内表示



サービスポイントの窓に掲示した案内ポスター

○みらいのとよなか～40万人プロジェクト～【経営戦略課】

「みんなでえがこう！みらいのとよなか～40万人プロジェクト～」では、第5次豊中市総合計画の策定に向け、こどもを含む幅広い市民等から、豊中市の良いところや、良くなってほしいところ、10年後のまちの姿について意見を聴取しました。

令和7年度（2025年度）は、動画やSNS*、広報誌による周知、市内小中学校・高校への案内、アウトリーチ*広聴などを通じて、多様な世代や立場の声を集めました。令和8年度（2026年度）は、第2弾アンケートやアウトリーチ広聴、こどもへのヒアリング等を実施し、寄せられた意見を基本構想・基本計画の検討に活かしていきます。※アンケートは終了しています。



40万人プロジェクトチラシ

○ユースモ！in とよなか#若者チャレンジらぼ！【経営戦略課】

「ユースモ！in とよなか#若者チャレンジらぼ！」は、若者世代が豊中のまちをより良くするためのアイデアを提案し、自ら実践することを支援する取組みです。

令和7年度（2025年度）は、延べ100名の若者が説明会等に参加し、9件の企画提案のうち6件を採択し、地域交流、探究学習、公共空間の活用、高齢者の社会参加など、多様なテーマで実践しました。

令和8年度（2026年度）は、募集開始時期を早め、企画づくりから実践までの伴走支援を充実させるとともに、若者が市政への関心を深め、まちづくりに主体的に関わるきっかけとなるよう、事業を通じて働きかけます。



令和7年度パンフレット

○意見表明等支援事業【こども支援課】

こどもの意見形成・意見表明を支援するため、一時保護施設、児童養護施設及び乳児院において、児童相談所等から独立した立場である意見表明等支援員が定期的に訪問する体制を整備しました。今後は、里親家庭における事業実施に向け、実施方法等の検討を進めます。

■意見表明等支援事業の実施状況■

訪問場所	訪問回数	備考
一時保護施設	23回	令和7年8月から実施
児童養護施設	3回	令和7年12月から実施
乳児院	3回	令和7年12月から実施

（３）こどもの自己実現支援

○ライフデザイン支援出前講座【こども政策課】

市内の高校と連携し、働くこと、結婚、妊娠・出産、育児等に係る必要な知識や情報を総合的に習得するとともに、将来について主体的に考える機会を提供する講座や乳幼児との交流会を実施しました。

高校生がゲストの人生の挫折や立ち直り方などを聞く「子育てと仕事について」の講座では、「いつでもやり直せるということを知れた」「今後の方向性に悩んでいたけど、何をしてもいいのだと気づけた」など、挫折した際のモチベーションや、今後の人生について前向きに捉えられるようになった意見が見受けられました。



パネリストを迎えての講座の様子

○中学校体験学習推進事業【学校教育課】

生徒一人一人の社会的・職業的自立に向けた基礎的・基本的な知識・技能の習得、ならびにそれらを活用する力の育成をめざし、各校で必要とされる特色ある体験活動を実施しました。

また、とよなかの学び活性化推進事業（とよなかっ子・学び・WAKUWAKUプラン）にて、学校の企画提案による体験活動を支援し、中学校では４校で発展的な体験活動が実現しました。

継続的に体験活動に取り組めるよう、本事業を推進していきます。

（４）大人がこどもの思いを聴けるような社会づくり

○こどもの意見表明講演会の実施【こども政策課】

こどもが安心して自分の意見や気持ちを言えるような社会づくりをめざし、こどもの支援者等こどもに関わる大人を対象として、こどもの意見表明講演会を実施しました。

参加者アンケートでは、「こどもとの対話が重要であることを認識した」「こどもの意見を聞いて終わりではなく、こどもと一緒に考えていくことを大切にしたい」などの感想があり、こどもを取り巻く大人にこどもの意見表明の重要性を再認識してもらうとともに、地域全体でこどもの声を聴く意識を醸成するための機会となりました。



こどもの意見表明講演会チラシ

○こども施策推進本部会議等（庁内会議）の実施【こども政策課】

子育て・子育て支援行動計画の策定・推進を図るため、こども施策推進本部会議（部長級）、連絡会議（課長級）、実務担当者会議を設置し、こども施策の推進に取り組んでいます。

第３期計画の重点施策３「こどもとともに」に関連して、こどもヒアリング等でこどもから表明された意見が市の施策に活かされるよう、庁内会議を通して共有し、こどもへのフィードバックや施策への反映に連携して取り組みました。

5. 施策の柱ごとの事業実施状況

施策の柱 1 子育て支援

1-1

保育及び教育環境の充実

めざす姿	こどもが安全に、安心して、遊びや学びにチャレンジし、一人ひとりの個性や創造力を伸ばすとともに、集団生活を通じて社会で生きる力を身につけることができる
施策のポイント	- 生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な時期において、多様な環境にあっても一人ひとりの育ちが保障されるよう、質の高い教育・保育を推進します。 - 就学前の教育・保育から学校教育への移行の円滑化、義務教育 9 年間を見通した一貫性のある教育を推進します。 - 教育における ICT* のさらなる活用等による個別最適な教育の推進とこどもの非認知能力*の育成に取り組みます。
施策展開	(1) 就学前の学校教育・保育の一体的な推進 (2) 就学前の学校教育・保育の質の向上 (3) 学校教育の充実 (4) 幼少期から義務教育期間までつながりのある育ちへの支援

●令和 7 年度（2025 年度）の主な取組みおよび今後の取組み

公立こども園で有償ボランティア開始【こども事業課】 **新規事業**

育児や家庭の事情で現場を離れた潜在保育士や、保育を学ぶ学生を対象に、自分のペースで保育体験ができる機会を提供し、保育のやりがいや魅力を改めて感じてもらうことで、再就職や就業のきっかけにつなげるとともに、保育人材の裾野を広げ、将来的な市全体での保育人材の確保を進めることを目的とし、令和 7 年（2025 年）7 月から「豊中市立認定こども園*有償ボランティア」事業を開始し、21 人が登録、延べ 485 回活動しました。今後も引き続き事業を実施します。

とよなか保育士助成金の拡充【こども事業課】 **拡充事業**

豊中市内の保育需要の増加に対応するため、新たに市内保育施設で働く保育士を対象としたとよなか保育士助成金について、令和 7 年度（2025 年度）から拡充を行い、保育人材の確保と定着率の向上を図りました。

市内在住者を対象とする「応援手当」を 3 年間で最大 96 万円（24 万円増額）に拡充し、加えて、市外在住者を対象とする「うるかむマチカネポイント制度」を新設し、市内加盟店舗で利用できるマチカネポイント 12 万円分を交付しました。今後も引き続き実施し、保育人材の確保に努めます。



小中学校体育館空調設備整備、トイレ改修、エレベーター設置【学校施設管理課】

各小中学校の体育館空調設置及びエレベーター設置・トイレ洋式化について、令和 7 年度（2025 年度）に概ね整備が完了しました。（廃校予定の学校や改築予定の学校を除く）

なお、トイレ改修については、一部入札不調により未実施となった学校があり、引き続き令和 8 年度（2026 年度）において整備を進めています。

今後も各校の環境整備に努めます。

めざす姿	こども・若者が主体的に社会へ参加し、多様な人との交流や様々な体験ができる機会を通じて、身近な社会生活や自然等に興味や関心をもち、社会で生きる力を身につけることができる。
施策のポイント	・こども・若者の健やかな成長の原点であり、社会性の源ともなる遊びや多様な人との交流、様々な体験機会を充実します。 ・こども・若者の主体的な社会参画として、意見表明できる機会を充実します。 ・生きる力を育むことや自分らしい生き方の選択につながる、学びの場や将来に向けて考える機会を提供します。
施策展開	(1) 多様な人との交流や様々な体験活動(場)の充実 (2) 将来に向けた学びの場(機会)の提供 (3) こども・若者に対する情報発信や意見表明の機会確保

●令和7年度(2025年度)の主な取組みおよび今後の取組み

都市景観啓発事業【都市計画課】

「とよなか景観スケッチブック」

令和6年度(2024年度)に改定した「豊中市都市景観形成マスタープラン」では、まちの好感を楽しみ、共感へと広げる取組みを実践する人材を“景観スタイリスト”と位置付けています。その育成プログラムの一つとして、市立中学校に通う生徒たちを対象に、身近な景観の魅力を楽しむ「景観スポットまちあるき」を開催し、延べ16名の生徒が参加しました。

まち歩きの中で生徒自身が残したい景観や気に入った景観を描いたスケッチを作成し、それらを掲載した「発見!とよなか景観スケッチブック」を発行するとともに、それらの配布や原画展を通して、本市の景観について主体的に考える機会を提供しました。

「とよなか百景ジャンボかるた大会」

豊中市の魅力的な景観スポットを発信している「とよなか百景」を題材に作成した「とよなか百景かるた」を使用して、通常サイズとA3サイズの2種類のかるたで未就学児(年中・年長児)と小学生を対象にかるた大会を開催し、延べ152名のこどもが参加しました。楽しみながら豊中市の景観について知る機会を提供するとともに都市景観の大切さの周知につなげました。

「とよなかオープンファクトリー」「とよなか産業フェア」【産業振興課】

ものづくりやおしごとの現場を体験・体感できる「とよなかオープンファクトリー」は、令和7年度(2025年度)で3回目の開催となり、119人のこどもが参加しました。食品添加物や船舶用エンジン整備等のものづくり事業者12社の工場見学を通じ、市内事業者の魅力を身近に感じてもらう機会を提供しました。「とよなか産業フェア」では、製品・サービス・技術に触れる展示やしごと体験を実施し、うどん作りやアナウンサーなど計11社による体験の機会を提供しました。

今後は令和8年度(2026年度)に向け、両事業の充実を図り、より多くのこども達が参加できる機会の拡大をめざします。

めざす姿	家庭づくりや学校・地域におけるこどもの居場所づくりが進み、こどもが安全に安心して自分らしく過ごすことができる
施策のポイント	・地域の居場所、公共施設における居場所・自習室の提供など、誰もが利用できる多様なこどもの居場所を充実します。 ・支援型居場所の拡充など、こどもの居場所ごとの目的に応じて支援力の向上を進めます。 ・各居場所運営の充実、必要な支援への確実なつながりに向け、居場所全体のネットワーク化を推進します。
施策展開	(1) こどもが安心して過ごせる家庭づくりの支援 (2) 学校を拠点とした放課後の児童の居場所づくり (3) 地域におけるこどもが安心して安全に遊びや学習等の活動が行える機会（場）の提供 【重点施策3】

●令和7年度（2025年度）の主な取組みおよび今後の取組み

午前7時からの小学校見守り事業【学校施設管理課】**拡充事業**

市立小学校・義務教育学校（前期課程）に見守り員を2名配置し、こども園の開園時間とあわせて午前7時からの見守り体制を整えました。令和7年度は延べ35,772人の児童が利用し、校門前で待つことなく、学校敷地内で安全に待機する環境を提供しました。

また、令和7年度から三季休業中の拡充に加え付き添い要件の緩和を実施しました。

令和8年度からも引き続き、事業を継続して実施していきます。

放課後の学習支援【学び育ち支援課】

令和6年度から、児童の学習理解度の向上と学習習慣の定着を目的として、全市内小学校・義務教育学校（前期課程）において放課後の学習支援事業を開始しています。本事業は小学5・6年生を対象としており、2・3学期の水曜の放課後に学校の特別教室等を活用して学習支援の機会を提供するものです。令和7年度（2025年度）は延べ13,219名が参加しました。

講師は民間事業者から派遣され、事業者の準備したテキストに加え、学校で使用しているAIドリルも積極的に活用し、学習支援を行っています。

令和8年度（2026年度）以降も引き続き事業を継続して実施していきます。

放課後・土日の学習支援（マチ☆スタ）【中央公民館】

学習習慣の定着並びに自宅学習の充実を図り、生徒の学力向上につなげることを目的として、令和4年度（2022年度）に5つの市立中学校で開始しました。令和7年度（2025年度）は全市立中学校・義務教育学校（後期課程）にて実施しました。本事業は8月に開始し、放課後や土日に公民館、図書館等公共施設を活用して学習支援の機会を提供しています。令和7年度（2025年度）は延べ8,267名の参加がありました。

委託事業者から派遣された講師が、教科書に準拠したテキストと学校で使用しているAIドリルも積極的に活用し、学習支援を行っています。

令和8年度（2026年度）以降も引き続き事業を継続して実施していきます。

めざす姿	こどもが安心して、気軽に自身の悩みや不安を相談できる場所があり、特別な配慮を必要とするこどもが、個別の状況に応じた適切な支援を受けることができる
施策のポイント	・いろいろな方法・場で、こども自身が相談しやすい環境を充実します。 ・深刻な状況になる前に、こども・若者の悩みへの支援、予防的な関わりができるよう取り組みます。 ・福祉・保健・教育等が連携した包括的な支援体制を築き、こどもと子育て世帯をまるごと支援します。 ・特別な配慮を必要とするこどもの個別の状況に応じた適切な支援が届くよう、取組みを進めます。
施策展開	(1) こどもの相談窓口体制の充実 (2) こどもの悩みへの支援の推進 (3) こどもが安心して相談できる環境づくり【重点施策1】 (4) 支援を届ける環境づくり

●令和7年度（2025年度）の主な取組みおよび今後の取組み

「4. 重点施策の実施状況 重点施策1 確実に支援につなぐ～寄り添い・つなぐ相談援助～」(P.6～10)に記載しています。

めざす姿	社会生活を円滑に営む上での困難を有する若者が、個々の状況に応じた適切な支援を受けることができるとともに、安心して過ごすことができ、将来の夢を描くことができる
施策のポイント	・多様で複合的な課題に対し、包括的かつ段階的に支援するプログラムを組み立て、若者支援に係る相談・支援機能を充実します。 ・各分野の相談支援窓口が連携し適切な支援ができる仕組みづくりとともに、学生から社会人へのスムーズな移行を支援するネットワークを強化します。 ・社会生活を円滑に営む上での困難を有する若者が、再チャレンジできるよう居場所づくりなど社会的自立に向けた取組みを強化します。
施策展開	(1) 若者支援に係る相談・支援機能の充実【重点施策1】 (2) 支援ネットワークの強化【重点施策1】 (3) 居場所など社会的自立に向けた取組みの強化

●令和7年度（2025年度）の主な取組みおよび今後の取組み

若者支援総合相談窓口【くらし支援課】

困難を有するおおむね 15～39 歳の若者やその家族、学校、支援者等から対面や電話等での相談を受け、面談等を実施するとともに、課題の解決や生きづらさの軽減のための支援プログラムの策定や支援経過のモニタリングを行いながら、相談者に寄り添った支援を実施しました。

令和7年度（2025年度）の新規相談件数が127件、延べ相談件数が777件でした。

また、ひきこもり状態の若者に対する訪問支援や居場所事業を実施するとともに、複合的な課題を有する相談者に対しては、関係支援機関との連携や、回復状況に応じて段階的に支援方針を見直すなど、支援全般のコーディネートを行いました。



高校生世代のひきこもり未然防止事業【くらし支援課】

生きづらさを感じている高校生世代の若者を支援するため、「ユースホームできるカンパニー」を令和6年（2024年）6月に開設し、生活の自立につながる就労や学び直し、基本的な生活習慣の形成を目的として、安心安全が確保されたすごし場や学びと体験の機会を提供しました。

若者等とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、仕事体験等の場を提供するとともに、若者等とその家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の支援を実施しました。

令和7年度（2025年度）においては登録人数が31人、延べ1,029人が参加されました。



施策の柱 2 子育て支援

2-1

地域の子育て環境の整備

めざす姿	こどもや子育て家庭が地域の人々によって見守られ、支えられ、保護者同士も身近な場所であい、支え合うことができる
施策のポイント	・日常的に保護者同士が支えあうことができ、転入世帯など孤立しがちな保護者に対してもつながりやすいよう、身近な相談場所、遊び場、交流の場を創出します。 ・関係機関の連携強化を図るとともに、子育て関連団体の活動支援を行います。 ・子育て・子育てを支える人材・組織を育成します。
施策展開	(1) 身近に集える地域の子育ち・子育て支援の拠点（場）の活用【重点施策 1】 (2) 地域子育て・子育てネットワークの充実 (3) 地域の多様な人材の育成・連携を強化した地域教育力*の向上【重点施策 2】

●令和7年度（2025年度）の主な取組みおよび今後の取組み

こども服リユース（おゆすりぐるり）【ゼロカーボンシティ推進課】

こども服リユース（おゆすりぐるり）は、まだ着られるこども服を次の人へつなげるため、地域でこども服が“ぐるり”と循環する取り組みです。

環境交流センターではこども服を回収・配布する常設拠点を設置し、市内にある他の常設拠点との連携、運営協力を行っています。センター外では、庄内コラボセンター、千里コラボセンターや図書館等でイベントを実施することで、こども服リユースを知っていただく機会を提供しました。また、イベントへ参加することをきっかけに、こども服リユースのボランティアへ登録できる制度を創設しました。引き続き、こども服リユースを通じて、子育て世代を中心とした参加者の環境配慮行動につなげるとともに環境意識の向上をめざします。



公民連携事業「みんなあつまれわくわくランド」【こども支援課】

「みんなで子育て応援しています！」を合言葉に、豊中市で安心して子育てできるよう、主任児童委員*をはじめ、子育て家庭を応援するさまざまな機関・団体が協働し、互いのつながりを深めながら、市域全体の子育て支援の気運を高めることを目的としたイベントです。

令和7年度（2025年度）は、子育てや親子をテーマとした遊び等のコーナーを設置し、451人の参加がありました。



めざす姿	保護者が子育てに喜びを感じ、こどもとともに成長できていると感じることができる
施策のポイント	・情報を求める人に、必要な情報が確実に届くための、発信媒体の充実や情報提供できる機会（場）を充実します。 ・支援・相談体制の再構築と関連部署、関連機関同士の連携を強化します。 ・地域（社会）で子育てを支える意識・機運を醸成します。
施策展開	(1) はぐくみセンターを中心とした利用者支援体制の充実 (2) 子育てに関する情報発信の充実 (3) 家庭教育支援の推進

●令和7年度（2025年度）の主な取組みおよび今後の取組み

子育て・子育て応援アプリ「とよふぁみ」の運営【こども政策課】 拡充事業

子育て支援センターほっぺや、市内こども園・保育所で実施するマイ子育てひろばのほか、公民館・図書館などのイベント情報や子育てに関するさまざまな情報を発信しています。

また、公民の子育て情報の発信源として令和8年1月に立ち上げた「とよなかはぐくみポータルサイト」について、とよふぁみからも閲覧できるようにすることで、本ポータルサイトで使えるサービス等についてアクセスしやすくするとともに、子育て支援情報の「見える化」について取り組みました。

今後も利用者の利便性向上のため、改善を行います。



アプリはこちら

豊中市魅力発信サイト【魅力文化創造課】 拡充事業

市外の子育て世代に対し、豊中市での暮らしを具体的にイメージしてもらえるよう、豊中市魅力発信サイトの改善に取り組みました。トップページの構成や主要導線、視認性の改善に加え、エリア別の情報やコンテンツの改変を行うことにより、子育てしやすい住環境に関する情報をわかりやすく伝え、市外の子育て世代からの転入促進につなげています。

この事業は、魅力発信サイトの閲覧数が減少傾向にあったことから、副業・兼業人材を活用して現状分析を実施し、「子育てしやすさNo.1へ」をめざす豊中市を“暮らしの舞台として選びたくなる”ようリニューアルしたものです。

今後は、子育て世代に向けた情報発信のさらなる充実に取り組みます。



めざす姿	保護者が身近で相談できたり必要な支援を受けることができ、安心して子育てできる
施策のポイント	- 必要な支援に確実につなぐための切れ目のない包括的な支援体制を構築します。 - より身近な場所で相談を受けることができる体制を構築します。 - 多様な子育てニーズに応じられるよう、支援サービスを充実します。
施策展開	(1) 包括的な相談・支援体制の充実【重点施策1】 (2) 自ら出向くことが困難な保護者などへの訪問型（アウトリーチ型*）支援体制の充実 (3) 多様な子育て支援の充実【重点施策2】 (4) 必要な支援を届ける環境づくり

●令和7年度（2025年度）の主な取組みおよび今後の取組み

「4. 重点施策の実施状況 重点施策1 確実に支援につなぐ～寄り添い・つなぐ相談援助～」
 (P.6～10)「4. 重点施策の実施状況 重点施策2 子育てはみんなで～子育ての社会化～」
 (P.11～13)に記載しています。

めざす姿	必要に応じて多様な保育サービスが利用でき、子育てと仕事のバランスがとれていると感じることができる
施策のポイント	・多様な働き方に対応できるよう保育所等の整備や保育サービスを充実します。 ・ワーク・ライフ・バランス*を実感するため、働き方や働きやすい職場づくり、父母ともに子育てに対する知識や方法を学べる機会を充実します。
施策展開	(1) 保育所等の整備、多様な保育サービスの充実 (2) 家庭・企業・事業所等への啓発

●令和7年度（2025年度）の主な取組みおよび今後の取組み

保育所等の定員確保の取組み【こども政策課】**拡充事業**

保育所等への申込者数（保育ニーズ）増加に対応するため、令和7年度（2025年度）から令和10年度（2028年度）を期間とする施設整備補助等にかかる継続費を確保し、新規整備等を進めています。

令和7年度（2025年度）は、令和8年（2026年）4月開園の「豊中そらいろ保育園」「トレジャーキッズそね保育園」を新規整備しました。

また、令和9年（2027年）4月開園に向け、市中部地域において保育所等を新規整備するべく事業者を募集及び選定しました。

引き続き、幼稚園から認定こども園*への移行促進を実施するとともに、既存保育所等の増改築や新規整備等、多様な手法で保育定員の確保を進めます。

病児保育の拡充【こども事業課】**拡充事業**

保護者が就労している場合等において、こどもが病気または病気の回復期に家庭での育児が困難な場合に、専用施設において一時的に保育する病児保育事業について、令和7年（2025年）11月、南部地域に新たに1施設開設し、市域全域で4施設での実施となりました。引き続き、各施設の利用状況等について聴取・分析を行い、利用しやすさの向上をめざします。

一時保育予約システム運用開始【こども事業課】

各施設で利用の受付をしている一時保育（断続的一時保育事業）について、令和7年（2025年）6月に一時保育予約システムを導入しました。（11施設が導入済。）これにより、各施設の一時保育の空き状況の把握とオンラインでの予約が可能となり、市民の利便性向上を図りました。引き続き、子育て環境のさらなる向上のため、本システム活用施設の拡大を進めます。

施策の柱 3 安心・安全なまちづくり

3-1

生活環境、保健・医療体制等の整備

めざす姿 地域の中で安心して安全に妊娠・出産・子育てができる

施策の ポイント

- ・妊娠・出産・子育てに関する知識の普及と相談支援体制の充実に取り組みます。
- ・安心して安全に妊娠・出産・子育てができるよう母子保健事業や小児医療体制を推進します。
- ・住まいや外出において子育て・子育てにやさしい生活環境づくりを進めます。
- ・子育てに関する家庭への経済的な支援を行います。

施策展開

- (1) 妊娠・出産・子育てに関する知識の普及、相談支援体制の充実 **【重点施策 1】**
- (2) 母子保健事業の推進
- (3) 小児医療体制の確保
- (4) 子育て・子育てにやさしい生活環境づくり
- (5) 子育て家庭への経済的な支援

●令和7年度（2025年度）の主な取り組みおよび今後の取り組み

こどもの安心送迎ルート整備事業【基盤整備課】 **新規事業**

市内の子育て施設（こども園）12園に対し、園周辺の道路環境について保護者にアンケート調査を行い、園ごとに設定した送迎ルートの危険箇所や送迎する上で注意していることに対し、安全対策を行う整備計画の策定に向けて取り組みました。

今後の取り組みとして、令和8年（2026年）以降、整備計画で設定した子育て施設に対し、詳細設計と工事を実施します。モデル事業として設定した園では安全対策後の効果検証のアンケート調査を行い、対象施設の拡大等を検討します。



ボールパークの整備【公園みどり推進課】 **新規事業**

主に中学生以下の子どもたちを対象とした、バスケットボールやサッカー、キャッチボールなどのボール遊びができる公園（ボールパーク）事業をふれあい緑地、野田町広場、北町2丁目第4公園にて試行実施しました。

ボールの飛び出しを防ぐフェンスがあり、遊べる時間、ボール遊びのルールを設定し、放課後や休日に子どもたちがボール遊びを楽しめるようになっています。

今後、各小学校区に1か所整備されるよう、毎年2～3か所整備をしていきます。



めざす姿 こどもや子育て家庭が犯罪や災害から守られ、安心して安全に暮らすことができる

施策の
ポイント

- ・こどもが災害や犯罪、事故から守られるよう、地域住民や関係団体等が連携し、校区間で連携した見守り体制を充実します。
- ・こどもが安心して、安全に暮らすため、こどもを対象とした防災、防犯、安全対策を強化します。

施策展開

- (1) 地域住民や関係団体等と連携した見守り体制の充実
- (2) こどもを対象とした災害や犯罪に対する安全対策の強化、交通安全活動の推進

●令和7年度（2025年度）の主な取組みおよび今後の取組み

マチカネ消防隊（第2期マチカネ消防隊）【消防局予防課】 拡充事業

令和6年度（2024年度）に少年消防クラブとして、市内在住の小学4～6年生を対象に、第1期マチカネ消防隊を発隊しました。前期が25人の募集に対して5倍の応募があったことから、令和7年度（2025年度）は、募集人数を拡充し、90名が卒隊しました。未来の地域防災の担い手を育成することを目的に、こどもたちに防火防災教育を年6回、普段体験できない粉末消火器噴射体験や着衣泳、出初式での広報活動などの機会を提供し、自助共助のこころと技術を指導・育成しました。

今後の取組みは、引き続き、初期消火訓練や水難訓練などの防火防災に関する活動を実施するとともに、こどもたちの学びや経験をきっかけに、保護者をはじめ、地域への啓発につなげ、地域全体の防災意識の向上を図ります。



見守りカメラ増設【危機管理課】 拡充事業

国内における凶悪事件の認知件数の増加を受けて、旧小学校区に5台ずつ計205台の見守りカメラの増設を実施しました。これにより、駅前防犯カメラ、行政利用カメラと合わせると、豊中市内のカメラの台数は1,484台となりました。

205台の新設見守りカメラの設置場所については、実際に事件の捜査をする警察や、各小学校に意見を出していただき、その意見を基に決定しました。引き続き市民の安心・安全を守るために見守りカメラの運用管理を行っていきます。

※カメラの画像データについては、個人情報にあたるため、警察などの捜査関係機関からの要請でなければ提供はしません。

6. 子ども・子育て支援法に基づく市町村計画の実施状況

①学校教育(1号認定 ※満3歳以上の小学校就学前の学校教育)

各年5月1日時点

事業概要	区分	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和7年度(2025年度)の事業実施内容
・幼稚園 ・認定こども園	①計画値 (利用定員確保量)	人	5,954	5,824	5,684	5,684	5,684	○2025年4月までの新制度移行等 ・幼稚園(従来制度)1園が幼稚園(新制度)へ移行 ・幼稚園(新制度)1園が幼稚園型認定こども園へ移行 ○2025年4月1日現在施設数(分園をカウントせず) ・幼保連携型認定こども園(公立24か所、私立24か所) ・幼稚園型認定こども園12か所・幼稚園(新制度)8か所 ・幼稚園(従来制度)5か所
	②実績値 (利用定員※2)		4,495					
	③実績値 (園児数)		3,661					

※2 従来制度の幼稚園は認可定員を適用

②-I 保育(2号認定 ※保育を必要とする満3歳以上(学校教育希望以外))

各年5月1日時点

事業概要	区分	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和7年度(2025年度)の事業実施内容
・保育所 ・認定こども園 ・地域型保育施設	①計画値 (利用定員確保量)	人	5,591	5,729	5,861	6,014	6,116	○2025年4月までの新規開園等 ・変更なし ○2025年4月1日現在施設数(分園をカウントせず) ・幼保連携型認定こども園(公立24か所、私立24か所・再掲) ・幼稚園型認定こども園12か所 ・保育所53か所 ・事業所内保育所1か所
	②実績値 (利用定員)		5,147					
	③実績値 (認定者数)		5,591					
	④実績値 (園児数)		5,336					

②-II 保育(3号認定(0歳) ※保育を必要とする満3歳未満)

各年5月1日時点

事業概要	区分	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和7年度(2025年度)の事業実施内容
・保育所 ・認定こども園 ・地域型保育施設 ・家庭保育所等(0歳)	①計画値 (利用定員確保量)	人	822	835	845	855	863	○2025年4月までの新規開園等 ・変更なし ○2025年4月1日現在施設数(分園をカウントせず) ・幼保連携型認定こども園(公立24か所、私立24か所・再掲) ・保育所53か所(再掲) ・事業所内保育所1か所(再掲) ・小規模保育事業所(A型)14か所・家庭保育所2か所
	②実績値 (利用定員)		756					
	③実績値 (認定者数)		870					
	④実績値 (園児数)		602					

②-II 保育(3号認定(1歳) ※保育を必要とする満3歳未満)

各年5月1日時点

事業概要	区分	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和7年度(2025年度)の事業実施内容
・保育所 ・認定こども園 ・地域型保育施設 ・家庭保育所(1歳)	①計画値 (利用定員確保量)	人	1,668	1,722	1,836	1,872	1,889	○2025年4月までの新規開園等 ・変更なし ○2025年4月1日現在施設数(分園をカウントせず) ・幼保連携型認定こども園(公立24か所、私立24か所・再掲) ・保育所53か所(再掲) ・事業所内保育所1か所(再掲) ・小規模保育事業所(A型)12か所・家庭保育所2か所(再掲)
	②実績値 (利用定員)		1,485					
	③実績値 (認定者数)		1,780					
	④実績値 (園児数)		1,532					

②-II 保育(3号認定(2歳) ※保育を必要とする満3歳未満)

各年5月1日時点

事業概要	区分	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和7年度(2025年度)の事業実施内容
・保育所 ・認定こども園 ・地域型保育施設 ・家庭保育所(2歳)	①計画値 (利用定員確保量)	人	1,936	2,002	2,134	2,170	2,194	○2025年4月までの新規開園等 ・変更なし ○2025年4月1日現在施設数(分園をカウントせず) ・幼保連携型認定こども園(公立24か所、私立24か所・再掲) ・保育所53か所(再掲) ・事業所内保育所1か所(再掲) ・小規模保育事業所(A型)12か所(再掲)・家庭保育所2か所(再掲)
	②実績値 (利用定員)		1,755					
	③実績値 (認定者数)		2,128					
	④実績値 (園児数)		1,782					

2. 地域子ども・子育て支援事業

①利用者支援事業＜基本型＞

事業概要	区分	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和7年度(2025年度)の事業実施内容
事業等の情報提供、相談支援、関係機関との連絡調整等を行う事業	①計画値(確保量)	か所	2	2	2	2	2	○こども支援課(子育て支援センターほっぺおおよびほっぺ南部分室)に子育て支援コーディネーター*2名配置(それぞれ1名ずつ)。 ○子育て支援コーディネーター*連絡調整会議を2か月に1回開催し、相談対応から見えてくる地域の課題について話し合いました。
	②実績値		2					

①利用者支援事業＜地域子育て相談機関＞

事業概要	区分	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和7年度(2025年度)の事業実施内容
事業等の情報提供、相談支援、関係機関との連絡調整等を行う事業	①計画値(確保量)	か所	16	16	16	16	16	○公立こども園16園に地域子育て支援センターを設置。 ○園開放やイベントとあわせて子育て相談を実施し、必要に応じてはぐくみセンターと連携しました。
	②実績値		16					

①利用者支援事業＜特定型＞

事業概要	区分	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和7年度(2025年度)の事業実施内容
事業等の情報提供、相談支援、関係機関との連絡調整等を行う事業	①計画値(確保量)	か所	1	1	1	1	1	○子育て給付課に子育て支援コーディネーター*を2名配置。 ○保育所等をよりスムーズに利用できるよう、子育て給付課窓口でオンライン相談を活用し、利用者の意向に寄り添ったきめ細やかな説明を行いました。
	②実績値		1					

①利用者支援事業＜こども家庭センター型＞

事業概要	区分	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和7年度(2025年度)の事業実施内容
事業等の情報提供、相談支援、関係機関との連絡調整等を行う事業	①計画値(確保量)	か所	3	3	3	3	3	○市内3つの保健センター(千里・中部・庄内)に子育て支援コーディネーター*を1名ずつ配置。 ○母子健康手帳交付時に個別の支援プランを作成することにより支援ニーズに応じた情報提供及び支援を行いました。
	②実績値		3					

②時間外保育事業(延長保育事業)

事業概要	区分	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和7年度(2025年度)の事業実施内容
通常保育時間を超えて保育を行う事業	①計画値(確保量)	人	608	618	631	646	667	○市内の認定こども園・保育所・地域型保育事業125か所(公立24、民間101)にて実施しました。
	②実績値 1日平均 (延べ人数)		465 (135,723)					

③実費徴収にかかる補足給付を行う事業

事業概要	区分	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和7年度(2025年度)の事業実施内容
特定教育・保育等を受けた場合にかかる物品の購入費用等を助成する事業	実績値	件	22					○生活保護世帯を対象に、教育・保育にかかる実費負担額を助成しました。 1号認定・2号認定・3号認定児童・・・教材費等2,500円/月(上限)

④多様な主体の参入促進事業

事業概要	令和7年度(2025年度)の事業実施内容
(1)新規参入事業に対する相談・助言等巡回支援等 (2)特別支援:私学助成や障害児保育事業の対象とならない特別な支援が必要なこどもを認定こども園で受け入れるための職員の加配を促進するための事業	(1)私立幼稚園(確認を受けていない幼稚園)を対象に、新制度移行にかかる支援事業を実施しました。 (2)社会福祉法人立の幼保連携型認定こども園に在籍する1号認定障害児に対し、担当職員の人件費を補助しました。 (対象施設:3園)

⑤放課後児童健全育成事業(放課後こどもクラブ)

各年5月1日時点

事業概要	区分	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和7年度(2025年度)の事業実施内容
就労等を理由に保護者が放課後家庭に不在の小学生を対象に、小学校等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供する事業	①計画値(確保量)	人	5,186	5,282	5,341	5,347	5,316	○保護者が昼間家庭にいない小学生4年生までの児童(支援の必要な児童は6年生まで)に対し、各小学校内で「放課後こどもクラブ」を運営しました。 ○19時までの延長保育事業を実施(2014年11月～) ○土曜日の開設を通年毎週実施(2016年4月～) ○放課後こどもクラブの運営を民間事業者へ委託しました。(令和5年4月～1校) ○放課後の子どもの居場所づくり事業を25校で実施しました。
	②実績値(利用人数)		5,364					

⑥子育て短期支援事業(ショートステイ事業)

事業概要	区分	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和7年度(2025年度)の事業実施内容
保護者の疾病等を理由に、家庭での養育が一時的に困難になった児童を児童養護施設等において一定期間養育を行う事業	①計画値(量の見込み)	人	3,360	3,360	3,360	3,360	3,360	○令和元年度から実施方法を変更し、トワイライトステイを包含して、日帰り型(7日以内/月)、宿泊型(6泊7日以内)として実施しました。 ○市内2か所、市外4か所の施設、里親4家庭に委託実施しました。 市内:社会福祉法人大阪水上隣保館翼 社会福祉法人大阪水上隣保館はばたき 市外:社会福祉法人大阪水上隣保館 遥学園 社会福祉法人大阪水上隣保館 乳児院 社会福祉法人済生会支部大阪済生会 大阪乳児院 社会福祉法人大阪西本願寺 常照園
	②計画値(確保量)		1,144	1,496	3,272	3,272	3,360	
	③実績値(延べ人数)		679					

⑦乳児家庭全戸訪問事業(新生児訪問・こんにちは赤ちゃん事業)

事業概要	区分	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和7年度(2025年度)の事業実施内容
生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業	①計画値(確保量)	人	2,970	2,942	2,917	2,893	2,880	○保育教諭、主任児童委員*、保健師、助産師による訪問を実施しました。令和元年度から主任児童委員*と同伴で行う訪問は民間事業者へ委託しています。 対象児童のいる2,702家庭のうち、2,702家庭に面談(面談率は100%)を実施しました。
	②実績値		2,702					

⑧養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク*機能強化事業

事業概要	区分	単位	令和7 年度	令和8 年度	令和9 年度	令和10 年度	令和11 年度	令和7年度(2025年度)の事業実施内容
【養育支援訪問 事業】 養育支援が特 に必要な家庭 を訪問して、養育 能力を向上させ るための支援を 行う事業	①計画値 (確保量)	人	1,217	1,247	1,281	1,314	1,347	○子育てに不安や悩みのある家庭に保育教諭等が訪問し、育児相 談や子育てサービスの情報提供等を行いました。 ○支援が必要な妊産婦、新生児、乳幼児等に対し保健師や助産 師、社会福祉職等が家庭訪問を行い、個々の状況に応じた適切な 保健師指導や援助、受診勧奨などを行いました。
	②実績値		1,027					
事業概要								令和7年度(2025年度)の事業実施内容
【子どもを守る地域ネットワーク*機能強化事業】 要保護児童対策地域協議会の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員(関 係機関)の専門性強化と、ネットワーク間の連携強化を図る取組みを実施する事業								○要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク*)機 能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員(関係機関) の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組みを実 施しました。

⑨地域子育て支援拠点事業(地域子育て支援センター等)

事業概要	区分	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和7年度(2025年度)の事業実施内容
地域において、子育て相談や情報発信、親子が交流できる場の提供等を行う事業	①計画値(確保量)	人回	3,044	3,048	3,083	3,057	3,035	〇子育て支援センターほっぺ、子育て支援センターほっぺ南部分室、地域子育て支援センター16か所で、親子でゆったり過ごせる環境を提供しました。
	②計画値(確保量)	か所	18	18	18	18	18	
	②実績値(延べ利用組数/12月)	人回	2,647					
	④実績値	か所	2					

⑩-I 一時預かり事業<幼稚園型>(預かり保育)

事業概要	区分	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和7年度(2025年度)の事業実施内容
幼稚園での通常の就園時間に加え、延長して預かる事業	①計画値(確保量)	人日	121,022	113,204	104,194	94,739	88,071	〇公立こども園6か所、民間こども園21か所、私立幼稚園8か所にて1号認定の児童に対して実施しました。
	②実績値延べ人数		162,106					

⑩-II 一時預かり事業<一般型>(一時保育事業)

事業概要	区分	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和7年度(2025年度)の事業実施内容
家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を一時的に預かり、必要な保育を行う事業	①計画値(確保量)	人日	28,013	27,613	27,365	26,689	26,077	〇一時預かり(一般型)(一時保育) (1)断続的一時保育…満1歳から小学校就学前児童で保護者が一時的に保育が必要な場合、週3日を限度として預かる事業。民間保育所、認定こども園等64か所で実施しました。(定員313名) (2)緊急一時保育…保護者の疾病や介護、冠婚葬祭等緊急に保育が必要な場合、12日間を限度として公立こども園、民間保育所等19か所で実施しました。 ※実績値及び定員にはポピンズキッズルームの緊急一時保育(一時保育利用枠:定員8人×2か所)を含む。 〇トワイライトステイ:令和元年度から実施方法を変更し、ショートステイに包含して実施しました。
	②実績値延べ人数		24,270					

⑪病児保育事業(病児・体調不良児保育)

事業概要	区分	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和7年度(2025年度)の事業実施内容
保育所等で病児・体調不良児を預かる事業	①計画値(確保量)	人日	41,728	42,493	43,272	44,068	44,879	〇病児保育事業…市内4施設で実施しました(定員4人、6人、20人、4人) 〇体調不良児対応型:看護師配置の保育所等93か所にて実施しました。
	②実績値延べ人数		56,007					

⑫子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

事業概要	区分	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和7年度(2025年度)の事業実施内容
育児の援助を行いたい者と援助を受けたい者が、相互に会員となって、会員同士が育児に関する援助活動を行う事業	①計画値(確保量)	人日	1,767	1,767	1,767	1,767	1,767	〇広報等により援助会員の確保に努めました。会員登録していない保護者が会員や活動を気軽に知ることができるよう、地域での交流会を14回開催しました。
	①のうち、就学前		1,602	1,602	1,602	1,602	1,602	
	①のうち、就学後		165	165	165	165	165	
	②実績値延べ人数		2,323	0	0	0	0	
	②のうち、就学前		2,185					
	②のうち、就学後		138					

⑬妊婦に対する健康診査(妊婦健康診査)

事業概要	区分	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和7年度(2025年度)の事業実施内容
妊婦に対する健康診査を行う事業	①計画値(確保量)	人日	37,740	37,388	37,070	36,764	36,605	〇妊婦健康診査にかかる費用の一部を助成することで安心して継続的に妊婦がかかりつけ医で健康診査に通うことができるよう支援しました。
	②実績値(延べ人数)		34,077					

⑭子育て世帯訪問支援事業

事業概要	区分	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和7年度(2025年度)の事業実施内容
家事・育児に対して不安や負担を抱える子育て家庭を訪問支援員が訪問し、必要な支援を行う事業	①計画値(量の見込み)	人日	19,200	19,200	19,200	19,200	19,200	〇6事業者に委託し、家事・育児に対して不安や負担を抱える子育て家庭、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問支援員が訪問し、計127世帯に対して育児及び家事援助支援を行いました。
	②計画値(確保量)		7,200	9,600	12,000	14,400	19,200	
	③実績値(延べ人数)		2,142					

⑮児童育成支援拠点事業

事業概要	区分	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和7年度(2025年度)の事業実施内容
養育環境等に課題を抱える児童等に対して居場所を開設し、個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供する事業	①計画値(量の見込み)	人	140	140	140	140	140	〇令和7年度で3拠点を更新し、新たに1拠点を開所しました。 〇市内で全5拠点運営となり、延べ4,743人の利用となりました。
	②計画値(確保量)		80	120	140	140	140	
	③実績値(延べ人数)		87					

⑯親子関係形成支援事業

事業概要	区分	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和7年度(2025年度)の事業実施内容
要支援児童等の保護者等を対象に、親子間の適切な関係性の構築を目的としたこどもの発達の状況等に応じた支援を行う事業	①計画値(量の見込み)	人	3,626	3,626	3,626	3,626	3,626	〇安心感の輪:グループ連続講座を3クール、単発講座を1回実施。 〇トリプルP:グループ連続講座を1クール、セミナーを4回実施。 〇ペアプロ:基礎編6回連続講座を1クール、単発講座16回実施。 〇ペアトレ:ステップアップ編3回連続講座を1クール、単発講座を1回、オンライン講座を1ヵ月配信、豊中市障害児通所支援事業者内講座3事業所延べ4回実施。
	②計画値(確保量)		2,866	3,626	3,626	3,626	3,626	
	③実績値(延べ人数)		551					

⑰妊婦等包括相談支援事業

事業概要	区分	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和7年度(2025年度)の事業実施内容
妊婦等に対して面談などを実施し、心身の状況や環境等の把握、子育てに関する情報提供、相談等の支援を行う事業	①計画値(確保量)	回	7,057	6,991	6,932	6,874	6,844	〇面談実施回数は、妊娠届時面談を2,786回実施、乳児家庭全戸訪問事業(保健師・助産師による新生児訪問等、こんにちは赤ちゃん事業)時面談を、2,702回実施しました。
	②実績値(面談実施回数)		5,488					

⑩乳児等通園支援事業

事業概要	区分	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和7年度(2025年度)の事業実施内容
0歳6か月～満3歳未満までの保育所等を利用していない子どもを対象として、月一定時間の利用可能枠の中で、就労要件を問わず、時間単位で柔軟に保育所等を利用できる事業	①計画値(確保量)	人日	38	59	79	98	116	○試行的事業として、0歳6か月から2歳までの就学前施設に在籍をしていない児童を対象に、民間保育所1か所、民間こども園4か所にて実施しました。
	①のうち、0歳児(6カ月～)		15	23	31	39	47	
	①のうち、1歳児		15	25	33	41	48	
	①のうち、2歳児(満3歳未満)		8	11	15	18	21	
	②実績値		20	0	0	0	0	
	②のうち、0歳児(6カ月～)		2					
	②のうち、1歳児		9					
	②のうち、2歳児(満3歳未満)		9					

⑪産後ケア事業

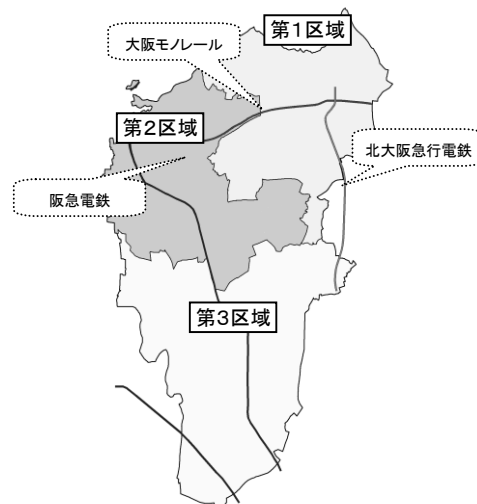
事業概要	区分	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和7年度(2025年度)の事業実施内容
出産後1年未満の母子に対して心身のケアや育児のサポート等きめ細かい支援を実施する事業	①計画値(確保量)	人日	3,976	4,785	5,410	5,800	5,995	○出産後1年以内の母親と乳児に対し、医療機関等で助産師等による産後ケア(宿泊型およびデイサービス型)を実施しました。
	②実績値(延べ人数)		3,670					

◇ 教育・保育提供区域とは

子ども・子育て支援法第61条第2項にもとづき、地理的条件、人口、交通事情、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備状況その他の条件を総合的に勘案し、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域として設定したもの。豊中市においては、小学校区を基本単位として下記のとおり3区域の設定を行っています。

●豊中市の教育・保育提供区域

区域	小学校区
第1区域	北丘、東丘、西丘、南丘、新田、新田南、東泉丘、野畑、北緑丘、少路、上野、東豊中、東豊台
第2区域	桜井谷、桜井谷東、刀根山、大池、蛍池、箕輪、克明、桜塚、南桜塚、熊野田、泉丘
第3区域	緑地、寺内、北条、小曽根、高川、豊南、原田、豊島、豊島北、豊島西、中豊島、野田、島田、庄内、庄内南、庄内西、千成



1. 学校教育・保育 教育・保育提供区域ごとの実績

①学校教育(1号認定)

単位:人

《令和7年度(2025年度)》

(1)園児数

			児童数(実績値)			
			令和7年(2025年)5月1日現在			
			第1区域	第2区域	第3区域	合計
本市児童	市内園	新制度の幼稚園	111	265	327	703
		新制度の認定こども園	777	957	723	2,457
		従来制度の幼稚園	85	70	62	217
	他市園	新制度の幼稚園				160
		新制度の認定こども園				76
		従来制度の幼稚園				48
他市児童	市内園	新制度の幼稚園	0	123	70	193
		新制度の認定こども園	171	16	17	204
		従来制度の幼稚園	6	3	172	181
合計(本市児童)			973	1,292	1,112	3,661
【参考】計画値(コース量)			1,431	1,262	1,281	3,974

(2)認可定員(私学助成園)・利用定員(新制度園)

		確保量(実績値)			
		令和7年(2025年)5月1日現在			
		第1区域	第2区域	第3区域	合計
市内園	新制度の幼稚園	0	660	505	1,165
	新制度の認定こども園	1,412	1,042	876	3,330
	従来制度の幼稚園	490	285	410	1,185
合計		1,902	1,987	1,791	5,680
【参考】計画値(利用定員確保量)		2,032	2,092	1,830	5,954

《参考:令和8年度(2026年度)》

(1)園児数

			児童数(実績値)			
			令和8年(2026年)5月1日現在			
			第1区域	第2区域	第3区域	合計
本市児童	市内園	新制度の幼稚園	0	171	115	286
		新制度の認定こども園	961	936	694	2,591
		従来制度の幼稚園	27	47	43	117
	他市園	新制度の幼稚園				160
		新制度の認定こども園				74
		従来制度の幼稚園				47
他市児童	市内園	新制度の幼稚園	0	0	43	43
		新制度の認定こども園	200	137	88	425
		従来制度の幼稚園	7	3	75	85
合計(本市児童)			988	1,154	852	3,275

(2)認可定員(私学助成園)・利用定員(新制度園)

		確保量(実績値)			
		令和8年(2026年)5月1日現在			
		第1区域	第2区域	第3区域	合計
市内園	新制度の幼稚園	0	210	325	535
	新制度の認定こども園	1,501	1,330	1,059	3,890
	従来制度の幼稚園	190	285	315	790
合計		1,691	1,825	1,699	5,215

② 保育(2号認定・3号認定)

《令和7年度(2025年度)》

◆2号認定

(1)児童数(認定者数・園児数)

	2号児童数(実績値)			
	令和7年(2025年)5月1日現在			
	第1区域	第2区域	第3区域	合計
2号認定者数(本市児童)	1,440	2,203	1,789	5,432
保育所(通園児童数)	198	471	357	1,026
認定こども園(〃)	1,203	1,662	1,394	4,259
地域型保育給付事業	15	28	0	43
他市委託(〃)	1	4	3	8
合計	1,417	2,165	1,754	5,336
【参考】計画値(ニース量)	1,657	1,871	1,922	5,450

◆3号認定(1・2歳児)

(1)児童数(認定者数・園児数)

	3号(1・2歳)児童数(実績値)			
	令和7年(2025年)5月1日現在			
	第1区域	第2区域	第3区域	合計
3号(1・2歳)認定者数	1,016	1,548	1,389	3,953
保育所(通園児童数)	364	665	426	1,455
認定こども園(〃)	430	556	566	1,552
地域型保育給付事業(〃)	63	93	77	233
家庭保育所(〃)	7	2	0	9
認可外保育施設運営支援事業適用事業所等(〃)	7	8	36	51
他市委託(〃)	1	6	7	14
合計	872	1,330	1,112	3,314
【参考】計画値(ニース量)	1,040	1,195	1,324	3,559

◆3号認定(0歳児)

(1)児童数(認定者数・園児数)

	3号(0歳)児童数(実績値)			
	令和7年(2025年)5月1日現在			
	第1区域	第2区域	第3区域	合計
3号(0歳)認定者数	190	303	291	784
保育所(通園児童数)	62	134	106	302
認定こども園(〃)	79	95	89	263
地域型保育給付事業(〃)	4	17	10	31
家庭保育所(〃)	0	0	4	4
認可外保育施設運営支援事業適用事業所等(〃)	0	0	0	0
他市委託(〃)	0	1	1	4
合計	145	247	210	602
【参考】計画値(ニース量)	196	191	265	652

単位:人

(2)利用定員

	2号確保量(実績値)			
	令和7年(2025年)5月1日現在			
	第1区域	第2区域	第3区域	合計
保育所	129	471	426	1,026
認定こども園	1,500	1,245	1,334	4,079
地域型保育給付事業	0	42	0	42
合計	1,629	1,758	1,760	5,147

(2)利用定員

	3号(1・2歳)確保量(実績値)			
	令和7年(2025年)5月1日現在			
	第1区域	第2区域	第3区域	合計
保育所	342	726	315	1,383
認定こども園	546	520	567	1,633
地域型保育給付事業	58	100	52	210
家庭保育所	7	0	7	14
認可外保育施設運営支援事業適用事業所等	0	24	38	62
合計	953	1,370	979	3,302

(2)利用定員

	3号(0歳)確保量(実績値)			
	令和7年(2025年)5月1日現在			
	第1区域	第2区域	第3区域	合計
保育所	105	167	89	361
認定こども園	130	85	128	343
地域型保育給付事業	11	26	11	48
家庭保育所	2	0	2	4
認可外保育施設運営支援事業適用事業所等	0	0	0	0
合計	248	278	230	756

■保育利用率(0～5歳)

保育利用率 (= B/A)	0～5歳 児童数(A)	認定者数 (2号・3号)	利用定員 (2号・3号)	通園児童数 (2号・3号) (B)
51.00%	18,762 人	10,369 人	9,577 人	9,568 人

■保育利用率(3号認定)

保育利用率 (= B/A)	0～2歳 児童数(A)	認定者数 (3号)	利用定員 (3号)	通園児童数 (3号)(B)
46.22%	8,700 人	4,778 人	4,116 人	4,021 人

② 保育(2号認定・3号認定)

《参考:令和8年度(2026年度)》

◆2号認定

(1)児童数(認定者数・園児数)

	2号児童数(実績値)			
	令和8年(2026年)5月1日現在			
	第1区域	第2区域	第3区域	合計
2号認定者数(本市児童)	1,717	1,963	1,911	5,591
保育所(通園児童数)	138	439	444	1,021
認定こども園(〃)	1,571	1,470	1,442	4,483
地域型保育給付事業	0	38	0	38
他市委託(〃)				5
合計	1,709	1,947	1,886	5,547

◆3号認定(1・2歳児)

(1)児童数(認定者数・園児数)

	3号(1・2歳)児童数(実績値)			
	令和8年(2026年)5月1日現在			
	第1区域	第2区域	第3区域	合計
3号(1・2歳)認定者数	1,066	1,537	1,305	3,908
保育所(通園児童数)	383	726	371	1,480
認定こども園(〃)	524	519	609	1,652
地域型保育給付事業(〃)	59	95	42	196
家庭保育所(〃)	8	0	0	8
認可外保育施設運営支援事業適用事業所等(〃)	0	24	35	59
他市委託(〃)				12
合計	974	1,364	1,057	3,407

◆3号認定(0歳児)

(1)児童数(認定者数・園児数)

	3号(0歳)児童数(実績値)			
	令和8年(2026年)5月1日現在			
	第1区域	第2区域	第3区域	合計
3号(0歳)認定者数	247	318	305	870
保育所(通園児童数)	78	135	102	315
認定こども園(〃)	100	77	104	281
地域型保育給付事業(〃)	7	18	4	29
家庭保育所(〃)	1	0	0	1
認可外保育施設運営支援事業適用事業所等(〃)	0	0	0	0
他市委託(〃)				4
合計	186	230	210	630

単位:人

(2)利用定員

	2号確保量(実績値)			
	令和8年(2026年)5月1日現在			
	第1区域	第2区域	第3区域	合計
保育所	129	426	462	1,017
認定こども園	1,554	1,381	1,467	4,402
地域型保育給付事業	0	42	0	42
合計	1,683	1,849	1,929	5,461

(2)利用定員

	3号(1・2歳)確保量(実績値)			
	令和8年(2026年)5月1日現在			
	第1区域	第2区域	第3区域	合計
保育所	342	718	348	1,408
認定こども園	546	540	615	1,701
地域型保育給付事業	58	85	38	181
家庭保育所	7	0	0	7
認可外保育施設運営支援事業適用事業所等	0	24	38	62
合計	953	1,367	1,039	3,359

(2)利用定員

	3号(0歳)確保量(実績値)			
	令和8年(2026年)5月1日現在			
	第1区域	第2区域	第3区域	合計
保育所	105	159	100	364
認定こども園	127	91	134	352
地域型保育給付事業	11	22	6	39
家庭保育所	2	0	0	2
認可外保育施設運営支援事業適用事業所等	0	0	0	0
合計	245	272	240	757

■保育利用率(0～5歳)

保育利用率 (= B/A)	0～5歳 児童数(A)	認定者数 (2号・3号)	利用定員 (2号・3号)	通園児童数 (2号・3号) (B)
53.14%	18,037 人	10,369 人	9,577 人	9,584 人

■保育利用率(3号認定)

保育利用率 (= B/A)	0～2歳 児童数(A)	認定者数 (3号)	利用定員 (3号)	通園児童数 (3号)(B)
47.83%	8,441 人	4,778 人	4,116 人	4,037 人

2. 地域子ども・子育て支援事業 教育・保育提供区域ごとの実績

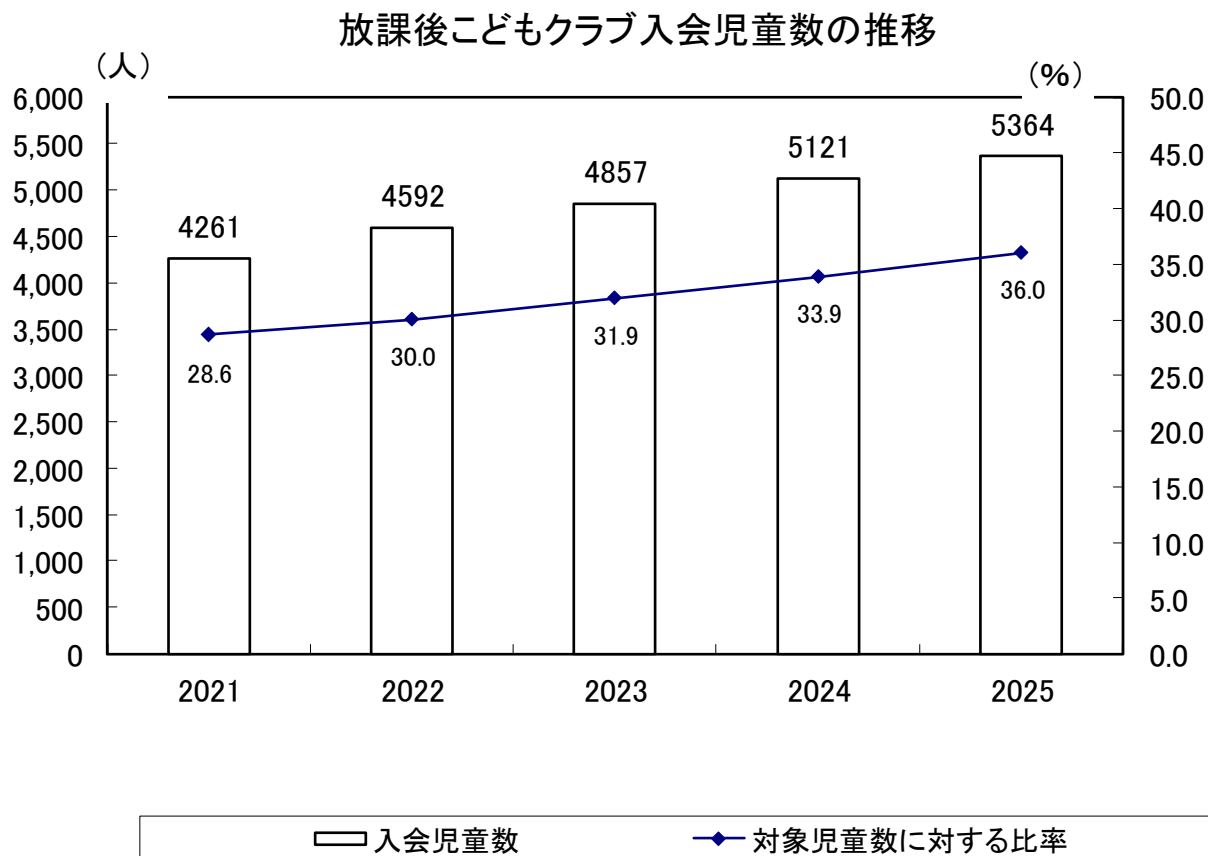
⑩-Ⅰ 一時預かり事業＜幼稚園型＞

単位：人日（年間延べ人数）

	令和7年度		令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
①量の見込み	121,022		113,204		104,194		94,739		88,071	
②確保方策・実績	121,022	162,106	113,204		104,194		94,739		88,071	
③(②-①)過不足	0		0		0		0		0	
備考	認定こども園及び新制度の私立幼稚園及び従来制度の幼稚園 合計43園で実施。									

7. 学校を拠点とした放課後の子どもの居場所づくりの充実

(1) 放課後こどもクラブ及び地域子ども教室の運営



資料：豊中市教育委員会学び育ち支援課（各年 5 月 1 日現在）

とよなか地域子ども教室(※1)の状況

	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度
個所数(力所)	38	39	34	34	33
延べ参加者数(総数:人)	17,392	39,387	44,843	45,700	45,578
延べ参加者数(子ども:人)	14,005	31,515	36,300	36,678	36,014
延べ参加者数(大人:人)	3,387	7,872	8,543	9,022	9,580

資料：豊中市教育委員会事務局学び育ち支援課調べ

※1 地域子ども教室：学校や公共施設を活用して、安心・安全な居場所（活動拠点）を設け、子どもたちが放課後や週末等に地域の大人と交流しながらスポーツや文化活動など様々な体験活動を行っている。

※ 平成 16 年度（2004 年度）から平成 18 年度（2006 年度）は国委託事業。平成 19 年度（2007 年度）からは国・府の補助事業、平成 24 年度（2012 年度）からは国の補助事業となり、小学校を中心に事業展開を図るなど制度変更あり。

(2)校内交流型の運営と推進

市内全ての小学校において「校内交流型」の子ども教室を実施しています。放課後こどもクラブと地域子ども教室では年間スケジュールの作成段階から情報共有・連携を図るとともに、保護者に対して開催案内を毎月送付し、取組みを推進しています。

■校内交流型での地域子ども教室実施数

	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度
実施校数 (単位：校)	38	39	34	34	33

(3)学校施設の活用

放課後こどもクラブ室は学校施設内での確保を原則としており、1 支援単位（クラス）の児童数を段階的に引き下げるため、クラブ室の確保を進めています。

■放課後こどもクラブ室確保量

	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度
支援単位数 (単位：室)	82	84	91	103	116

地域子ども教室は、主に校庭や多目的室などを活用して事業を実施しました。今後も引き続き、学校施設の活用を原則として実施内容を企画し、放課後こどもクラブの在籍児童も容易に参加できる「校内交流型」による事業実施を継続します。

(4)放課後児童対策にかかる連携の取組み

児童が放課後等デイサービスとの並行利用を行っている場合には、こどもの生活の連続性を保障する観点から、保護者の同意を得たうえで放課後等デイサービス事業所と情報交換を行い、連携及び協力ができるような関係づくりを行いました。

(5)放課後等の児童の居場所づくり事業

すべての就学児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、各校に見守り員を配置し、授業終了後の校庭開放事業を実施しました。令和 6 年度（2024 年度）から継続して市内全小学校・義務教育学校で実施しています。利用者やその保護者からは、「見守り員がいるので安心できる」「放課後子どもクラブ対象でない 5、6 年生も利用できるのがよい」「校庭のような広いスペースが近隣にないのでよい」「交友関係が広がる機会になる」といった声をいた

だいています。

■放課後等の児童の居場所づくり事業実施校（小学校）

2016 年度	大池
2017 年度	大池、野畑、西丘
2018 年度	大池、野畑、西丘、寺内
2019 年度	大池、野畑、西丘、寺内
2020 年度	大池、野畑、西丘、寺内、豊島西、桜井谷、東丘、高川、刀根山、新田南
2021 年度	大池、野畑、西丘、寺内、豊島西、桜井谷、東丘、高川、刀根山、新田南
2022 年度	大池、野畑、西丘、寺内、豊島西、桜井谷、東丘、高川、刀根山、新田南 参加人数：延べ77,161人
2023 年度	大池、野畑、西丘、寺内、豊島西、桜井谷、東丘、高川、刀根山、新田南、 克明、桜塚、熊野田、豊南、上野、北丘、東豊中、南丘、豊島北、泉丘、少路、 箕輪、桜井谷東、東泉丘、北緑丘 参加人数：延べ264,578人
2024 年度	全小学校・義務教育学校 参加人数：延べ372,948人
2025 年度	全小学校・義務教育学校 参加人数：延べ349,329人

8. ひとり親家庭への支援の充実 (ひとり親家庭等自立促進計画)

ひとり親家庭の経済的・精神的自立とこどもの健やかな育ちに向けて、安定した生活基盤の確立、子育てと仕事のバランスがとれ、保護者が子育てに喜びを感じることができる、こどもが安心して育つことを目標とし、地域や事業者、母子父子福祉団体、関係機関と連携して以下の5つの取組みにより総合的な支援を行いました。

(1) 関係機関との連携による相談体制及び情報発信の充実

ひとり親家庭の様々なライフスタイルに対応出来るよう、母子父子福祉センターにおいて、ひとり親家庭の悩み全般相談（オンライン対応あり）や専門員相談（夜間相談日あり）を実施しました。また、これらの相談窓口や制度の情報を必要とする人たちに届けるため、児童扶養手当の手続きの際に案内やチラシを配布したほか、支援制度をわかりやすくまとめたしおりの発行、世帯の状況に応じた支援制度を案内するひとり親支援ガイドの運用、及びホームページやLINEでの情報発信を行いました。

ひとり親家庭の孤立を防ぎ、安心して生活できるよう、母子父子福祉センターにおいて、交流事業を実施しました。

①ひとり親家庭等の相談対応実績

子育て給付課対応分

内容	件数
生活一般（就労・家庭紛争・住宅等）	531 件
児童（養育教育等）	47 件
生活援護（貸付・児童扶養手当等）	356 件
その他（母子生活支援施設等）	6 件
合 計	940 件

母子父子福祉センター対応分

内容	件数
ひとり親家庭の悩み全般	296 件
弁護士による法律相談	79 件
専門相談員による相談	47 件
合 計	422 件

②交流事業実績

内容	回数	延べ参加者数
憩いの場交流事業	59 回	88 人

(2) 就業支援

ひとり親家庭の経済的自立を支援するため、職業訓練中の生活費を支援する給付金の支給を行ったほか、資格取得や技能取得のための講座を実施しました。また、就労や資格取得を希望する人には自立支援プログラムを策定し、ハローワークなどにつなぐ等の支援を行いました。

①ひとり親家庭自立支援給付金事業実績

内容	件数
自立支援教育訓練給付金	7 件
高等職業訓練促進給付金	108 件

②就労支援講座実績

内容	回数	延べ参加者数
介護職員初任者研修	15 回	150 人
ビジネスパソコン基礎講座	5 回	19 人

(3)子育て・生活支援

子育て支援を行うファミリー・サポート・センター利用料の補助や、疾病や冠婚葬祭などの社会的事由または技能習得のための通学などの自立促進に必要な事由が生じた世帯へのヘルパー派遣を行う日常生活支援事業を実施し子育ての負担軽減を図りました。

①ひとり親家庭等日常生活支援事業実績

利用区分	利用者の負担額 ※所得の状況に応じて異なる	利用 世帯数	延べ 利用回数
<u>子育て支援（ファミリー・サポート・センター利用料の補助）</u> 【実施場所】家庭生活支援員*の居宅 （1 時間以上から時間単位での利用）	1 時間あたり 0 円～150 円	16 世帯	256 回
<u>生活援助（ヘルパー派遣）</u> 【実施場所】利用者の居宅 （1 時間以上から時間単位での利用）		1 世帯	9 回

(4)経済的支援・養育費の確保

ひとり親家庭の経済的支援のため、児童扶養手当の給付、ひとり親家庭等医療費の助成、母子父子寡婦福祉資金の貸付、養育費確保に係る弁護士費用の補助や公正証書等作成促進補助を行いました。

①児童扶養手当支給実績

区分	延べ支給児童数
児童扶養手当	43,274 人

②母子父子寡婦福祉資金貸付実績

区分	件数
修学資金	2 件

③ひとり親家庭等医療費助成実績

区分	件数
ひとり親家庭等医療費助成	78,948 件

④養育費確保のための補助実績

内容	件数
公正証書等作成促進補助金	34 件
弁護士費用補助金	3 件

(5)こどもへの支援

母子父子福祉センターにおいて、ひとり親家庭の中高生を対象に比較的年齢に近い大学生世代の指導員を配置し学習支援教室を実施したほか、こどもの健やかな成長のため、離れて暮らす親子の親子（面会）交流を支援する事業を実施しました。こどもの社会体験や家族以外の大人との交流の機会となるよう、レクリエーション事業を実施しました。

①学習支援教室実績

区分	回数	延べ参加者数
学習支援教室	59 回	487 人

②親子（面会）交流支援事業実績

内容	回数
事前面接	1 回（1 人）
親子交流	29 回（5 組）

③レクリエーション事業実績

内容	回数	延べ参加者数
母と子・父と子とのバスツアー	1 回	55 人
センター夏祭り	1 回	約 160 人
クリスマス会	1 回	49 人
服部緑地で遊ぼう	1 回	35 人

9. こどもの未来応援施策の推進 (こどもの貧困に解消に向けた対策計画)

(1) 切れめない相談支援体制の構築

「4. 重点施策の事業実施状況 1. 確実に支援につなぐ～寄り添い・つなぐ相談援助～」(P.6)に記載しています。

(2) こどもの貧困の解決をみんなで考える仕組みづくり

「4. 重点施策の事業実施状況 2. 子育てはみんなで～子育ての社会化～」(P.11)に記載しています。

(3) こども自身による多様な参画

「4. 重点施策の事業実施状況 3. こどもとともに～こども自身による多様な参画～」(P.14)に記載しています。

(4) ひとり親家庭への支援の充実

「8. ひとり親家庭への支援の充実(ひとり親家庭等自立促進計画)」(P.44)に記載しています。

(5) 総合的かつ重層的な施策展開

- ・ 子育て・子育て支援施策に関する小・中・高校生へのヒアリングで、興味のある体験活動や、学校や家以外で過ごす場所などを把握しました。
- ・ こどもの居場所の取組み状況の調査への協力や他自治体等が主催するセミナー等での事業報告により、課題解決に向けた国・府・市の連携を深めるとともに、他市町村等の情報を把握しました。
- ・ 国・府の基金や食材提供に関する情報をこどもの居場所団体へ周知しました。

■成果（アウトカム）指標と活動（アウトプット）指標

子育て・子育て支援行動計画で設定する評価指標にも関連することから、「Ⅺ. 評価指標」に掲載しています。

■こどもの状況を把握するための参考指標

指 標		単位	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度
教育の支援							
状況	生活保護世帯に属するこどもの高等学校等進学率 (4月1日時点)	%	96.3	93.5	98.3	90.0	87.7
状況	生活保護世帯に属するこどもの高等学校等中退率 (4月1日時点)	%	0.9	2.7	5.7	0.7	4.1
状況	生活保護世帯に属するこどもの大学等進学率 (4月1日時点)	%	49.2	43.0	54.7	55.8	47.8
経済的支援							
状況	ひとり親家庭のうち養育費について取り決めをしている割合	%	－	－	57.1%	－	－
状況	養育費受領率	%	－	－	32.5%	－	－

10. 若者自立支援計画

(1) 若者支援に係る相談・支援機能の充実

多様で複合的な課題を有する若者や家族からの相談に対応するため、問題の全体像を把握し、包括的かつ段階的な支援のプログラムを組み立てるとともに、支援経過を見守るため、若者支援総合相談窓口を設置しています。

また、若者支援総合相談窓口受託団体を豊中市子ども・若者支援協議会の指定支援機関とし、支援プログラムの策定から支援経過のモニタリングを実施する等支援全般についてコーディネート機能を付加しました。

若者支援総合相談窓口の新規件数（実人数）と相談対応件数（延べ件数）

	令和7年度
新規相談（実人数）	127 件
相談対応件数（延べ人数）	777 件

○若者支援総合相談窓口機能の充実

- ・若者や家族からの相談を対面や電話等で実施し、相談者の状況によっては、相談が途切れないようにするため、本人が希望する手法（SNS*等）での相談を実施しました。
- ・窓口への来談が困難なケースでの家庭訪問、登校や通院への同行支援を実施するとともに、相談者の状況をふまえ、自己理解、他者理解、対人関係構築等の社会的スキルの育成や集団内での安心感や自己肯定感を醸成するためのプログラムを実施しました。また、集団参加への心理的距離が遠い相談者に対しては個別プログラムを実施し、多様な学びや体験の機会を提供し若者の社会的自立につなげました。

○若者支援総合相談窓口の支援の質の向上

- ・定期的に外部専門家の助言・指導を受ける検証会議を実施し、相談支援手法のスキルアップを図りました。
- ・若者相談においては、カウンセリングなどの専門相談だけでなく、他制度の活用や多機関との連携が必要であり、ケースワーク力やソーシャルワーク力が必要となることから、国・府の研修会等を活用し、相談員の質の向上に取り組みました。

○若者支援総合相談窓口の周知強化

- ・支援が必要な若者が、高校での不登校や中途退学後に社会的漂流しないように、若者支援総合相談窓口の周知強化に取り組みます。中学校3年生全員への学校経由の周知に加え、高校2年生年代へチラシの郵送を行い、若者本人や家族に若者支援総合相談窓口の周知を行いました。

(2)支援ネットワークの強化

社会生活を円滑に営むうえでの困難を有する若者の相談主訴は多岐にわたり、多様で複合的な課題を有することから、学校、児童福祉、医療、保健、介護、障害、人権、就労等の相談支援窓口が連携することで、どの窓口にも最初の相談がきても適切な支援を提供できるよう包括的な支援体制の強化に取り組みました。併せて、義務教育から高等学校、学生から社会人へのスムーズな移行を支援するため、中学校の卒業や高等学校の中途退学、年齢（18歳）による制度の切れめ等で相談者への支援が途切れないよう取り組みました。

○豊中市子ども・若者支援協議会のネットワークを活用した多機関・多職種による包括的な支援体制の充実

- ・多様で複合的な課題を有する若者への支援においては、様々な支援機関との連携や、長期にわたる支援を効果的に実施する体制の構築が必要であることから、豊中市子ども・若者支援協議会のネットワークを活用した連携を進めるとともに、連携する関係機関が、若者支援の必要性、若者が有する生きづらさや必要な支援についての理解を促進するため、豊中市子ども・若者支援協議会内で定期的に研修会を実施しました。

○分野を超えた複雑・複合した課題のあるケースへの対応の強化

- ・若者本人だけではなく、世帯全体が複雑化・複合化した課題を有しているケースでは関係機関との連携が不可欠であり、支援にあたっては、豊中市子ども・若者支援協議会のネットワークを活用するほか、多機関連携会議や支援会議を活用し、分野を超えた他支援機関と連携した支援を実施しました。

○支援が必要な若者が、高校での不登校や中途退学後に社会的漂流しない仕組み作り

- ・府研修を通じ、府教育委員会や高等学校に対して、本市の若者支援の取り組み及び若者支援総合相談窓口の周知を行うとともに、若者支援総合相談窓口と児童福祉部局及び市教育委員会の3者で、学校の卒業や年齢（18歳）による制度の切れめにより支援が途切れないよう、翌年度以降の支援のあり方についての協議を行うとともに、個別ケースを通じ中学校や社会福祉協議会等との連携にも取り組みました。

(3)居場所など社会的自立に向けた取り組みの強化

進路未定のまま中学校を卒業した若者や高等学校の中途退学者、不登校やひきこもりを経験した若者の中には、人との交流や社会体験の不足から職業的自立が困難になる場合もあることから、再度の進路選択や、基礎学力の習得ができる機会の提供に向けて取り組む必要があります。

また、若年無業者、非正規雇用の若者、ひきこもり状態の若者については、生活習慣の改善、市の行事や地域活動等への社会参加、コミュニケーション能力の育成、集団生活訓練、就労支援、職業紹介等個々の状況に応じた段階的な支援により自己肯定感や規範意識を育成するとともに、地域

や民間団体の協力を得ながら、再チャレンジの機会創出に取り組みました。

○日常的な関わりの中で支援が実施できる拠点の充実

- ・高校生世代の若者が、不登校や高校中退等に起因したひきこもり状態になることを防止するため、居場所「できるカンパニー」を設置しています。安心できる居場所に加え、学びや体験のプログラムを通じて力を蓄え、復学や進学、就労等次のステップに向けた支援を行いました。

できるカンパニーの登録者人数と参加者人数（延べ人数）

	令和 7 年度
登録者人数	31 人
参加者人数（延べ人数）	1,029 人

○ひきこもり状態に関する相談支援機能の強化

- ・若者支援総合相談窓口にて、ひきこもりの相談を受けた場合には、外部有識者を交えたケース検討会議や、障害福祉課や医療支援課との定期的な会議等を通じて、専門的な知見から見立てを行い、当事者だけではなく家族へのアプローチを行いながら支援を実施しました。

また、若者支援総合相談窓口の支援プログラムの一つとして、相談者の状況に応じて、個別または集団プログラムを提供し、外出意欲の定着、自己理解、集団への参加、他者理解、社会的スキルの醸成をめざしたプログラムを提供しました。

○若者を対象とした就労支援機能等の強化

- ・不登校や中途退学、ひきこもり経験等があり就業経験がない又は少ない、離転職を繰り返す等再チャレンジしたい若者への就労支援にあたっては、本人の意思を尊重しながら、今後のキャリア形成について共に考え、生活習慣の改善、コミュニケーション能力の育成、集団訓練を実施し、就職活動支援講座やマッチングイベント等の就労支援施策、職業紹介等個々の状況に応じた多様な支援メニューを提供し、市役所での仕事を臨時会計年度任用職員として体験することで、職業観の育成を図りながら、キャリア形成支援に取り組みました。
- ・就労支援にあたって、とよの地域若者サポートステーションや池田公共職業安定所等と連携しました。

○青少年交流文化館いぶきでの切れめのない支援の実施

- ・従来のいぶきの資源を活かしながら、青少年健全育成事業と不登校支援事業を連携強化し、義務教育修了後も若者相談や就労支援等適切な支援を切れめなく受けることができるよう、いぶき内に若者支援総合相談窓口を設置しています。また、創造活動との交流・連携プログラムにこれまで関わってきた団体の協力を得ながら、各団体の強みをいかしたプログラムの充実を図りました。

11. 社会的養育推進計画

(1) 当事者であるこどもの権利擁護の取組み

こどもの意見形成・意見表明を支援するため、一時保護施設、児童養護施設及び乳児院において、児童相談所等から独立した立場である意見表明等支援員が定期的に訪問する体制を整備しました。

また、豊中市版「こどもの権利ノート」を作成し、一時保護や施設入所、里親委託中のこどもの特性に応じて、こどもが理解しやすいよう工夫して説明するとともに、相談しやすい環境を整備しました。

意見表明等支援事業の実施状況

訪問場所	訪問回数	備考
一時保護施設	23 回	令和 7 年 8 月から実施
児童養護施設	3 回	令和 7 年 12 月から実施
乳児院	3 回	令和 7 年 12 月から実施

(2) こども家庭支援体制の構築

「重点施策の次号実施状況 1. 確実に支援につなぐ～寄り添い・つなぐ相談援助～」(P.6)に記載しています。

(3) 支援を必要とする妊産婦等への取組み

妊娠届出時の医療職による全数面接（妊娠届出数：2,786 件、面接実施率：100%）を機会として、支援を必要とする家庭を早期に把握し、ニーズに応じた支援を実施しました。

はぐくみセンターにおいて、母子保健部門と児童福祉部門が連携したサポートプランの作成や関係機関との情報共有、調整などに取り組むとともに、妊娠期から出産、子育て期を通じて、切れ目のない伴走型支援を実施しました。

(4) 代替養育を必要とするこどもの数

本市における代替養育を必要とするこどもの実数は、以下のとおりです。

令和 8 年 3 月 31 日時点

	児童養護施設	乳児院	里親	ファミリーホーム	児童自立支援施設	児童心理治療施設	児童自立生活援助事業所	障害児入所施設（契約入所含む）	計
令和7年度	57	5	11	2	2	5	4	14	100

(5) 一時保護の在り方

児童相談所開設にともない、幼児、学齢男子・女子等の小規模ユニット制を導入し、学齢児以

上の居室を全て個室化した一時保護施設を設置しました。多様なこどもの状況に応じた個別対応を実施するとともに、誘致した乳児院への一時保護専用床の設置をはじめ、一時保護対応が可能な委託先の確保に努めました。こどもの権利擁護の観点からは、専用のしおりを用いて入所中の生活や権利について丁寧な説明を実施しました。また、教育委員会や学校との連携により、継続的な通学機会の確保に努めるとともに、施設内の学習スペースにおける学習指導を通じて、こどもたちの教育を受ける権利を保障しました。

一時保護児童の状況

	一時保護施設 における保護	一時保護委託 における保護	計	延日数
令和7年度	155人	52人	207人	8,044日

(6) パーマネンシー保障*(養子縁組等の支援など)に向けての取組み

こどもの意向を尊重しながら早期の家庭復帰や親子関係再構築を促進するため、関係機関と連携した保護者支援プログラムを1クール(3回)実施し、親子関係の改善に向けた支援を行いました。特別養子縁組については、委託前交流支援事業を活用して養親候補者との丁寧な関係構築を図るなどの支援に取り組みました。また、相談支援や特別養子縁組等に関する研修を実施するなど、職員の専門性向上に取り組みました。

(7) 里親等の確保と支援体制の構築

大阪府が実施していたフォスタリング機関*の取組みを継承し、市域における里親制度の広報活動を展開(178回)した結果、令和7年度は新たに1件の里親登録がありました。里親への支援としては、フォスタリング機関*と児童相談所の里親担当職員が協力し、里親への訪問支援やマッチング支援を実施するとともに、里親向けの課題別研修を実施しました。また、里親への支援体制を充実させるため、里親支援センターの開設に向けた準備を進めました。

○里親登録数

養育里親	20世帯
親族里親	3世帯
養子縁組里親	2世帯
ファミリーホーム	1世帯
計	26世帯

○里親委託児童数

養育里親	7人
親族里親	4人
養子縁組里親	—
ファミリーホーム	2人
計	13人

令和8年3月31日時点

○里親委託率 17.3%

(8)市内で必要となる施設等社会資源整備のあり方

令和 7 年 4 月に乳児院（1 か所・定員 10 人）を開設するとともに、乳児の緊急保護に対応できるよう、一時保護専用床を整備しました。

また、里親への相談・支援や、こどもと家庭に対する在宅（地域）支援を推進するため、里親支援センター及び児童家庭支援センターの令和 9 年の開設をめざし、設置・運営事業者への開設準備支援を行いました。

さらに、市内施設と連携してこどもへの支援の充実を図るため、関係機関と連携した施設向け研修を実施するとともに、弁護士や医師等を交えた処遇困難事例検討会を開催し、現場に対する専門的な助言やバックアップ体制の強化に取り組みました。

社会的養護の施設等数

児童養護施設	乳児院	ファミリーホーム	児童自立生活援助事業所
1 か所	1 か所	1 か所	1 か所

令和 8 年 3 月 31 日時点

(9)社会的養護自立支援の推進に向けた取り組み

社会的養護自立支援拠点事業を実施し、退所を控えたこどもへのソーシャルスキルトレーニング*や社会的養護経験者同士の交流の場の提供等を通じて、社会的養護経験者の自立に向けた支援を推進しました。

児童相談所に社会的養護経験者支援の担当者を配置するとともに、施設退所前からの継続的な支援や退所後のアフターフォローを実施しました。就労の継続が困難となった社会的養護経験者に対しては、生活困窮者支援等の関係機関と連携し、生活・就労の立て直しに向けた対応を行いました。また、児童自立生活援助事業等を活用するなど、退所後のこどもたちの自立に向けた居住や生活の支援を行いました。

(10)児童相談所のあり方と関係機関が連携した障害児支援の取り組み

児童相談所開設に伴い、予防的支援を担う「はぐくみセンター」と、介入・保護から家族再統合までを担う児童相談所が両輪となって、こどもと家庭に対する切れ目のない包括的支援体制を構築しました。あわせて、警察や医療機関等との強固なネットワークを構築し、夜間・休日を含めた 24 時間 365 日の迅速な通告受理および緊急保護が可能な体制を確立しました。

また、医師等の配置、外部弁護士の活用により専門的助言機能を確保し、こどもの最善の利益を最優先とした適切な方針決定に努めました。

障害や発達に課題を抱える要保護児童への支援については、児童相談所、保健センター、児童発達支援センター等が連携し、保護を要する障害児の早期発見と在宅支援に取り組みました。代替養育が必要な場合は、こどもの障害特性を的確にアセスメントし、その結果をもとに障害児受託が可能な里親への支援を行うなど、可能な限り良好な家庭的環境での養育の提供に取り組みました。

12. 評価指標

施策の進行状況を評価するための指標です。

成果（アウトカム）指標と活動（アウトプット）指標があります。

施策の柱 1 子育て支援

★こどもの貧困の解消に向けた対策計画に関連する指標

指 標		単位	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)	令和 6 年度 (2024 年度)	令和 7 年度 (2025 年度)	目標値 (最終年度)
成果	自分のことを好きだと思うこどもの割合（「あてはまる」「ややあてはまる」の合計） （上段：小学生、中段：中学生、下段：高校生相当年齢）（出典：ニーズ調査 5 年毎に実施）	%	－	66.7	－	－	70.0 （令和 10 年度）
			－	58.8	－	－	65.0 （令和 10 年度）
			－	57.6	－	－	65.0 （令和 10 年度）
成果	自分に自信があるこどもの割合（「ある」「どちらかといえばある」の合計） ★ （上段：小学生、下段：中学生）（出典：ニーズ調査 5 年毎に実施）	%	－	65.3	－	－	70.0 （令和 10 年度）
			－	49.6	－	－	55.0 （令和 10 年度）
1－1 保育及び教育環境の充実							
成果	教育・保育環境が充実しているまちだと思う市民の割合（「思う」「どちらかといえば思う」の合計）（出典：市民意識調査 2 年毎に実施）	%	－	45.2	－	48.1	50.0 （令和 11 年度）
成果	保育所等の待機児童数（4月1日）	人	9	28	19	10	0 （令和 12 年度）
1－2 多様な人との交流及び様々な体験をすることができる機会の提供							
成果	こどもにとって体験をしやすい環境があると考える保護者の割合（「あてはまる」「どちらかといえばあてはまる」の合計）（出典：ニーズ調査 5 年毎に実施）	%	－	小学生 62.4	－	－	小学生 65.0 （令和 10 年度）
活動	重点施策 3 こどもの社会参加事業数	事業	41	42	45	45	45 （令和 11 年度）
活動	重点施策 3 ライフデザイン支援講座の延べ受講者数	人	693	731	378	389	維持・増加 （令和 11 年度）

指 標		単位	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)	令和 6 年度 (2024 年度)	令和 7 年度 (2025 年度)	目標値 (最終年度)
活動	出前講座(キャリア教育*、健康教育、思春期教育、メンタルヘルス、消費者教育、防火・防災等)のこども・若者の参加者数	人	18,047	15,876	19,445	15,849	増加 (令和 11 年度)
1-3 こどもの居場所づくり							
活動	重点施策 こどもの居場所がある小学校区数	校区	22	25	31	33	全校区 (令和 11 年度)
活動	重点施策3 支援型居場所(豊中型認定居場所又は児童育成支援拠点)がある中学校区数★	校区	—	3	8	9	全校区 (令和 11 年度)
1-4 こどもの悩みや不安に対する相談及び支援							
成果	ヤングケアラー*という言葉を知ったことがあり、内容も知っているこどもの割合(上段:小学生、中段:中学生、下段:高校生)(出典:ニーズ調査 5 年毎に実施)	%	—	20.4	—	—	40.0 (令和 10 年度)
			—	36.7	—	—	50.0 (令和 10 年度)
			—	54.1	—	—	60.0 (令和 10 年度)
成果	児童虐待相談対応件数	件	2,109	2,438	2,876	2,279	減少 (令和 11 年度)
			※大阪府箕面子ども家庭センターが受け付けたもののうち豊中市域分と豊中市で受けたものの合算件数(重複あり)			※豊中市児童相談所での相談対応件数	
活動	重点施策 1 はぐくみセンターのサポートプランの作成数	件	—	307	1,201	1,422	1,000 (令和 11 年度)
活動	スクールカウンセラー*延べ援助者数	人	25, 588	31,634	40,528	35,801	増加 (令和 11 年度)
活動	スクールソーシャルワーカー*が支援した児童・生徒数 ★	人	2,066	1,576	1,506	1,278	増加 (令和 11 年度)
活動	とよなかつ子ダイヤル・ラインの相談件数 ★	件	1,362	1,312	1,213	1,033	増加 (令和 11 年度)
活動	こども療育相談利用実数	件	2,040	2,464	2,720	2,704	維持 (令和 11 年度)
活動	民生委員・児童委員*のこどもに関する相談件数★	件	3,365	4,334	3,957	2,654	維持 (令和 11 年度)

1-5 若者の自立支援							
成果	子どもや若者が地域の中でいきいきと活動できているまちだと思える市民の割合（「思う」「どちらかといえば思う」の合計）（出典：市民意識調査 2 年毎に実施）	%	-	44.2	-	45.9	50.0 （令和 11 年度）
成果	将来の夢を持っているこどもの割合 （上段：小学生、中段：中学生、下段：高校生相当年齢）（出典：ニーズ調査 5 年毎に実施）	%	-	65.9	-	-	70.0 （令和 10 年度）
			-	41.9	-	-	50.0 （令和 10 年度）
			-	59.2	-	-	65.0 （令和 10 年度）
活動	重点施策 1 若者支援総合相談窓口への新規相談件数	件	102	124	121	127	維持 （令和 11 年度）
活動	若者支援総合相談窓口での相談件数 ★	件	719	725	764	777	維持 （令和 11 年度）
活動	就労支援を行った若者の人数	人	264 就職者 156	306 就職者 145	252 就職者 138	247 就職者 135	維持 （令和 11 年度）

施策の柱 2 子育て支援

★こどもの貧困の解消に向けた対策計画に関連する指標

指 標		単位	令和 4 年度 （2022 年度）	令和 5 年度 （2023 年度）	令和 6 年度 （2024 年度）	令和 7 年度 （2025 年度）	目標値 （最終年度）
成果	子育てを楽しんでいる保護者の割合（「楽しいと感じることの方が多い」「楽しいと感じることとつらいと感じることが同じくらい」の合計） （上段：就学前、下段：小学生）（出典：ニーズ調査 5 年毎に実施）	%	-	93.0	-	-	95.0 （令和 10 年度）
			-	91.7	-	-	93.0 （令和 10 年度）

2-1 地域の子育て環境の整備							
成果	子育てがしやすいまちだと思える市民の割合 （「思う」「どちらかといえば思う」の合計） （出典：市民意識調査 2年毎に実施）	%	-	46.7	-	48.9	50.0 （令和11年度）
成果	地域で子育てが支えられていると感じている保護者の割合（上段：就学前、下段：小学生）（出典：ニーズ調査 5年毎に実施）	%	-	62.2	-	-	65.0 （令和10年度）
			-	64.6	-	-	68.0 （令和10年度）
活動	重点施策1「マイ子育てひろば」の箇所数	箇所		1	26	36	全小学校区につき1 （令和11年度）
活動	重点施策2 学校運営協議会（コミュニティ・スクール*）を設置している校数	校	4	30	51	51	市内全校 （令和8年度）
2-2 子育てに必要な情報提供等							
成果	満足度している環境・支援として、子育てに関する情報発信が充実していると考える保護者の割合（上段：就学前、下段：小学生）（出典：ニーズ調査 5年毎に実施）	%	-	20.6	-	-	25.0 （令和10年度）
			-	12.1	-	-	20.0 （令和10年度）
活動	子育て・子育て応援アプリ「とよふあみ」の登録者数	人	9,054	11,903	14,509	16,846	増加 （令和10年度）
活動	こんにちは赤ちゃん（乳児全戸訪問事業）面談率	%	98.4	99.9	100.0	100.0	100 （令和11年度）
成果	おうちの大人の人と一緒に朝食を食べているこどもの割合（「ほとんど毎日」）★ （上段：小学生、下段：中学生）（出典：ニーズ調査 5年毎に実施）	%	-	57.0	-	-	増加 （令和10年度）
			-	41.6	-	-	
2-3 保護者の悩みや不安に対する相談及び支援							
成果	子育てに不安や負担を感じる保護者の割合（「非常に感じる」「どちらかといえば感じる」の合計）（上段：就学前、下段：小学生）（出典：ニーズ調査 5年毎に実施）	%	-	49.3	-	-	40.0 （令和10年度）
			-	43.9	-	-	35.0 （令和10年度）
成果	子育てに関する悩みや不安について相談相手がいらない、相談していない保護者の割合（上段：就学前、下段：小学生）（出典：ニーズ調査 5年毎に実施）	%	-	2.2	-	-	0 （令和10年度）
			-	2.3	-	-	0 （令和10年度）
活動	重点施策1 はぐくみセンターの相談件数（①こども総合相談窓口＋②妊娠出産子育て相談窓口＋③子育て支援センターほっぺ相談件数）	件	①3,985 ②20,975 ③6,344	①5,383 ②24,552 ③7,775	①6,452 ②22,021 ③6,934	①4,257 ②22,629 ③8,970	増加 （令和11年度）

活動	母子・父子福祉相談件数(悩み全般、法律相談、専門相談) ★	件	355	353	431	422	増加 (令和 11 年度)
2-4 子育てと仕事の両立の推進							
成果	家庭における「仕事」と「仕事以外の生活」のバランスがとれていると感じる保護者の割合(「感じる」「まあまあ感じる」の合計)(上段:就学前、下段:小学生)(出典:ニーズ調査 5 年毎に実施)	%	-	56.6	-	-	65.0 (令和 10 年度)
			-	57.5	-	-	65.0 (令和 10 年度)
成果	保育所等の待機児童数(4月1日)【再掲】	人	9	28	19	10	0 (令和 12 年度)
活動	女性活躍推進事業者の認証事業者数	件	-	3	13	9	増加 (令和 11 年度)
活動	地域就労支援事業のひとり親の就労支援の実績 ★(上段:新規相談、下段:就職者数)	人	26	23	17	17	維持 (令和 11 年度)
			13	23	10	11	

施策の柱 3 安心・安全なまちづくり

★こどもの貧困の解消に向けた対策計画に関連する指標

指 標		単位	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)	令和 6 年度 (2024 年度)	令和 7 年度 (2025 年度)	目標値 (最終年度)
成果	豊中市はこどもにとって住みやすいと感じる保護者の割合(「たいへん住みやすい」「まあ住みやすい」の合計)(上段:就学前、下段:小学生)(出典:ニーズ調査 5 年毎に実施)	%	-	76.6	-	-	80.0 (令和 10 年度)
			-	81.8	-	-	82.0 (令和 10 年度)
成果	こどもと外出した時に困ること、困ったことがある乳幼児保護者の割合(出典:ニーズ調査 5 年毎に実施)	%	-	88.6	-	-	減少 (令和 10 年度)
成果	16 歳未満のこどもに対する刑法犯認知件数	件	98	25			減少 (令和 11 年度)
3-1 生活環境、保健・医療体制等の整備							
成果	妊娠届出が満 11 週までに提出される割合 ★	%	97.6	97.4	97.6	97.5	増加 (令和 11 年度)
活動	乳幼児健康診査受診率 ★ (上段:4 か月児、中段:1 歳 6 か月児、下段:3 歳 6 か月児)	%	97.0	97.2	95.5	98.8	増加 (令和 11 年度)
			98.1	97.4	95.1	98.0	
			95.1	95.9	93.0	96.9	
活動	かかりつけ医(医療、歯医者等)を持っているこどもの割合(上段:医師、下段:歯医師)	%	94.3	94.3	93.5	92.9	増加 (令和 11 年度)

指 標		単位	令和 4 年度 (2022 年度)	令和 5 年度 (2023 年度)	令和 6 年度 (2024 年度)	令和 7 年度 (2025 年度)	目標値 (最終年度)
			60.5	58.1	58.1	58.6	増加 (令和 11 年度)
活動	重点施策 2「とよなか子育て応援団」の登録事業者数	件	231	270	277	286	増加 (令和 10 年度)
活動	ひとり親家庭の親の就労支援の実績(自立支援給付金事業、自立支援プログラム策定事業等) ★	件	37	52	51	54	増加 (令和 11 年度)
3-2 子どもの安全確保							
成果	市内の交通事故件数(こどもが関わる事故)	件	40	47	47	51	減少 (令和 11 年度)
活動	「子どもの安全見まもり隊 [*] 」の隊員数	人	3,420	3,229	3,200	3,146	維持 (令和 11 年度)

13. 事業一覧

- ◆令和7年度（2025年度）から令和11年度（2030年度）までの事業の実施状況を、施策の柱ごとに掲載しています。（施策体系についてはP.5参照）
- ◆事業の実施状況の項目における分類については以下のとおりです。
 - 「新規」新しく事業を開始するもの
 - 「拡充」対象者や規模の拡大等、例年に比べて内容を充実させて実施するもの
 - 「継続」例年どおり実施するもの
 - 「完了」事業目標の達成や他の事業との統合等により、事業を廃止するもの
- ◆「こどもの社会参加促進の促進に関わる事業実施状況」に関連する事業は一覧に示しています。
- ◆「豊中市こどもの未来応援施策に関する基本的な考え方」に関連する事業には支援の種類を表記しています。（P.47参照）

関連事業の事業実施状況

施策の柱	No.	子どもの社会参加事業	未来応援施策	事業名	事業内容	所管部署	事業の対象年齢							事業実施状況(年度)					該当施策(全て)
						課(施設)	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者	2025	2026	2027	2028	2029	

施策の柱 1－1 保育及び教育環境の充実

1-1	1			公立こども園整備事業	教育・保育の定員の確保及び多様化している子育て支援ニーズへの対応を進めつつ、こどもたちが自分らしく過ごしやすい施設環境を整えるため、「第2次公立こども園整備計画」に基づき、対象園の民間移管と再整備を進めます。	こども事業課		○	○					継続					1-1 (1) 1-1 (2)
1-1	2			就学前施設教職員研修	公私立こども園、民間保育所(園)、私立幼稚園、児童発達支援センター等、豊中市の就学前施設の教職員を対象に研修を行い、教育・保育の質を高めます。	こども事業課		○	○	○				継続					1-1 (2)
1-1	3	●		人権尊重に根ざした保育の推進	豊中市人権保育基本方針を中心に、こどもの生活実態をふまえ、様々な人権問題の解決をめざした総合的な取り組みを一層推進します。	こども事業課		○	○					継続					1-1 (2)
1-1	4			豊中市立こども園教育・保育研究会	公立こども園教員の専門性の向上を図るとともに、将来的展望に立った教育・保育を追求します。	こども事業課		○	○					継続					1-1 (2)
1-1	5			保育アドバイザー派遣事業	公立こども園の保育内容の充実を図るため、保育教諭等の資質向上と乳幼児理解の深化をめざします。また、研究保育、公開保育を行い、近隣の関係機関へ発信します。	こども事業課		○	○					継続					1-1 (2)
1-1	6			遊びのボランティア紹介事業	遊びの場面などで、様々な技能や専門性をもった地域人材の登用と活用を図り、開かれた園づくりを推進します。	こども事業課		○	○					継続					1-1 (2)
1-1	7			公立こども園教育の自己評価	公立こども園が地域の幼児教育センター的役割を担うため、教育内容や環境などについて、自己評価を行い、公立こども園の教育の充実、教員の資質の向上を図ります。	こども事業課		○	○					継続					1-1 (2)
1-1	8			公立こども園評議員会	園や地域の実情に応じて、園運営に関し、保護者・地域住民の意向を聞くとともにその理解と協力を得て、特色ある教育活動を主体的かつ積極的に展開していくため、公立こども園評議員を各園に設置します。	こども事業課		○	○					継続					1-1 (2)
1-1	9			教育振興計画の推進	教育振興計画をもとに、毎年度教育行政方針を作成・公表します。また前年度事務事業等の点検及び評価を行い、報告書を議会に提出するとともに公表します。	教育総務課		○	○	○	○	○	○	継続					1-1 (3)
1-1	10			長寿命化計画の推進	中長期的に維持管理に係るトータルコストの縮減及び予算の平準化を図りつつ、学校施設に求められる機能・性能を確保するため、学校施設長寿命化計画を策定します。	学校施設管理課				○	○			継続					1-1 (3)
1-1	11			とよなかブックプラネット事業	学校図書館と公共図書館の蔵書を一体的かつ効果的に活用する環境を整備することにより、児童生徒の読書活動を促進し、自ら学ぶ力を育成します。	読書振興課				○	○			継続					1-1 (3) 1-2 (2)
1-1	12			学校図書館への支援・学校との連携	学校図書館との連携により、児童生徒の読書活動を推進します。ブックプラネット事業により、読書センター、学習・情報センター、教員支援センターとして学校図書館が活用されるよう支援します。小学生の図書館見学の受け入れや、学校への団体貸出、調べものの相談(レファレンス)に応じ、学校と連携しながら、地域のこどもの読書を支えます。	読書振興課				○	○			継続					1-1 (3) 1-2 (2)
1-1	13			学校図書館教育の充実事業	学校司書を全小・中学校に配置し、授業での図書館活用を図ります。学校間相互並びに学校図書館と市立図書館の蔵書の一体的活用を図るため、図書運搬連絡車を運行します。	読書振興課				○	○			継続					1-1 (3) 1-2 (2)
1-1	14			教育センター機能の充実	教職員の研究・研修の実施や教育DXのためのICT環境の整備、あわせて教育に関する情報の提供や資料の収集及び閲覧を行うための施設として、機能の充実を図ります。	教育センター				○	○			継続					1-1 (3)
1-1	15			教育情報化推進事業	すべての小・中学生に一人一台タブレット端末を配布し、あわせて各学校のインターネット環境の整備を進めることにより、各学校における主体的・対話的で深い学びやこども主体の学びの実現を図ります。	教育センター				○	○			継続					1-1 (3)
1-1	16			学校図書館教育の充実	各教科等を通じて学校図書館を計画的に利用し、その機能の活用を図ることで、児童生徒の主体的、意欲的な学習活動や読書活動の充実をめざします。	学校教育課				○	○			継続					1-1 (3) 1-2 (2)
1-1	17			学力向上自主企画事業	全国学力・学習状況調査等により明らかとなった各学校の児童生徒の学習面や生活面における個別課題に対応するため、学校の独自性を生かした学力向上策を支援し、活力ある学校づくりの推進を図ります。	学校教育課				○	○			完了					1-1 (3)
1-1	18			「小中一貫教育」推進事業	小中学校間の円滑な接続を図り、9年間を見通した指導の一貫性を図るとともに、校種間のより望ましい連携や接続について、全中学校区において取り組みを推進します。	学校教育課				○	○			継続					1-1 (3)
1-1	19			小学校高学年教科担任制	授業の質の向上、小中学校間の円滑な接続などを目的として、市立小学校の5年生及び6年生全学級の外国語、理科、算数又は体育の授業について、教科担任制を実施します。	教職員課				○				継続					1-1 (3)
1-1	20			小学校における国際理解教育(英語(外国語)体験活動)の推進	小学校における国際理解教育の一環として、地域在住の外国人ボランティアの協力による、異なる文化を持つ人々との交流等の体験的な活動を通して、国際理解や共生の資質、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成をめざします。	学校教育課				○				継続					1-1 (3)
1-1	21			学校教育の充実	「学校規模と通学区域に関する課題の解消に向けた基本方針」に基づき、学校や地域の実情に応じた課題の解消を図るための企画立案を行います。また、「庄内地域における『魅力ある学校』づくり計画」に基づき、義務教育学校の開校に向けた準備を進めます。	学校教育課				○	○			継続					1-1 (3)

施策の柱	No.	子どもの社会参加事業	未来応援施策	事業名	事業内容	所管部署	事業の対象年齢							事業実施状況(年度)					該当施策(全て)
						課(施設)	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者	2025	2026	2027	2028	2029	
1-1	22			学校地域連携ステーション事業	学校支援コーディネーターを学校に配置し、学校と地域における情報の共有化や地域諸団体の連絡調整など、学校と地域とのコーディネートを行い、学校教育活動の活性化を図ります。	学び育ち支援課				○	○			継続					1-1(3)
1-1	23			幼保こ小連絡協議会	公私立こども園、幼稚園、保育所(園)、児童発達支援センター、公私立小学校相互の連携を密にし、一貫した教育のあり方を追究し、教育の充実に向け取り組みます。	こども事業課		○	○	○				継続					1-1(4)
1-1	24			乳幼児等通園支援事業	すべてのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な生育環境を整備するとともに、すべての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらず形での支援を強化するため、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる事業を実施します。	こども事業課		○						新規					1-1(2) 1-1(4)

施策の柱1－2 多様な人との交流及び様々な体験をすることができる機会の提供

1-2	1			地域交流事業	地域の団体と協働して、差別のない人権尊重のまちづくりと地域の子どものたちの健全育成を進めるとともに、出会いとふれあいの場をめざします。	人権政策課 (人権平和センター豊中)		○	○	○	○	○	○	継続					1-2(1) 2-1(1)
1-2	2		他	子ども国際事業「おまつり地球一周クラブ」	次世代の子どもたちが日本や世界の様々な文化の体験を通して具体的に学ぶことのできるような、異文化理解・国際理解の機会を提供します。	人権政策課 ((公財)とよなか国際交流協会)				○	○		○	継続					1-2(1) 1-4(4) 2-3(4)
1-2	3	●		高校生軽音楽フェスティバル	市内の軽音楽系クラブの活動成果を発表する場として、所属する生徒達による野外ライブを行います。	魅力文化創造課							○	継続					重点施策3 1-2(1)
1-2	4	●	教育	ホールでオーケストラ	市内の小・中学生に舞台芸術に触れる機会をつくり、豊かな感性、創造性を育むとともに、舞台芸術への関心を高めます。経済的理由等で部隊芸術に触れる機会のないこどもも等しく参加体験できます。	魅力文化創造課				○	○			継続					1-2(1)
1-2	5	●	教育	こども音楽フェスティバル	大阪音楽大学の協力のもと、ソロ、打楽器アンサンブルや、市内の中学・高校の吹奏楽部の演奏が楽しめるイベントを開催します。	魅力文化創造課		○	○	○	○	○		継続					1-2(1)
1-2	6	●	教育	豊中音楽コンクール	大阪音楽大学の協力のもと、次代を担う優れた演奏家を発掘・育成し、音楽文化の振興を図ることを目的とすると共に、子ども達に発表、鑑賞の機会を提供する。	魅力文化創造課							○	継続					1-2(1)
1-2	7	●		スポーツ教室事業(子ども対象)	市民のライフステージに応じたスポーツ活動の振興を図るため、体育館、武道館ひびき、温水プール、野球場、庭球場などで、各種スポーツ教室を行います。	スポーツ振興課		○	○	○	○	○	○	継続					1-2(1)
1-2	8	●		環境学習の推進	こどもたちの将来に良好な地球及び地域環境を引き継ぐために、市民・事業者・NPOや学校等が環境の状況や問題点などを正しく認識し、あらゆる場で主体的かつ自立的な学習活動を推進し、日常生活や事業活動の中で自ら環境に配慮した行動につながるように、幼児期から高齢期まで生涯を通じた環境学習を推進します。	ゼロカーボンシティ推進課		○	○	○	○	○	○	継続					重点施策3 1-2(1)
1-2	9	●		自然観察会・体験で学ぶ自然環境学習	自然に親しみながら自然環境を保全していくことの重要性を啓発するため、自然観察会や5歳以上の子どもとその保護者を対象に、体験で学ぶ自然環境学習「自然ふしぎ発見クラブ」を実施しています。また、ふれあい緑地1街区のビオトープを活用した植物や生き物に触れて学ぶ体験型の講座を実施しています。	公園みどり推進課			○	○	○	○	○	継続					重点施策3 1-2(1)
1-2	10	●		農体験等の資源循環啓発学習	小学校、こども園や親子等を対象に、野菜の植付けや米づくり、収穫等を体験する農体験学習を実施しています。また、食のリサイクルや農業などについて講演し、食と農の大切さ、循環型社会づくりの重要性について学ぶ講座型環境学習も実施しています。	公園みどり推進課	○	○	○	○	○	○	○	継続					重点施策3 1-2(1)
1-2	11			絵本「きょうのきゅうしょくな～にかな」の発行	小学校給食の食べ残しを減らし、食べ物を大切にしたいという願いを込め、絵本を作成しています。給食が体を作り、元気の素になる大切なものであることや、残してしまうと食べ物がごみになるので残さないようにしましょうといった内容です。就学前の市内こども園等の年長児全員に配布します。	家庭ごみ事業課			○	○				継続					1-2(1)
1-2	12	●		環境学習	こども園、小学生、中学生を対象とし、環境にやさしい行動を子どもたちが自ら実践できるよう支援することを目的として、ごみの分別方法や実際のごみ収集車での収集作業の体感と乗車体験をとおして、より深くごみと再生資源について学習します。	家庭ごみ事業課			○	○	○			継続					重点施策3 1-2(1)
1-2	13	●	教育	学生・若者の市民公益活動への参加促進	市民公益活動支援センターとの連携のもと、学生や若者の市民公益活動への参加を促進するため、市民公益活動支援センターを活動のPRの場として提供するほか、市民活動団体等からのボランティア募集情報を提供します。	コミュニティ政策課 (市民公益活動支援センター)							○	○	継続				重点施策3 1-2(1)
1-2	14	●	教育	福祉育の推進	小中学生を対象にこどもたちが高齢者や障害のある人などについての理解を深め、その生活課題を自分のこととして共有し、解決する方法を共に考え導き出す機会をつくります。	地域共生課				○	○			継続					重点施策3 1-2(1)
1-2	15			サウンドスクール(幼児)	情操教育の一環として、音楽文化の醸成による「音楽溢れる学校づくり」を目的に、大阪音楽大学との連携により、幼児・児童・生徒が生きた音楽に触れる機会の充実や、中学校への等の貸出しによる伝統音楽の普及を進めます。	こども事業課			○					継続					1-2(1)

施策の柱	No.	子どもの社会参加事業	未来応援施策	事業名	事業内容	所管部署	事業の対象年齢							事業実施状況(年度)					該当施策(全て)
						課(施設)	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者	2025	2026	2027	2028	2029	
1-2	16	●		中高生対象 都市景観啓発事業	2024年度に改定した「豊中市都市景観形成マスタープラン」において、まちの好感を楽しみ、共感へと広げる取組みを実践していく人を“景観スタイリスト”と呼び、その育成プログラムの一つとして市立中学校に通う生徒たちが、“景観スタイリスト”として身近な景観を楽しむ「景観スポットまちあるき」を開催。まち歩きの中で生徒自身が見た、残したい景観や気に入った景観を描いたスケッチを作成し、それらを掲載した「発見！とよなか景観スケッチブック」を発行するとともに、それらの配布及び原画展の実施を通して、本市景観の周知にもつなげています。	都市計画課					○	○		継続					重点施策3 1-1(1) 1-2(2) 1-2(3)
1-2	17	●		未就学児・小学生対象 都市景観啓発事業	豊中市魅力的な景観スポットを発信している「とよなか百景」を題材に作成したとよなか百景かるたを使用して、通常サイズとA3サイズの2種類のかるたで未就学児(年中・年長児)と小学生を対象にかるた大会を開催し、楽しみながら豊中市の景観の周知につなげています。	都市計画課			○	○				継続					重点施策3 1-1(1) 1-2(2) 1-2(3)
1-2	18			郷土資料館の運営・出前講座	郷土資料館において、市内の埋蔵文化財や民俗資料など、これまでに収集・整理・調査された成果を展示します。また、小中学校・義務教育学校には見学等による当館の活用や、出前講座や体験型学習の場を提供するなど、様々な機会を通して学校教育との連携に取り組みます。	社会教育課 (郷土資料館)				○	○	○		継続					1-2(1)
1-2	19			青少年自然の家の施設の利用促進	指定管理者であるNPO法人豊中市青少年野外活動協会が、小・中・高校が利用したいと思えるプログラムの開発、こども園のお泊り行事や一般の家族を対象とした事業を実施し、施設の利用促進を図っていきます。	社会教育課		○	○	○	○	○		継続					1-2(1)
1-2	20			青少年自然の家主催事業	指定管理者NPO法人豊中市青少年野外活動協会が、各種野外活動や創作活動及び自然とのふれあいを体験してもらうことを目的に、小・中学生やその家族を対象に、オープン事業・野外活動事業・里山事業等を実施します。	社会教育課		○	○	○	○	○		継続					1-2(1)
1-2	21			星空観察会	天体望遠鏡で惑星や月のクレーター等を観察することで、天体の知識を学習し、自然科学に対する興味を喚起することをねらい、星空観察会を行います。	社会教育課 (青少年交流文化館いぶき)				○	○	○	○	継続					1-2(1)
1-2	22	●		高校生パフォーマンスフェスタ	ダンスや音楽等に取り組んでいる高校生世代の青年グループを公募して実行委員会を立ち上げ、それぞれのグループの発表のみならず、制作過程を大切にした高校生等によるパフォーマンスの発表会を創りあげます。	社会教育課 (青少年交流文化館いぶき)						○		継続					重点施策3 1-2(1)
1-2	23	●		公民館講座	各公民館(中央、蛍池、庄内、千里)において、創作活動や体験学習をとおして親子のふれあい、仲間づくりの場を提供します。	中央公民館		○	○	○	○	○		継続					重点施策3 1-2(1)
1-2	24			図書館利用が困難な子どもへのサービス	動く図書館の巡回、団体貸出や出前おはなし会により、図書館に来館しにくい子どもたちへ図書館サービスを届けます。点字絵本やさわる絵本、大きな活字の本の収集により、図書館利用が困難な子どもへの資料提供に努めます。	読書振興課		○	○	○	○	○	○	継続					1-2(1) 1-4(4)
1-2	25	●		「科学の街とよなか」推進事業	理科の観察実験アシスタントの学校への派遣や理科教育に関する教員研修の実施により各校における理科教育の充実を図るとともに、豊中市立学校理科展の実施等により、小・中学生の科学に対する興味・関心や意欲を育むように取り組みます。	教育センター				○	○			継続					重点施策3 1-2(1)
1-2	26			ユネスコスクール活用等による国際教育推進事業	持続可能な社会の構築(ESD)を教育活動の基盤に、国内外の学校間交流等を通して、グローバル社会を生きる次世代の担い手育成に向けた国際教育を進めます。	学校教育課				○	○			継続					1-2(1)
1-2	27			サウンドスクール(児童・生徒)	情操教育の一環として、音楽文化の醸成による「音楽溢れる学校づくり」を目的に、大阪音楽大学との連携により、幼児・児童・生徒が生きた音楽に触れる機会の充実や、中学校への等の貸出しによる伝統音楽の普及を進めます。	学校教育課				○	○			継続					1-2(1)
1-2	28	●	生活	とよなか地域子ども教室	こどもが安全に安心して過ごせる居場所づくりを目的に、小学生が地域の大人や大学生などの若者と交流しながら学習やスポーツ、文化活動などを行います。	学び育ち支援課				○				継続					重点施策3 1-2(1) 1-3(2) 1-3(3)
1-2	29	●		水に関する図画・習字作品募集	作品の制作及び展示を通じて、上下水道への理解を深めることをねらいとして、小学4年生を対象に水に関する創意ある作品を募集。	上下水道局 経営企画課				○				継続					重点施策3 1-2(1) 1-2(3)
1-2	30	●		環境学習の推進	こどもたちの未来を守る持続可能な資源循環型社会を構築するために、 ①保護者と一緒に参加できる施設見学会や環境学習企画講座等の来館型環境啓発事業を行います。 ②こども園、学校など市民のところへ出かけていく出前講座による環境学習を行います。	豊中市伊丹市クリーンランド 再資源・搬入課		○	○	○	○	○	○	継続					重点施策3 1-2(1)
1-2	31	●		ボランティア体験プログラムの紹介	夏休みを利用して、小・中・高・大学生が福祉施設等でボランティア活動をする際のプログラムを紹介し、コーディネートします。 【団体自主事業】	(社福)豊中市社会福祉協議会				○	○	○	○	継続					重点施策3 1-2(1)
1-2	32	●		福祉体験支援事業	小・中・高校等で福祉体験やボランティア体験を行う際の企画や講師派遣等の支援を行います。 【市補助事業】	(社福)豊中市社会福祉協議会				○	○	○	○	継続					重点施策3 1-2(1)

施策の柱	No.	子どもの社会参加事業	未来応援施策	事業名	事業内容	所管部署	事業の対象年齢							事業実施状況(年度)					該当施策(全て)
						課(施設)	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者	2025	2026	2027	2028	2029	
1-2	33			世代間交流の推進	小中学校の子どもが地域の高齢者と交流する際のコーディネートを行います。 【市補助事業】	(社福)豊中市社会福祉協議会				○	○			継続					1-2(1)
1-2	34			0さいからのコンサート	未就学児を対象に、室内楽コンサートを開催します。	魅力文化創造課		○	○					継続					1-2(1)
1-2	35			こども園アーティスト派遣事業	アートの力を活用し未就学児の非認知能力の形成を促すことを目的として、美術アーティストを市内こども園に派遣し、こどもたちが保育の日常の中でのアート活動を行う取組みを実施します。	魅力文化創造課			○					継続					1-2(1)
1-2	36			マルチスポーツ体験教室	こどもたちが多様なスポーツに親しむ機会を創出するため、大学、屋内体育施設等指定管理者と連携した体験教室を行います。	スポーツ振興課				○				継続					1-2(1)
1-2	37	●		学校向け消費者教育出前教室	市内の小学生、中学生を対象に携帯電話・インターネットトラブルなどの消費者問題等の出前教室を行い、消費者としての知識の普及啓発及び消費者被害の未然防止を図ります。	くらし支援課				○	○	○		継続					1-2(2) 3-2(2)
1-2	38	●		親子で学ぼう 夏休みお薬教室	薬は日常生活の中で年齢に関係なく使用されるため、幼い頃から薬の正しい使い方に関する知識を身に付けることは市民にとって有益であり、さらには将来の医療費削減にもつながります。 そこで、小学生とその保護者を対象に、実験や工場見学などを含むお薬教室を開催し、医薬品の適正使用に関する啓発を行っています。	保健安全課				○				継続					重点施策3 1-2(2)
1-2	39	●		若年層向け薬物乱用防止啓発事業	インターネットから大麻等の薬物を容易に購入できるため、若者を中心に薬物乱用の事件・事故が多発しています。 そこで、高校生に薬物乱用防止啓発グッズに関する原画作成を依頼し、周知啓発の際に作成したグッズを配布することを通じて、若年層に向けた効果的な啓発を実施します。	保健安全課				○	○	○		継続					重点施策3 1-2(2)
1-2	40			知っておこう 薬の知識(出前講座)	薬は誤った使用量や使用方法により、十分に効果が発揮されなかったり、思わぬ副作用によって健康被害が生じることもあります。 そこで、薬について正しい知識を身に付けていただくため、薬の種類や飲み方、副作用、オーバードーズの危険性などについてお話します。	保健安全課				○	○	○	○	継続					重点施策3 1-2(2)
1-2	41	●		薬物乱用 ダメ。ゼッタイ。(出前講座)	インターネットから大麻等の違法薬物や医薬品を容易に購入できるため、若者を中心に薬物乱用や医薬品のオーバードーズによる事件・事故が多発しています。 そこで、薬物乱用や医薬品によるオーバードーズに危険性、誘われた時の断り方等についてお話します。	保健安全課				○	○	○	○	継続					重点施策3 1-2(2)
1-2	42		教育	思春期教育	学校保健とおやこ保健課・健康危機対策課が連携し、中学校での性教育などを行います。	おやこ保健課					○			継続					1-2(2)
1-2	43	●		子ども健やか育み条例出前講座	2013年度4月に制定された子ども健やか育み条例の子どもへの周知をはかるとともに、子どもの人権に関する子どもの理解を深める機会とすることを目的に、市内の小中学校・中学校で子ども健やか育み条例や子どもの人権にかかわる内容をテーマにした出前講座を実施	こども政策課				○	○			継続					重点施策3 1-2(2)
1-2	44	●		ライフデザイン支援事業	こども・若者を対象として、結婚から育児までに前向きな意識が持てるよう情報誌の作成や講座をとおして、情報提供を行います。	こども政策課						○		継続					重点施策3 1-2(2) 2-2(3) 2-4(2)
1-2	45			平和月間事業	夏休み期間中に、いぶきにおいて、青少年対象に、平和月間事業で作品展示などを行います。	社会教育課 (青少年交流文化館いぶき)				○	○	○	○	継続					1-2(2)
1-2	46			児童書等の蔵書の充実と提供	各図書館において、児童書等の蔵書を充実し、提供することにより、こどもたちのよりよい読書環境づくりを推進します。	読書振興課		○	○	○	○	○		継続					1-2(2) 1-3(3)
1-2	47	●		子どもと本をつなぐボランティア活動の支援	こどもと本をつなぐボランティアの活動を支援するとともに、活動の継続に必要な学びの支援を行います。	読書振興課		○	○	○	○	○		継続					重点施策2 1-2(2) 2-1(3)
1-2	48			子どもの権利条約(児童の権利に関する条約)等の情報提供	児童福祉施設や図書館、学校等で、様々な機会を通じ、こどもの権利条約(児童の権利に関する条約)及び豊中市子ども健やか育み条例について、情報提供します。	読書振興課 こども政策課		○	○	○	○	○		継続					1-2(2) 1-3(1) 2-2(3)
1-2	49			おはなし会等	各図書館において、乳幼児、小学生を対象とした絵本の読み聞かせやおはなしなどを通じて、図書館を身近に感じ、絵本などに親しむ機会を提供します。	読書振興課		○	○	○	○			継続					1-2(2) 2-1(1)
1-2	50	●		小学校体験学習推進事業	各小学校においてボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動等、児童や学校、地域の実情等を踏まえ、地域資源を活用した体験プログラムを実施します。	学校教育課				○				継続					重点施策3 1-2(2)

施策の柱	No.	子どもの社会参加事業	未来応援施策	事業名	事業内容	所管部署	事業の対象年齢							事業実施状況(年度)					該当施策(全て)
						課(施設)	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者	2025	2026	2027	2028	2029	
1-2	51	●		中学校体験学習推進事業	各中学校におけるキャリア教育で捉えなおした特色ある教育活動や体験活動のさらなる活性化を図り、生徒一人ひとりの社会的・職業的自立に向けた基礎的・基本的な知識・技能の習得ならびに、それらを活用する力の育成をめざします。	学校教育課					○			継続					重点施策3 1-2(2)
1-2	52	●		人権・平和の集い	こども(園児・児童・生徒)、保護者、市民、教職員を対象に、人権・平和の集いを開催しました。	学校教育課			○	○	○			継続					1-2(2)
1-2	53	●		水道出前教室	小学4年生を対象に、水道への関心を深め、水道水が安全な飲み物であると理解してもらうことをねらいとして、実験器具の貸出及び学習資料の提供を行い、視聴覚教材(局作成YouTube動画)の活用で教員の指導のもと、実験を実施。	上下水道局 経営企画課				○				継続					重点施策3 1-2(2)
1-2	54	●		若者向け選挙啓発事業「選挙はじめまして」	豊中市内の学校(小学校、中学校、高等学校、支援学校、専門学校、短期大学、大学など)に通う児童・生徒などを対象に、「主権者教育」や「政治的教養を育む教育」に役立つ出前授業や選挙用品の貸出しなどを実施しています。	選挙管理委員会事務局				○	○	○		継続					重点施策3 1-2(2)
1-2	55	●		とよなか産業フェア「しごと体験・展示コーナー」	市内の企業や個人事業主の魅力を市民の皆様に知っていただく「とよなか産業フェア」において、うどんづくりやアナウンサーなどの仕事を体験するコーナーを実施します。	産業振興課		○	○	○				継続					重点施策3 1-2(1) 1-2(2)
1-2	56	●		とよなかオープンファクトリー	市内の企業を訪問し、ものづくりやおしごとの現場を体験・体感していただく「とよなかオープンファクトリー」において、食品添加物や船舶用エンジン整備等の工場見学などを実施します。	産業振興課				○				継続					重点施策3 1-2(1) 1-2(2)
1-2	57			子どもの社会参加の促進	豊中市子ども健やか育み条例に基づき実施する施策等について、こどもが意見表明することができるよう、施策の情報や意見表明する機会の提供を推進します。	こども政策課		○	○	○	○	○		継続					重点施策3 1-2(3)
1-2	58			子どものつぶやき展	こどもが日ごろ大人や友達と関わり成長する中で、様々な気持ちや思いを、仕草や言葉などで表現していることを「つぶやき」と捉え、代表的なものを展示しています。	こども事業課		○	○					継続					1-2(3)
1-2	59	●		中学生シンポジウム	中学校全18校の代表生徒が集まり、生徒会活動の充実に向け、現状や課題等について発表と意見交換を行います。	学校教育課					○			継続					重点施策3 1-2(3)
1-2	60	●		成人式企画委員	「おとなになったことを自覚し、みずから生き抜こうとする青年を祝いはげます」ことを目的として、市が主催する成人式式典について、当日の「誓いの言葉」をはじめ式典内容について主体的に関わり企画してもらう。	社会教育課						○		継続					1-2(3)
1-2	61	●		みんなでえがこう! 未来のとよなか～40万人プロジェクト～	次期総合計画の策定に向けて、子どもから大人まで幅広い世代の方々と一緒に未来の豊中を創っていくためのアンケート調査を実施します。アンケートは子ども用、大人用、事業者用を用意しています。	経営戦略課				○	○	○	○	新規					重点施策3 1-2(3)
1-2	62			ユースモ! Inとよなか#若者チャレンジらぼ	若者による「とよなかの未来」に向けたまちづくりの企画・実践を応援する事業です。次期総合計画の策定に向けて、若者世代の意見聴取・市政への主体的な参画・意見反映の機会を増やすことをめざします。	経営戦略課							○	新規					重点施策3 1-2(3)

施策の柱 1－3 こどもの居場所づくり

1-3	1			家庭教育支援チーム	家庭教育支援の充実のために、庄内コラボセンター「こども・教育相談総合窓口」及び「子育て支援センターほっぺ南部分室」を文部科学省「地域における家庭教育支援基盤構築事業」の「家庭教育支援チーム」として位置づけ、はぐくみセンター内各課や学校関係機関と連携を図り、支援が必要な家庭に寄り添った相談対応を行います。	こども支援課 児童生徒課	○	○	○	○	○	○		継続					1-3(1) 1-4(3)
1-3	2			放課後の児童の居場所づくり事業(校庭開放)	こどもたちが放課後、安全に安心して過ごすため、小学校の校庭などを開放した居場所づくりを実施します。	学び育ち支援課				○				継続					重点施策2 1-3(2)
1-3	3			豊中市放課後こどもクラブ事業	保護者が労働等により昼間家庭にいない、本市に居住する小学校及び義務教育学校の第4学年(支援学級在籍児童は第6学年)までの児童並びに本市に居住する特別支援学校小学部の児童を対象に、適切な遊び及び生活の場を与え、子どもの状況や発達段階を踏まえながら、その健全な育成を図ります。	学び育ち支援課				○				継続					重点施策2 1-3(2) 2-4(1)
1-3	4			市民活動のネットワークの形成・交流	子育て中の母親・父親に対して地域のつながりを持つ機会の提供や、すてっぷのロビーを利用している若年層に着目し、学習スペースを提供するとともに、地域の若年者の集まる場所としての施設認知度の向上を図ります。	人権政策課 (とよなか男女共同参画推進センターすてっぷ)		○	○	○	○	○	○	継続					1-3(3) 2-1①(1)
1-3	5		生活	こどもの居場所ネットワーク事業	こどもの未来応援及び地域包括ケアシステムの考え方をふまえ、地域ごとにこどもの居場所コーディネーターを配置し、学校を核としたセーフティネットの仕組みづくりを行います。	こども支援課				○	○	○		継続					1-3(3)
1-3	6			児童育成支援拠点事業	養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、食事の提供等を行うとともに、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供します。	こども支援課				○	○	○		継続					重点施策1 1-3(3)
1-3	7			豊中型認定居場所事業補助金	こどもが無料または低額で利用できるこども食堂や学習支援等の居場所を提供を豊中市内で行う団体・法人等に対し、こどもの見守り体制の強化を図り、児童虐待を未然に防止することを目的に補助を行います。	こども支援課				○	○	○		継続					重点施策1 1-3(3)

施策の柱	No.	子どもの社会参加事業	未来応援施策	事業名	事業内容	所管部署	事業の対象年齢							事業実施状況(年度)					該当施策(全て)
						課(施設)	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者	2025	2026	2027	2028	2029	
1-3	8			学校体育施設開放事業(遊び場開放)	こどもの健全育成や市民の健康・体力づくりの一環として、市立小・中学校の体育施設を市民に開放します。	学校施設管理課		○	○	○				継続					1-3(3)
1-3	9			自習室開放事業	学習支援の一環として、自習室を設置します。	社会教育課 (青少年交流文化館いぶき)				○	○	○	○	継続					1-3(3)
1-3	10			夏休み自習室開放	各公民館(中央、蛭池、庄内、千里)において、夏休み期間に小学生から高校生の児童生徒を対象に自習室を開放します。	中央公民館				○	○	○		継続					1-3(3)
1-3	11			子どもの居場所づくり事業	こどもたちが学校教育だけでは養えない社会的に自立する力を育み、また青少年が健やかな成長と社会的自立を図るため、週末の土曜日・日曜日に様々な体験活動や交流を図れる事業を実施し、社会教育的観点から知性・情操性・社会性・自主性を身につけることをめざしていく場を創出・提供します。	社会教育課 (青少年交流文化館いぶき)				○	○	○	○	継続					1-3(3)
1-3	12			図書活動	ほんのひろばを地域に開放し、貸し出し、自由閲覧、「つくってあそぼ」など、図書に親しむ機会を提供します。	社会教育課 (青少年交流文化館いぶき)		○	○	○	○	○	○	継続					1-3(3) 2-1(1)
1-3	13			放課後・土日の学習支援 放課後等の児童の居場所づくり事業(放課後の学習支援)	生徒一人ひとりの状況に応じた学力向上のための学習支援・学びの場を提供するため、放課後や土日曜を活用しながら自宅学習を支援する取組みを行います。	中央公民館 学び育ち支援課				○	○			拡充					1-3(3)
1-3	14			相談及び人権平和啓発事業	「こども多世代ふれあい広場」を各センター(豊中・蛭池)で実施し、子どもから高齢者まで誰もが自由に過ごせる居場所を提供します。	人権政策課(人権平和センター 豊中・人権平和センター蛭池)		○	○	○	○	○	○	新規					1-3(3)

施策の柱 1－4 こどもの悩みや不安に対する相談及び支援

1-4	1		他	こどもの相談支援ネットワーク会議	関係機関同士の緊密な連携のため、定期的に情報共有の機会を持って関係機関同士の顔の見える関係づくりを構築し、支援の困難事例に対するスキルアップ・課題の共有を図ります。	こども安心課	○	○	○	○	○	○		継続					重点施策1 1-4(1) 2-3(1)
1-4	2		生活	こどものための相談窓口の周知	市や教育委員会、府などの関係機関で行っている相談窓口(いじめや友達の悩み・不登校の悩み等)について、様々な手法を用いて子どもへの周知を図ります。	学校教育課 こども政策課 こども安心課				○	○	○		継続					重点施策1 1-4(1)
1-4	3		生活	こども総合相談窓口	0歳から18歳になるまでのこどもと家庭にかかわる様々な相談を24時間365日お聞きし、課題の整理をお手伝いしながら、必要な情報を提供したり、問題解決に向けて一緒に考えたりする窓口です。	こども安心課	○	○	○	○	○	○	○	継続					重点施策1 1-4(1)
1-4	4		生活	こども専用フリーダイヤル(とよなかっ子ダイヤル)	18歳になるまでのこどもが友だちやおうちのことなどどんな内容でも相談できる無料の電話相談です。夜間や休日にも相談を受けられるよう24時間365日電話受付しています。	こども安心課			○	○	○	○		継続					重点施策1 1-4(1)
1-4	5		生活	こども専用チャット相談(とよなかっ子ライン)	LINEアプリもしくは豊中市立小中学校児童生徒配布タブレットにおいて、18歳未満のこどもを対象にした心の悩み相談及び豊中市がこども向けに開設している相談窓口案内や、こどもの育ちに役立つ情報等の配信を行う。	こども安心課				○	○	○		継続					重点施策1 1-4(1)
1-4	6		生活	こども・教育総合相談窓口	18歳になるまでのこどもと家庭にかかわる様々な相談をお聞きます。特に学習や学習環境に関するお悩みや問い合わせをお聞きます。	こども安心課 児童生徒課		○	○	○	○	○		継続					1-4(1) 1-4(3)
1-4	7		生活	思春期のこころ	ガイドブックを用いた思春期メンタルヘルス授業を行い、生徒自身がこころの状態に気づくことや、援助希求行動の促進、相談窓口の周知など行っています。	医療支援課					○			継続					1-4(2)
1-4	8		生活	こころの体温計	うつ病・自殺対策として実施しています。インターネットを利用した、メンタルセルフチェック。今のこころの状態をチェックし、判定画面に簡単なアドバイスと相談窓口を案内しています。	医療支援課	○	○	○	○	○	○	○	継続					1-4(2) 2-2(2)
1-4	9		生活	こころの健康相談	精神疾患等こころの不調や精神症状等に関する相談に対応しています。早期回復により、学校や社会生活に復帰できるように支援します。	医療支援課					○	○	○	継続					1-4(2)
1-4	10			青少年相談活動	学齢期の児童生徒のいじめ・非行等の問題について、専門相談員が学齢期の児童生徒本人やその保護者からの相談を受け、問題解決にむけて支援します。	児童生徒課				○	○			継続					1-4(2)
1-4	11			スクールサポーター配置事業	小・中学校及び義務教育学校にスクールサポーター(大学生等)を配置し、配慮を要する児童・生徒に対して心理面等の状況に応じてサポートを行います。	児童生徒課				○	○			継続					1-4(2)
1-4	12		教育	豊中市スクールソーシャルワーカー活用事業	いじめ・不登校・暴力行為及び児童虐待など児童生徒の様々な課題に対応するため、社会福祉に関して高度な専門的知識を有し、相談支援活動経験のある人材を、スクールソーシャルワーカー(SSW)等として全小学校及び義務教育学校に配置、並びに中学校に事案対応派遣を行います。	児童生徒課				○	○			継続					1-4(2)
1-4	13			スクールカウンセラー配置事業	学校における教育相談体制の充実を図るために、学校に児童生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有する者等をスクールカウンセラーとして配置し、児童生徒のいじめ・不登校・問題行動等の解決を図ります。	児童生徒課				○	○			継続					1-4(2)

施策の柱	No.	子どもの社会参加事業	未来応援施策	事業名	事業内容	所管部署	事業の対象年齢							事業実施状況(年度)					該当施策(全て)
						課(施設)	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者	2025	2026	2027	2028	2029	
1-4	14		教育	創造活動(不登校児童生徒への援助)	豊中市在住の小中学生及び義務教育学校生を対象に、家庭と学校との中間的なステーションとして、不登校状態の子どもたちに安心できる居場所を提供し、以下3点の援助活動を行っています。①不登校等の児童生徒に関する、保護者や教職員への相談援助活動 ②学生カウンセラーによる、不登校児童生徒の家庭訪問を主とした訪問援助活動 ③多様なプログラムを設け、児童生徒の興味関心を行動に移し、心の充足や体験の積み上げにより、成長をはかる自主創造活動(グループ活動)	児童生徒課				○	○		継続						1-4(2)
1-4	15		他	コミュニティソーシャルワーカーとスクールソーシャルワーカーとの連携会議	学校と福祉の連携のため、コミュニティソーシャルワーカーとスクールソーシャルワーカーとの交流会を開催し、情報共有を行うことで有効な支援につなげてきました。	児童生徒課 (社福)豊中市社会福祉協議会				○	○		継続						1-4(3)
1-4	16			いじめ・児童虐待防止の対策	こども一人ひとりの健やかな成長とこどもを愛情深く育むことができるよう、いじめ・児童虐待を許さない地域社会づくりの推進のため、いじめ防止対策や児童虐待の防止・早期発見などに取り組みます。	こども安心課 児童生徒課				○	○	○	○	継続					1-4(3)
1-4	17			豊中市いじめ防止基本方針の推進	いじめに関する関係機関との連携を目的とした「豊中市いじめ問題対策連絡協議会」等を設置・運営します。	児童生徒課				○	○		継続						1-4(2) 1-4(3)
1-4	18	●	教育・生活	子どもサポート事業	子どもの権利条約の具現化を念頭に、すべての子どもの権利の保障に向けて取り組みます。多文化子どもも保育や外国にルーツを持つ子どもが母語や文化を学ぶことを通じて仲間と出会う場づくりを実施します。また、日本語・学習支援を通じた居場所づくりを行っています。	人権政策課 (とよなか国際交流センター)		○	○	○	○	○	継続						重点施策3 1-4(4)
1-4	19		他	多文化共生推進事業	外国人、日本人が相互の文化を学びあい、理解を促す取り組みを様々なテーマで実施します。	人権政策課 (とよなか国際交流センター)						○	○	継続					1-4(4)
1-4	20	●	生活	多文化子どもエンパワメント事業[若者支援]	15歳以上の外国にルーツを持つ若者を対象とした活動を行っています。若者が無条件に集うことの出来る場を設けることで安心して参加できる居場所の機能を果たすほか、相談対応や日本語指導を行います。(2021年より指定管理事業「子どもサポート事業」として実施)	人権政策課 (とよなか国際交流センター)					○	○	○	継続					重点施策3 1-4(4)
1-4	21	●		障害児チャレンジスポーツ	3歳～17歳の障害があるこどもを対象に、運動遊びを通して、体を動かす楽しさを体験してもらうとともに、体力の向上を図ります。	スポーツ振興課			○	○	○	○	継続						1-4(4)
1-4	22		生活	くらし再建パーソナルサポート事業	生活困窮者の自立に向けた相談支援に加え、就労支援や家計相談支援など包括的な支援を行うため、総合相談窓口を直営の地域就労支援センターに併設しています。また複雑な課題を有するケースは専門家によるチーム支援を行う「くらし再建パーソナルサポートセンター@いぶぎ」、アウトリーチが必要なケースはコミュニティ・ソーシャル・ワーカーと連携した支援ができる「くらし再建パーソナルサポートセンター@社協」の3機関による直営+委託方式により運営しています。また、困窮者の早期発見、早期支援につなげるために、庁内の関係部局との連携を図っています。	くらし支援課						○	○	継続					1-4(4) 2-3(4)
1-4	23		生活	社会福祉事業基金	広く市民の方からの寄付を受け、積み立て運用し、子どもの福祉にかかわる施設整備(認定こども園の建設費用や修繕費用)や事業に要する費用に充て、社会福祉の充実に努めます。	地域共生課		○	○					継続					1-4(4) 2-3(4)
1-4	24			障害児通所支援	児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援があり、日常生活における基本的な動作及び知識技能の習得、集団生活への適応のための支援を行います。	おやこ保健課		○	○	○	○	○	継続						1-4(4)
1-4	25			発達支援・障害児支援者研修	保育所、幼稚園、こども園等の就学前施設及び市立小・中学校の教員等を対象に子どもの発達や障害について、早期の気づきから発達支援につなげ、子どもの育ちを支えることを目的とした研修を行います。	おやこ保健課 (児童発達支援センター)		○	○	○	○		継続						1-4(4)
1-4	26			医療的ケア児支援連絡会議	人工呼吸器の装着等の医療的ケア児が、どのライフステージにおいても、つなぎの支援や保健、医療、障害福祉、保育、教育を担当する機関が緊密に連携し、地域で主体的に生活ができるための仕組みを構築します。	おやこ保健課		○	○	○	○	○	継続						1-4(4)
1-4	27			こども療育相談	発達に課題のある児童の課題整理や解決への支援方法を作業療法士や言語聴覚士等の専門職が相談に応じ、ご本人やご家族と検討をします。必要に応じて児童が所属する施設内での支援方法などの助言も行います。	おやこ保健課 (児童発達支援センター)		○	○	○	○	○	拡充						1-4(4) 2-3(4)
1-4	28			児童発達支援センター児童発達支援事業・放課後等デイサービス事業	児童福祉法に基づく児童発達支援事業と放課後等デイサービス事業で、障害や発達に課題のある小学校2年生までのこどもに対して、生活習慣の獲得や親子関係を基本とした人間関係の土台作りを行います。高校生相当年齢に対して、生活環境の広がりにあわせた社会的技能を習得し、就労をはじめとした成人期における自分の望む生活スタイルの準備を支援します。	おやこ保健課 (児童発達支援センター)		○	○	○		○	拡充						1-4(4) 2-3(4)
1-4	29			児童発達支援センター診療所事業	身体障害や発達に課題のあるこどもに対し、医学的な見立てを行い、必要に応じて、発達検査や医学的処置等を行います。また、医師の指示に基づき理学療法士、作業療法士、言語聴覚士による医学的リハビリテーションを実施します。	おやこ保健課 (児童発達支援センター)		○	○	○	○	○	継続						1-4(4) 2-3(4)
1-4	30		教育	家庭支援推進保育事業	入所児童に対して、家庭環境に配慮したきめ細やかな保育を行います。	こども事業課		○	○					継続					1-4(4) 2-3(4)

施策の柱	No.	事業	子どもの社会参加事業	未来応援施策	事業名	事業内容	所管部署	事業の対象年齢							事業実施状況 (年度)				該当施策 (全て)					
							課(施設)	出産前	0 1 2歳	3 4 5歳	小学生	中学生	高校生 相当年齢	若者	2 0 2 5	2 0 2 6	2 0 2 7	2 0 2 8		2 0 2 9				
1-4	31				障害児保育	こどもの実態を把握し一人ひとりの状況に応じながら統合保育を原則とした障害児保育を行います。	こども事業課			○	○						継続						1-4(4)	
1-4	32			教育・生活・就労	母子父子福祉センター事業	ひとり親家庭及び寡婦に対する各種相談、生活及び生業の指導、就労支援などの講習会、日帰りレクリエーション等の事業及び必要な場所の提供を行います。 (ひとり親家庭 学習支援教室) 豊中市在住のひとり親家庭の中学・高校生に対し、大学生等の講師が自習形式で個人に合った勉強を指導します。また勉強のサポートだけにとどまらず、一緒に将来について考える時間を持ったり、悩みを打ち明ける場であったり、みんなでレクリエーションを行ったり、学校や塾とは違う学習の場を提供します。 (相談員による相談ほか) 母子父子福祉センターにおいて、ひとり親家庭全般の悩みについて相談員が対応し、必要に応じて行政の支援施策へつないでいます。そのほか、日帰りレクリエーション等の事業及び必要な場所の提供を行います。 (弁護士等相談) 養育費の未払いや増額、別居している親子の面会交流、子育て、その他の様々な家庭内の悩みごとについて弁護士による法律相談並びに養育費等の専門相談員による相談を実施しています。離婚前の相談にも応じています。 (就業支援講習会等事業) ひとり親家庭の母又は父ならびに寡婦の自立のため、就業に結びつく可能性の高い技能、資格を習得するための講習会を実施します。休日に開講する等、就労中のひとり親家庭の母等の実態・ニーズを踏まえて実施しています。	子育て給付課		○	○	○	○	○	○	○	○	継続							1-4(4) 2-3(4)
1-4	33				保育施設への入所	被虐待児童家庭への支援のため、優先的な保育施設入所に配慮します。(児童虐待防止法13条の2)	子育て給付課			○	○						継続						1-4(4) 2-3(4)	
1-4	34			教育	奨学金事務	修学の希望があるにもかかわらず、経済的理由のために、高等学校等の修学が困難な者に対し、奨学費を貸し付けています。	学務保健課							○			継続						1-4(4) 2-3(4)	
1-4	35			他	公民館講座課題別講座 地域で子育てを考える学習会	貧困問題をはじめ、こどもたちを取り巻く環境が厳しさを増す中、こどもの人権について考えます。今回は児童養護施設の取り組み方やその中での子どもの思いやその背景を知ることから、こどもに関わる視点や地域としての課題、望まれる支援策等について考える機会として実施します。(蛍池公民館実施)	中央公民館			○	○	○	○	○			完了						1-4(4) 2-3(4)	
1-4	36			教育	中学校夜間学級補食事業	中学課程の修得をめざしている生徒の健康保持と就学奨励を図るために補食(パンと牛乳)を実施します。 ※1.義務教育の年齢(満15歳)を超えている人が入学対象	学校給食課								※	○	継続						1-4(4)	
1-4	37				通訳派遣事業	帰国・渡日してくる児童・生徒、また、保護者の様々な状況に対応するため、学校等へ通訳者の派遣を行います。	学校教育課						○	○			継続						1-4(4)	
1-4	38				国際教室	帰国・渡日児童生徒に、学校の学習支援や日本語の読み書きを指導するとともに、様々な国から来たこどもたちが交流し様々な文化を学びます。	学校教育課						○	○			継続						1-4(4)	
1-4	39				在日外国人教育推進協議会	在日外国人教育基本方針に基づき在日外国人教育の推進について連絡・調整を行います。	学校教育課						○	○			継続						1-4(4)	
1-4	40			教育	進路選択支援事業	進学意欲がありながら、経済的な理由により就学が困難な生徒に対して、相談・助言を行い、積極的に自己の進路を考え、将来に対する展望がもてるよう支援します。豊中・蛍池の両人権平和センターにおいて実施します。	学校教育課							○	○		継続						1-4(4) 2-3(4)	
1-4	41				障害児教育推進事業	障害等支援が必要な子どもの教育環境の充実を図ります。	児童生徒課						○	○			継続						1-4(4)	
1-4	42				支援教育事業	支援教育を進めるため、教職員を対象とした研修会や巡回相談を行います。	児童生徒課						○	○			継続						1-4(4)	
1-4	43			教育	寄り添い型学習支援事業	「生活困窮者自立支援法」の趣旨に基づき、経済的等の困難を抱える中学3年生及び義務教育学校9年生に対して、義務教育終了後も必要となる自学自習力をはぐくみ、自らの進路を切りひらくことができるよう、学習の場を提供します。	児童生徒課							○			継続						1-3(3) 1-4(4)	
1-4	44				ヤングケアラー専用相談窓口	ヤングケアラーの当事者やまわりの大人、関係者からの相談を受け付け、ケースに応じた支援へとつながっていく相談窓口を設置しています。	こども安心課			○	○	○	○	○			継続						1-4(1) 1-4(4)	

施策の柱1－5 若者の自立支援

1-5	1		教育	若者支援総合相談窓口等事業	社会的支援を要する若者にかかる相談に応じ、支援機関の紹介や必要な情報提供、助言などコーディネートを行い、若者の自立を支援をします。包括的な支援を要する相談には支援プログラムを作成し、関係支援機関等への支援調整など必要な支援を実施します。 高校生世代の若者の義務教育課程の学び直し（いぶき学習支援事業）や学校出張相談も行っています。	社会教育課 (青少年交流文化館いぶき)くらし支援課						○	○	継続					1-4(4) 1-5(1) 2-3(4)
1-5	2			豊中市子ども・若者支援協議会	多機関・多職種による包括的な支援ネットワークを作り、多様で重層的な課題を有する若者への支援を行います。	くらし支援課						○	○	継続					1-5(2)

施策の柱	No.	子どもの社会参加事業	未来応援施策	事業名	事業内容	所管部署	事業の対象年齢							事業実施状況(年度)					該当施策(全て)
						課(施設)	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	相当年齢高校生	若者	2025	2026	2027	2028	2029	
1-5	3			高校生世代のひきこもり未然防止事業（ユースホーム事業）	高校生世代の若者がひきこもりとならないよう、前段階の若者に安心して過ごせる居場所を提供し、就学や就労など、社会的に自立ができるよう支援を実施します。	くらし支援課							○	継続					1-3(3) 1-5(3)
1-5	4			ユースチャレンジキャンプ	ひきこもり若しくはひきこもり経験のある無業の若者を対象として、青少年自然の家において4泊5日の生活・就労合宿訓練を行い、自然環境の中での原始的労働や集団生活において自尊心や自己肯定感を高め、仲間を意識することで協調性を養うとともに社会貢献活動への参加のきっかけを作ります。	社会教育課							○	継続					1-4(4) 1-5(3)

施策の柱	No.	子どもの社会参加事業	未来応援施策	事業名	事業内容	所管部署	事業の対象年齢							事業実施状況(年度)					該当施策(全て)
						課(施設)	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	相当年齢高校生	若者	2025	2026	2027	2028	2029	

施策の柱2ー1 地域の子育て環境の整備

2-1	1			地域子育て支援センターの整備	地域の子育て支援拠点として、子育て相談、情報提供、ボランティアグループの活動の支援、遊びや交流の場などを提供する地域子育て支援センター等の施設をおおむね1中学校区に1ヵ所設置します。 また、子育て支援センターほっぺが地域子育て支援拠点を総括する中核的な施設として、子どもの視点に立った子ども施策の企画調整を行います。	こども支援課 (子育て支援センター) こども事業課	○	○	○						継続					2-1(1) 2-1(3)
2-1	2			遊びの場の提供	気軽な集いの場として、子育て支援センターほっぺ・南部分室にて、プレイルームの開放を行います。	こども支援課 (子育て支援センター)	○	○	○						継続					重点施策1 重点施策2 2-1(1)
2-1	3			年齢別講座等	子育て支援センターほっぺ・南部分室において、妊婦及び就学前の保護者を対象に、子育て相談を行ったり、親子のふれあい遊びの場と情報を提供します。	こども支援課 (子育て支援センター)	○	○							継続					重点施策1 重点施策2 2-1(1)
2-1	4			地域活動事業	就学前児童を対象に園庭開放、誕生会、発育測定、高齢者との世代間交流、育児講座、赤ちゃんサークル等を行います。	こども事業課		○	○						継続					重点施策2 2-1(1) 2-2(2) 2-3(1)
2-1	5			私立幼稚園教育振興・子育て支援事業	私立幼稚園が幼児教育の充実推進事業と、子育て支援事業を実施することで、地域の幼児教育支援センター的な役割を担います。	こども事業課		○	○						継続					2-1(1)
2-1	6			保育室開放	千里公民館において週5回、庄内公民館において週1回、就学前の親子を対象に保育室を開放します。	中央公民館		○	○						拡充					2-1(1)
2-1	7			公民館登録グループ(子育てグループ)の支援	各公民館(中央、蛍池、庄内、千里)において、公民館登録グループとして、子育てグループの活動場所を提供します。	中央公民館		○	○	○	○	○			継続					2-1(1)
2-1	8			外国人親子の交流の場づくり	とよなか国際交流協会に協力し、絵本の読み聞かせや図書館利用を体験する外国人親子の集いの場を提供し、図書館の多文化サービスの促進を図ります。	読書振興課		○	○	○	○	○			継続					重点施策2 1-4(4) 2-1(1) 2-3(4)
2-1	9			子育てサロン	小学校区単位に月1～2回、子育て中の親子の交流や情報交換の場づくりを行います。 【市補助事業】	(社福)豊中市社会福祉協議会		○							継続					2-1(1)
2-1	10			子育て支援に関するイベントや講座の実施	親子で参加することのできるイベントや保護者（妊娠中を含む）を対象にした子育てに関する講座を多数実施することで、子育てしやすい地域の環境づくりをめざします。	地域連携課	○	○							継続					2-1(1) 2-1(3)
2-1	11			マイ子育てひろば	市在住の未就学児の保護者や妊婦が子育て支援施設に利用者登録し、より気軽に子育て支援施設の子育て相談や、イベント、園庭解放を利用できる取組みを実施しています。	こども支援課 (子育て支援センター) こども事業課	○	○	○						継続					重点施策1 重点施策2 2-1(1)
2-1	12			もぐもぐ広場	図書館にお弁当などを持ち込んで飲食ができるスペースを設置し、小さなこども連れの保護者も安心して利用できる環境の整備に取り組んでいます。	読書振興課	○	○	○	○	○	○	○		継続					2-1(1)
2-1	13			地域福祉ネットワーク会議 (こども部会)	こども支援課が、地域福祉ネットワーク会議のこども部会の事務局を担い、コミュニティソーシャルワーカーとともに各小学校区の地域支援活動を推進するために、圏域連絡会を開催し、関係機関や団体との連携を図ります。	こども支援課		○	○						継続					重点施策1 重点施策2 2-1(1) 2-1(2)
2-1	14			公民協働事業	「みんなあつまれわくわくランド」など公民が一体となり、地域の親子へ子育て情報の提供とともに各機関のPRを行っています。	こども支援課 (子育て支援センター)	○	○	○						継続					重点施策2 2-1(2)
2-1	15	生活	民生・児童委員活動 主任児童委員活動	こども支援課をはじめ地域の関係機関・団体等と連携・協働し、見守りや支援活動を進めます。	地域共生課		○	○	○	○	○	○	○		継続					2-1(1) 2-1(2)
2-1	16			小地域福祉ネットワーク活動	校区福祉委員会において見守りや声かけ活動を行うとともに、子育てサロン等の子育て支援事業の充実を図ります。 【市補助事業】	(社福)豊中市社会福祉協議会		○	○	○	○				継続					2-1(1) 2-1(2)
2-1	17			豊中地区BBS会活動	様々な問題を抱えるこどもと交流し、立ち直りを支援したり、レクリエーション活動や非行防止活動などを行います。	地域共生課					○	○	○		継続					2-1(3)
2-1	18			青少年団体連絡協議会	青少年団体相互の連絡及び情報交換を行います。	社会教育課 (青少年交流文化館いぶき)						○	○		継続					2-1(3)
2-1	19			子育て支援センターほっぺ・地域子育て支援センター・社会福祉協議会との連携・協力	図書館による団体貸出や絵本講座など、子どもとその保護者が読書に親しむための機会を関係機関と連携して提供します。	読書振興課		○	○						継続					重点施策2 2-1(2) 2-1(3)
2-1	20			子ども文庫活動の支援と協力・連携	個々のこども文庫に対して、資料の団体貸出、こどもの本に関する情報、文庫活動に役立つ情報の提供を行います。また、豊中子ども文庫連絡会との共催事業を通じて、こどもの読書の大切さについて保護者や地域の大人の理解を深める取組みを推進します。	読書振興課		○	○	○	○	○			継続					2-1(1) 2-1(3)
2-1	21			子ども読書活動推進計画の推進	図書館が中核となって、家庭・学校・地域との連携を図り、子どもの読書環境の整備を進めます。	読書振興課		○	○	○	○	○			継続					2-1(3)

施策の柱	No.	子どもの社会参加事業	未来応援施策	事業名	事業内容	所管部署	事業の対象年齢							事業実施状況(年度)					該当施策(全て)
						課(施設)	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者	2025	2026	2027	2028	2029	
2-1	22			子ども読書活動連絡会	子ども読書活動推進連絡協議会を発展させ、市民、関係部局、関係機関からなる「子ども読書活動連絡会」を立ち上げ、全市的、多角的に、こどもの読書環境の見守りを行います。	読書振興課		○	○	○	○	○		継続					2-1(3)
2-1	23			青少年健全育成会	各中学校区及び義務教育学校区での青少年の健全育成活動を通じて、家庭や地域における教育力の向上を図るとともに、地域における子育て支援の強化を進めます。	児童生徒課				○	○			継続					2-1(3)
2-1	24			学警合同補導・巡視及び広報活動	各関係機関・団体と連携し、市内の巡視や交通安全指導等を行うとともに、広く市民への啓発広報活動を行い、青少年の健全育成を図ります。	児童生徒課				○	○			継続					2-1(3)
2-1	25	●		地域教育協議会(すこやかネット)	中学校区に設置された地域教育協議会の活動を通じて、学校・家庭・地域の三者連携を充実し、地域における総合的な教育力の向上をめざした活動を展開します。	学び育ち支援課		○	○	○	○			継続					2-1(2) 2-1(3)
2-1	26			高齢者による有償育児支援サービス	小学校の放課後やこども園等で見守りなどの支援を実施しています。 【団体自主事業】	(公社)豊中市シルバー人材センター		○	○	○	○	○		継続					2-1(3)
2-1	27			青少年活動指導者の養成	青少年団体のリーダーや野外活動ボランティアが青少年活動の指導者として必要な知識や技能を習得するために、青少年指導者人権研修を行います。	社会教育課 (青少年交流文化館いぶき)						○	○	継続					2-1(3)

施策の柱２－２ 子育てに必要な情報提供等

2-2	1		生活	利用者支援事業 (こども家庭センター型)	妊娠期から子育て期にわたる総合的な相談対応を行います。必要に応じて、医療機関、地域の子育て支援事業や、教育・保育施設の利用について情報提供しています。	おやこ保健課	○	○	○					継続					2-2(1)
2-2	2		生活	利用者支援事業 (基本型)	認定こども園、幼稚園、保育所などの教育・保育施設や地域の子育て支援事業の利用にあたっての相談対応を行います。	こども支援課 (子育て支援センター)	○	○	○					継続					重点施策1 重点施策2 2-2(1)
2-2	3		生活	利用者支援事業 (特定型)	子ども・子育て関連3法の円滑な施行をめざし、認定こども園、幼稚園、保育所などの教育・保育施設や地域の子育て支援事業の利用にあたっての相談対応を行います。	子育て給付課	○	○	○					継続					2-2(1)
2-2	4			外国人向け市政案内・相談窓口	外国人向け市政案内・相談窓口に外国語(英語・中国語・その他言語も対応可)の出来る相談員を配置し、来庁する外国人に基本的な行政(サービス)情報を適切に提供するほか、担当課への案内、手続きにかかる通訳、その他相談に応じます。	人権政策課	○	○	○	○	○	○	○	継続					2-2(2) 2-3(4)
2-2	5			広報とよなかの発行	子育て・子育てに関する特集やお知らせの記事を掲載します。また、未就学児を対象にした記事には「こども」マークを付け、より探しやすくしています。	広報戦略課	○	○	○	○	○	○	○	継続					2-2(2)
2-2	6			外国人向け市政案内情報の発行	外国人に関わりが深いと思われる市政情報(乳幼児予防接種や相談窓口、催しなど)を毎月8言語(英語、中国語、韓国朝鮮語、ベトナム語、ネパール語、スペイン語、インドネシア語、タイ語)で発行します。	人権政策課	○	○	○	○	○	○	○	継続					2-2(2) 2-3(4)
2-2	7			子育て・子育て応援アプリ「とよふぁみ」	子育て・子育てに関する情報発信の充実を推進することに加え、妊娠・出産・育児までの関連情報を一元化して発信するアプリ「子育て・子育て応援アプリ『とよふぁみ』」を作成し、その円滑な運営管理を行います。	こども政策課	○	○	○					継続					2-2(2)
2-2	8			出前講座	子育てサロンからの依頼により地域に出向き、遊びや情報の提供・子育て相談を行います。	こども支援課 (子育て支援センター)		○	○					継続					重点施策1 重点施策2 2-2(2)
2-2	9			情報提供の充実	身近な地域の子育て支援の情報提供や子育て情報誌「みんなで」を発行します。また、子育て支援をはじめ、母子保健や医療、福祉、教育など子育てに関わる様々な情報をインターネットで公開するとともに、最新情報を定期的に更新します。	こども支援課 (子育て支援センター)	○	○	○					継続					重点施策1 重点施策2 2-2(2)
2-2	10			「食育」の取組み	心とからだの健康、人との関わりや食を営む力の基礎を培うことができるよう、教育・保育指導を行います。	こども事業課		○	○					継続					2-2(2) 3-1(1)
2-2	11			「食」に関する子育て講座	地域の子育て家庭を対象に、こども園給食をもとに、離乳食・幼児食や手作りおやつなどの講習を行います。	こども事業課		○	○					継続					2-2(2) 3-1(1)
2-2	12			外国人保護者への保育施設入所案内等	入所時の説明や教育・保育制度の理解に役立つように、英語版の入所案内を作成、配布します。	子育て給付課 こども事業課		○	○					継続					2-2(2) 2-3(4)
2-2	13			情報提供の充実	図書館ホームページやメールマガジンなど多様なメディアでの情報提供を行います。各図書館では子育てに関する図書の充実、地域の子育て情報の提供に努めます。	読書振興課		○	○	○	○	○	○	継続					1-2(2) 2-2(2)
2-2	14			子育てサロン情報	インターネットを通じて、子育てサークルの情報を提供します。 【市補助事業】	(社福)豊中市社会福祉協議会		○	○					継続					2-2(2)

施策の柱	No.	子どもの社会参加事業	未来応援施策	事業名	事業内容	所管部署	事業の対象年齢							事業実施状況(年度)					該当施策(全て)
						課(施設)	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者	2025	2026	2027	2028	2029	
2-2	15			保護者と学校との連絡システムの運用	学校からの情報配信だけでなく、保護者および学校が双方向で情報を発信できる「保護者と学校との連絡システム」の運用を行います。	教育センター				○	○			継続					1-1(3) 2-2(2)
2-2	16			ほっぺちゃん通信	はぐくみセンター公式Xを活用して、施設の紹介、イベントや講座の開催予定など、豊中市の子育て支援に関する情報などをタイムリーに発信します。	こども支援課 (子育て支援センター)	○	○	○					継続					重点施策1 重点施策2 2-2(2)
2-2	17			豊中市公式LINE	豊中市の市政情報やイベント、子育て、福祉など、自分が希望する情報を受け取ったり、市役所の窓口・公共施設等の予約などをLINEを通じて行っています。	広報戦略課	○	○	○	○	○	○	○	継続					2-2(2)
2-2	18			魅力発信サイト	子育てのしやすさなど、人々の暮らしの充実につながる豊中市の魅力発信に取り組みます。	魅力文化創造課	○	○	○	○	○	○	○	継続					2-2(2)
2-2	19			子育て・子育て・親育ち事業	南部地域で子育てする親向けの講座を定期的開催し、子育てしやすい地域をめざします(親子DEあそぼうinしょうないなど)	地域連携課		○						継続					1-3(1) 2-2(3)
2-2	20			子育て講座	子育て支援センターにおいて、就学前児童の保護者を対象に子育てに関する講座を開催します。	こども支援課 (子育て支援センター)		○	○					継続					重点施策1 重点施策2 1-3(1) 2-2(2)
2-2	21			親を学ぶプログラム	親の本来持っている力を引き出し、「親」としての自信を持って子育てができるようにワークショップを行います。参加者同士が経験・交流する中で各自が様々な事に気づき、自分自身を見つめる機会とします。	こども安心課		○	○					継続					重点施策1 重点施策2 1-3(1) 2-2(2)
2-2	22			「安心感の輪」プログラム	日常生活の何気ない子どもの姿から子どもの欲求や気持ちを理解し、子どもの安心感を育むかわりを学ぶ機会とします。	こども安心課		○	○					継続					重点施策1 重点施策2 1-3(1) 2-2(2)
2-2	23			こども園児童とのふれあい及び育ちを学ぶあう機会の提供	家庭科授業の中で、①子どもの育ち方・子どもへの接し方②子育てで大事にしたいことを話し、実際にこども園等で子どもと接する機会を持つこととあわせて、子育てや保育について体験し学習します。	学校教育課				○				継続					1-3(1) 2-2(3)
2-2	24		生活	ブックスタート事業「えほんはじめまして」	4か月児健康診査時の機会を活用するなど、図書館が関係部局・市民と連携しながら、乳幼児と保護者が絵本と出会うきっかけづくりを推進します。	読書振興課		○						継続					1-3(1) 2-2(2) 2-2(3)
2-2	25			家庭教育支援事業	親学習の講座や世代間交流の実施など、様々な家庭教育に関する学習機会の提供を行います。	学び育ち支援課	○			○	○	○	○	継続					1-2(2) 1-3(1) 2-1(3) 2-2(3)

施策の柱 2－3 保護者の悩みや不安に対する相談及び支援

2-3	1		生活	こころの健康相談	こころの不調や周産期うつ病を含む精神疾患等に関して、予防から、早期発見、早期対応、社会復帰について、相談支援を行います。	医療支援課	○	○	○	○	○	○	○	継続					1-4(1) 2-3(1)
2-3	2			妊娠・出産・子育て相談窓口	妊娠から出産、子育て、不妊・不育症、グリーフケア等幅広い相談に対応するため、関係機関との連携により、すこやかプラザ内に相談窓口を設置します。	おやこ保健課	○	○	○					継続					2-3(1) 3-1(1)
2-3	3		生活	妊産婦乳幼児等電話面接相談	①妊産婦・乳幼児の保護者等の電話や窓口による健康相談に、保健師、栄養士、歯科衛生士、助産師等が相談に応じます(「妊娠・出産・子育て相談窓口」とし関係機関との連携も図り対応します)。 ②妊娠中・産後の体や育児状況などの経過の確認が必要と思われる対象者に対し保健師等から電話による保健指導を行います。	おやこ保健課	○	○	○					継続					2-3(1) 3-1(1)
2-3	4			子どもを守る地域ネットワーク	児童に係る関係機関等と連携・協働し、児童虐待の予防や早期発見及び被虐待児童への迅速かつ適切な対応を行うための情報共有及び対応策、関係機関職員への研修等の検討を行います。	こども安心課	○	○	○	○	○	○		継続					2-3(1)
2-3	5			児童虐待相談事業	児童虐待の通告及び相談の受理、調査、支援をします。	こども安心課	○	○	○	○	○	○		継続					2-3(1)
2-3	6			子育て心の悩み相談事業	保護者の子育ての悩みや不安、乳幼児の心身の発達に関する個別の相談を受けたり、親子が前向きな関係をつくる具体的なスキルを学ぶ保護者支援プログラムを実施します。	こども安心課		○	○	○				継続					2-3(1)
2-3	7			子育て支援センターの相談事業	乳幼児の育児相談を電話や面談、訪問にて実施します。	こども支援課 (子育て支援センター)		○	○				○	継続					重点施策1 重点施策2 2-3(1)
2-3	8			子育て相談	子育てに関する電話相談と来所による相談を行います。	こども事業課		○	○					継続					2-3(1)
2-3	9			教育相談（電話相談）	こどもの心理・ことば(発音等)などに関する悩みや問い合わせについての対応を行うことを目的として、電話相談や関係機関等の紹介を行います。	児童生徒課				○	○	○		継続					2-3(1)
2-3	10			教育相談（来所相談）	こどもの心理・ことば(発音等)などに関する悩みについての相談に対応し、個人のより豊かな心身の成長を促すことを目的としたカウンセリングやプレイセラピー等を行います。	児童生徒課				○	○	○		継続					2-3(1)
2-3	11		生活	妊産婦及び乳幼児(新生児含む)等訪問指導	助産師または保健師などが家庭訪問して、妊産婦や乳幼児の健康状態を観察し、適切な保健指導や助言、受診勧奨などを行います。	おやこ保健課	○	○	○					継続					2-3(2) 3-1(1)

施策の柱	No.	子どもの社会参加事業	未来応援施策	事業名	事業内容	所管部署	事業の対象年齢							事業実施状況(年度)					該当施策(全て)
						課(施設)	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	相当年齢高校生	若者	2025	2026	2027	2028	2029	
2-3	12			地区育児相談	地域の子育てサロンやこども園などからの要望に応じて、保健師、栄養士、歯科衛生士などが地域に出向き健康相談を行います。	おやこ保健課		○	○					継続					2-3(2) 3-1(1)
2-3	13			こんにちは赤ちゃん事業	生後4か月までの乳児のいる全家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行い、支援が必要な家庭に対しては適切なサービスにつなげます。	こども支援課 (子育て支援センター)		○						継続					重点施策1 重点施策2 2-2(2) 2-3(2) 3-1(1)
2-3	14		生活	育児支援家庭訪問事業	養育支援が必要でありながら、自ら支援を求めていることが困難な状況にある家庭や、育児不安が高い家庭に対して、保育教諭などが家庭を訪問し、育児に関する継続相談支援を行います。	こども支援課 (子育て支援センター)		○	○	○				継続					重点施策1 重点施策2 2-3(2) 3-1(1)
2-3	15			子育て世帯訪問支援事業	家事・育児に対して不安や負担を抱える子育て家庭、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問支援員が訪問し、家事・育児における必要な支援を行います。	こども支援課		○	○	○	○	○		継続					重点施策1 重点施策2 2-3(2) 2-3(3)
2-3	16			宿泊型及びデイサービス型産後ケア事業	産後1年未満の母子に対して、心身のケアや育児のサポート等必要な保健指導を産後ケア事業(宿泊型及びデイサービス型)で実施します。	おやこ保健課		○						継続					2-3(3) 3-1(3)
2-3	17			ファミリー・サポート・センター事業	育児の援助を行いたい人と受けたい人からなる相互活動を支援します。サービス内容は、こども園等の開所前、終了後の子どもの預かり、こども園等への送迎などです。運営は社会福祉協議会に委託しています。	こども支援課		○	○	○	○	○		継続					重点施策2 2-3(3)
2-3	18			子育て短期支援事業	こどもを家庭で養育することが一時的に難しくなったときに、7日間を限度にこどもを児童養護施設で預かる「宿泊型ショートステイ」と、「日帰り型ショートステイ」を行います。	こども支援課		○	○	○				継続					重点施策1 重点施策2 2-3(3)
2-3	19			障害児一時預かり事業	就学前の障害や発達に課題のあるこどもについて、保護者の緊急時等一時預かりを行います。	おやこ保健課 (児童発達支援センター)		○	○					継続					2-3(3)
2-3	20			一時預かり事業 (一時保育事業)	一時保育として、週3日を限度とした断続的保育、やむを得ない理由により月12日を限度とした緊急保育を行います。	こども事業課 子育て給付課		○	○					継続					2-3(3) 2-4(1)
2-3	21			休日保育	保護者の就労、疾病等の事由により、休日における家庭での保育が困難である児童に対し保育サービスを提供します。	こども事業課 子育て給付課		○	○					継続					2-3(3) 2-4(1)
2-3	22			ボランティア派遣事業	産後の家事援助やこども園等送迎など子育て家庭に対し、ボランティアによる支援を行います。 【市補助事業】	(社福)豊中市社会福祉協議会		○	○					継続					2-1(2) 2-3(3)
2-3	23			「図書館で一時保育」	すべての人が利用しやすく、かつ滞在したいと思える環境を整えるため、図書館内で保育士による託児を行い、子育て中の方が読書や勉強をするなど、自分の時間を過ごせるようサポートします。	読書振興課		○	○					継続					重点施策2 2-1(3) 2-2(2) 2-3(3)
2-3	24			子育てでの社会化	子育て支援サービスを探しやすく、使いやすくすることで保護者の子育てに係る負担感を軽減することを目的に、民間も含めた子育て支援サービスを一元化に管理・発信するポータルサイトを構築するとともに、子育て世帯の多様なニーズに応えるサービスの創出の支援や、生成AIを活用した子育て相談チャットボット開発の検討に取り組みます。あわせて、必要となる人材(ベビーシッター等)の育成に取り組みます。	こども支援課		○	○	○	○	○		新規					重点施策2 2-3(3)
2-3	25			DV面接・電話相談事業	配偶者暴力相談支援センターにおいて、DVに関する情報提供や助言を行っています。また、必要に応じて、関係機関と連携とりながら、DVに関する悩みや相談に対応しています。	人権政策課	○	○	○	○	○	○		継続					1-3(1) 2-3(4)
2-3	26		生活	性別に起因する人権の侵害及び悩みに関する相談事業	男女共同参画社会実現のための拠点施設における相談事業として、性別に起因する悩みにジェンダーに敏感な視点を持ち相談を実施します。複雑化する社会の中で性別役割に捉われないことなく、誰もが自分らしく生きていくために問題解決できるようエンパワメントにつながる支援を行います。	人権政策課 (とよなか男女共同参画推進センターすてっぷ)						○	○	○	継続				重点施策1 1-4(4) 2-3(4)
2-3	27		生活・就労	外国人のための多言語相談サービス事業	外国人に対して母語で必要な情報提供を実施します。(就労相談を含む)	人権政策課 (とよなか国際交流センター)	○	○	○	○	○	○	○	継続					1-4(4) 2-2(2) 2-3(4)
2-3	28		生活	おとなサポート事業	こどもを抱える外国人女性などが気楽に集まって子育てなどについて話す場を提供したり、子育てなどに悩む外国人の相談窓口を設けています。	人権政策課 (とよなか国際交流センター)	○	○	○	○	○	○	○	継続					2-3(4)
2-3	29		生活・就労	日本語交流活動「もっともつつかえるにほんご」	資格取得や就労など、ステップアップをめざす外国人のための日本語学習の場を実施します。(毎週月曜日10時～12時)	人権政策課 (とよなか国際交流センター)	○	○	○	○	○	○	○	継続					2-3(4)
2-3	30		就労	日本語検定サポート	就労を視野に入れて、日本語検定能力試験をめざす外国人のための試験対策の場を実施します。(年2回、試験の3か月前から3か月間実施)	人権政策課 (とよなか国際交流センター)	○	○	○	○	○	○	○	継続					2-3(4)
2-3	31		就労	就労準備支援事業	生活困窮者自立支援法に基づく事業として、生活自立・対人能力、社会適応能力等に問題を抱え、就業が著しく困難な生活困窮者や特定被保護者に対して、就労に従事する準備として基礎能力の形成を計画的かつ一貫して支援するもので、講座や事業所等での就労体験の場を提供し、就労に対する意欲喚起や、適応能力等の自覚を促す支援を実施しています。	くらし支援課	○	○	○	○	○	○	○	継続					2-3(4)

施策の柱	No.	子どもの社会参加事業	未来応援施策	事業名	事業内容	所管部署	事業の対象年齢							事業実施状況(年度)					該当施策(全て)
						課(施設)	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者	2025	2026	2027	2028	2029	
2-3	32		生活	住居確保給付金事業	生活困窮者自立支援法に基づく事業として、離職者等で就労能力及び就労意欲のある者のうち住宅を喪失している者または喪失するおそれのある者に対して住居確保給付金を支給します。就職活動することをなどを条件に、一定期間、家賃相当額を支給します。また、令和7年度からは家計改善のため転居により家賃負担等を軽減する必要のある者に対して転居費用を支給します(いずれも一定の資産・収入等要件あり。支給上限あり。)	くらし支援課	○	○	○	○	○	○	○	継続					2-3(4)
2-3	33		生活	家計相談支援事業	家計に課題を抱える世帯から生計や債務の状況などを聴取し、生活困窮者自立支援事業と連携しながら、家計改善を通じて生活再建に向けた支援を行います。また、多重債務者の債権整理のため状況に応じて法律専門家への誘導を行います。	くらし支援課	○	○	○	○	○	○	○	継続					2-3(4)
2-3	34		就労	豊中市生活保護受給者等「自立・就労」支援	生活保護受給者等で保護受給において就労が要件となる方に対して就労支援事業を行っています。福祉事務所が事前に就労指導対象者と判断した方で、一人での求職活動が難しい場合や就労に際して制限がある場合には就労支援事業の活用を促し、同意を得て個々の状況に応じた支援を行います。支援を行ううえで、池田公共職業安定所やくらし支援課との連携を行っています。	福祉事務所	○	○	○	○	○	○	○	継続					2-3(4)
2-3	35		生活	ひとり親家庭の優先入所	従来より通常の就労事由を上回る世帯加算を実施しています。	子育て給付課		○	○					継続					2-3(4)
2-3	36		生活	ひとり親家庭等日常生活支援事業	ひとり親家庭及び寡婦の方で自立促進に必要な事由(技能習得のための通学、就職活動等)または社会的事由(疾病、出産、看護、事故、冠婚葬祭、残業、転勤、出張及び学校等の公的行事への参加等)により、一時的に生活援助、子育て支援が必要な世帯に家庭生活支援員(ヘルパー)を派遣します。また、2017年8月からファミサポ利用料の補助を開始しています。	子育て給付課		○	○	○	○	○	○	継続					2-3(4)
2-3	37		生活・就労	母子・父子自立支援員	ひとり親家庭及び寡婦を対象に離・死別直後の精神的安定を図りその自立に必要な情報提供、相談指導等職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行います。	子育て給付課	○	○	○	○	○	○	○	継続					2-3(4)
2-3	38		就労	ひとり親家庭自立支援給付金	ひとり親家庭の父母のよりよい就業に向けた能力開発を支援、資格取得のための安定した修業環境の提供と雇用、就労促進を図ります。	子育て給付課		○	○	○	○	○	○	継続					2-3(4)
2-3	39		就労	母子・父子自立支援プログラム策定等事業	児童扶養手当受給者等の自立を促進するため、母子父子自立支援プログラム策定員を設置し、個々の受給者の状況・ニーズ等に対応した自立支援プログラムを策定し、就業・自立支援事業等を活用することで、継続的な自立・就業を図ります。	子育て給付課		○	○	○	○	○	○	継続					2-3(4)
2-3	40		生活	母子生活支援施設への入所	様々な事情のため、母子保護を希望する場合、こどもと一緒に入所できます。	子育て給付課		○	○	○	○	○	○	継続					1-4(4) 2-3(4)
2-3	41			市社協くらしささえあい事業	援助の必要な妊産婦等に対し、家事援助(調理・洗濯・掃除・買物等)、相談・話し相手などの生活支援を協力会員を通じて行います。 【団体自主事業】	(社福)豊中市社会福祉協議会	○	○						継続	継続				2-1(2) 2-3(4)
2-3	42		就労	ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援	ひとり親家庭の親子の学び直しを支援することにより、より良い就業や転職に向けた能力開発を支援し、雇用安定を図ります。	子育て給付課		○	○	○	○	○	○	継続					2-3(4)
2-3	43		経済	養育費の履行確保支援	離婚前後の父母に対し、養育費や面会交流に関する取り決めを促進し、養育費の履行を確保します。	子育て給付課		○	○	○	○	○	○	継続					2-3(4)

施策の柱 2－4 子育てと仕事の両立の推進

2-4	1		教育	通常保育(公立・民間)	児童の保護者の労働、疾病等により、保育を必要と認定された児童を、認定こども園・保育所等において保育し、児童の福祉の増進を図ります。	子育て給付課 こども事業課		○	○					継続					2-4(1)
2-4	2		教育	家庭保育所制度	児童の保護者の労働、疾病等により保育を必要とする児童を、市独自制度の家庭保育所において保育し、児童の福祉の増進を図ります。	子育て給付課 こども事業課		○						継続					2-3(3) 2-4(1)
2-4	3			延長保育	保護者の勤務時間・通勤時間等の状況に応えるため、開所時間をこえて1時間又は2時間の延長保育を実施します。	子育て給付課 こども事業課		○	○					継続					2-4(1)
2-4	4			1号認定児の預かり保育	子育て支援の一環として、1号認定の正規の教育時間終了後、希望する保護者の園児を対象に預かり保育を実施します。	子育て給付課 こども事業課			○					継続					2-4(1)
2-4	5			男女共同参画に関する学習	男女共同や仕事と子育ての両立などについての講演会や親同士のネットワーク、子育てについてのフリースキング、ふれあい遊びなどを行い、男女共同参画の啓発を行います。	人権政策課 (とよなか男女共同参画推進センターすてっぷ)	○	○	○	○	○	○	○	継続					2-4(2)
2-4	6			男女共同参画の推進のためのアウトリーチ(地域啓発)事業	地域に向き男女共同参画についての講座(ジェンダー平等教育推進助成事業、デートDV防止出前講座)を実施し、啓発します。地域とのつながりをつくるとともに自前講師育成につなげます。	人権政策課 (とよなか男女共同参画推進センターすてっぷ)				○	○	○		継続					2-4(2)
2-4	7		就労	地域就労支援センター事業	障害者、母子家庭の母親、中高年齢者などで働く意欲がありながら様々な就労阻害要因を抱えるため就労が実現できない者や就労意欲が乏しい若年者、学卒無業者などに対して、相談や各種講座などの支援や、無料職業紹介所と連携して求人情報の提供等を行っています。	くらし支援課						○	○	継続					2-3(4) 2-4(2)
2-4	8		就労	無料職業紹介事業	求職者の居住地の近隣での就職を実現するために、職業安定法に基づく無料職業紹介所を設置し、相談者の状況に応じた求人開拓とマッチング、および就職後の定着支援を行っています。また、合同面接会や就職支援講座等を実施しています。	くらし支援課						○	○	継続					2-3(4) 2-4(2)
2-4	9			労働関係法令等の啓発	勤労者ニュースの発行等を通じて、労働関係法令の改正についての情報提供、障害者等の雇用促進普及に努めます。	くらし支援課						○	○	継続					2-4(2)

施策の柱	No.	子どもの社会参加事業	未来応援施策	事業名	事業内容	所管部署	事業の対象年齢							事業実施状況(年度)					該当施策(全て)
						課(施設)	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	相当年齢高校生	若者	2025	2026	2027	2028	2029	

施策の柱３－１ 生活環境、保健・医療体制等の整備

3-1	1		生活	母子健康手帳の交付(妊娠届の受理)時の保健指導	妊娠届出者に対して、保健師・助産師等が面接を行い、母子健康手帳の目的・内容の説明及び妊娠・出産に関する保健指導を行います。	おやこ保健課	○							継続					2-2(2) 3-1(1)
3-1	2			妊娠期の教室	妊娠中の過ごし方について助産師、栄養士、歯科衛生士が講話などを行う「マタニティークラス」、調理実習を行う「マタニティークッキング」を開催します。	おやこ保健課	○							継続					3-1(1)
3-1	3			両親教室	初めての妊娠を迎える妊婦とパートナーを対象に、妊娠・出産・育児について学び、意見交換をします。助産師会に委託しています。	おやこ保健課	○							継続					2-4(2) 3-1(1)
3-1	4			離乳食講習会	栄養士による離乳食に関する講話と試食の講習会を行います。希望する保護者には相談も行います。	おやこ保健課		○						継続					3-1(1)
3-1	5			幼児食講座	栄養士による幼児食に関する講話と試食の講座を行います。希望する保護者には相談も行います。	おやこ保健課		○						継続					3-1(1)
3-1	6			乳幼児のための予防救急講習会	市内で発生した乳幼児の救急事案を分析し、救急事故の未然防止を図るため、救急事故の予防法、応急手当などについて説明します。対象は、乳幼児の保護者です。	消防局 救急救命課	○	○	○					継続					3-1(1)
3-1	7			妊娠前からの健康づくり (プレコンセプションケア)	若い男女が将来どんな人生を送りたいのかを考えて、今の自分の体の状態や生活と向き合う妊娠前のヘルスケアとして、早い段階から正しい知識を得て健康的な生活を送ることで、こどもを望んだ時に健やかな妊娠や出産につながり、次世代を担う未来のこどもの健康の可能性を広げるための取組みを実施します。	おやこ保健課	○							継続					3-1(1)
3-1	8			妊婦健康診査	妊婦に対して、妊婦一般健康診査受診票を交付し(母子健康手帳別冊綴りこみ)、それに基づき個別医療機関(大阪府内の委託医療機関)で健診を実施。令和5年度から、16回分の受診券を交付。府外の受診者には還付しています。	おやこ保健課	○							継続					3-1(2) 3-1(5)
3-1	9			産婦健康診査事業	産婦健康診査受診券を発行し、かかりつけ医での個別健診受診料の一部を助成します。	おやこ保健課		○						継続					3-1(2)
3-1	10		生活	4か月児健康診査	集団健診で小児科医による診察、個別相談(育児、栄養、発達、健康管理など)を行います。千里保健センター、中部保健センター、庄内保健センターの3か所でそれぞれ月1～2回実施しています。	おやこ保健課		○						継続					3-1(2)
3-1	11		生活	1歳6か月児健康診査	集団健診で小児科医・歯科医師による健診をはじめ保健師・歯科衛生士・栄養士・心理相談員の相談や保健指導を行います。千里保健センター、中部保健センター、庄内保健センターの3か所でそれぞれ月1～2回実施しています。	おやこ保健課		○						継続					3-1(2)
3-1	12		生活	3歳6か月児健康診査	集団健診で小児科医・歯科医師による診察・屈折検査、保健師・歯科衛生士・栄養士・心理相談員の相談や保健指導を行います。視聴覚の検査はスクリーニングの結果に基づき、必要な児に対して、眼科医・耳鼻科医に紹介状を発行しています。千里保健センター、中部保健センター、庄内保健センターの3か所でそれぞれ月1～2回実施しています。	おやこ保健課			○					継続					3-1(2)
3-1	13			二次健診	健診などで経過観察が必要と思われる乳幼児に対し二次健診を行うことにより、疾病や障害の早期発見・治療につなげるとともに、その保護者に対し相談や保健指導を実施します。また、未熟児や身体障害などの児に対して医師や心理士による相談や必要な療育指導を行うことで、その家族の不安の解消や孤立の解消、障害の受容をめざします。	おやこ保健課		○	○					継続					2-3(4) 3-1(2)
3-1	14			育児相談(乳幼児健康診査後)	乳幼児健康診査後の経過観察や電話相談などで指導が必要と思われる乳幼児の保護者を対象に、保健師・栄養士による個別相談(育児、栄養、発達)などを行います(予約制)。	おやこ保健課		○	○					継続					3-1(2)
3-1	15			外国語・日本語併記母子健康手帳	在日外国人で必要な方に、10か国語(英語、中国語、タガログ語、インドネシア語、ハングル語、タイ語、ポルトガル語、スペイン語・ベトナム語・ネパール語)と日本語併記の母子健康手帳を交付します。	おやこ保健課	○							継続					2-3(4) 3-1(2)
3-1	16			新生児聴覚検査	新生児の聴覚障害を早期発見し、早期の療育等必要な支援に繋げることを目的に医療機関での検査費用の一部を助成します。	おやこ保健課		○						継続					3-1(2) 3-1(5)
3-1	17			豊能広域こども急病センター	豊能二次医療圏(豊中市、池田市、箕面市、吹田市、豊能町、能勢町)の4市2町が協力して、箕面市に小児初期救急医療診療所を開設し、小児救急医療体制の充実を図ります。	保健安全課		○	○	○	○			継続					3-1(3)
3-1	18			地域周産期母子医療センター	正常分娩の取扱いの他、基礎疾患を持つ妊産婦やハイリスク妊娠に対し高度な医療やケアを提供しています。	市立豊中病院 病院総務課	○	○					○	継続					3-1(3)
3-1	19			N I C U (新生児集中治療室)	小さな赤ちゃんだけでなく、生まれても何らかの治療が必要な赤ちゃんや、他院で生まれ治療が必要な赤ちゃんも入院しています。	市立豊中病院 病院総務課		○					○	継続					3-1(3)
3-1	20			都市公園等安全・安心対策事業	こどもや高齢者をはじめ誰もが安全で安心して利用できる都市公園等をめざし、公園施設の戦略的な機能保全・向上対策による安全性の確保等、都市公園等における総合的な安全・安心対策事業による整備を、緊急かつ計画的に実施します。	公園みどり推進課		○	○	○	○	○	○	継続					3-1(4)
3-1	21			大阪府子どもの受動喫煙防止条例の推進	大阪府子どもの受動喫煙防止条例を推進するため、美化推進課と協働で全てのこども園、小中学校に受動喫煙防止横断幕を設置しております。また、市管理施設受動喫煙防止ガイドラインにより、市が管理する施設は、敷地内全面禁煙となります。	健康推進課		○	○	○	○			継続					3-1(4)

施策の柱	No.	子どもの社会参加事業	未来応援施策	事業名	事業内容	所管部署	事業の対象年齢							事業実施状況(年度)					該当施策(全て)
						課(施設)	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者	2025	2026	2027	2028	2029	
3-1	22			とよなか子育て応援団	子育て家庭に配慮している事業者に「とよなか子育て応援団」に登録してもらい、その情報を一覧にして冊子やホームページなどで公開し、子育て家庭に提供することとおして、市内事業者の子育て家庭に対する配慮への意識醸成もはかりながら、「このまちみんなで子育て応援」をするまちづくりをめざします。	こども支援課	○	○	○					継続					重点施策2 2-2(2) 3-1(4)
3-1	23			赤ちゃんの駅普及・啓発事業	乳幼児連れの保護者が安心して外出できるように、授乳、おむつ交換又は遊びのスペースが自由に利用できる公共施設に「赤ちゃんの駅」標識(看板又はステッカー)を掲示します。また、施設一覧表を作成し、市ホームページに掲載するとともに、「こんにちは赤ちゃん事業」訪問時などに配布します。	こども支援課		○	○					継続					3-1(4)
3-1	24		生活	市営住宅の子育て世帯向け募集枠の設置	市営住宅の募集時に子育て世帯向けの募集枠を設定し、小学校就学前の子どもがいる世帯に対して居住の安定の確保に努めています。	住宅課		○	○					継続	継続				3-1(4)
3-1	25		生活	市営住宅の入居時における優遇倍率の措置	市営住宅の入居申込者のうち、母子・父子世帯などについては、抽選時に倍率を優遇して居住の安定の確保に努めています。	住宅課		○	○	○	○	○		継続	継続				3-1(4)
3-1	26			歩道改良整備の推進	歩道設置されている市道で、狭い、勾配がきつい、段差、凹凸がある等の問題がある歩道について、「歩道改良実施計画(2021年度改訂版)」(2026年3月策定)に基づき、安全で快適な歩行空間を形成するため、歩道の拡幅や構造形式の変更などの改良整備を実施します。	基盤整備課	○	○	○	○	○	○	○	継続					3-1(4)
3-1	27		経済	固定資産税・都市計画税の減免	税法上の寡婦及びひとり親で、所得・所有資産・年税額の一定要件を満たす方は、申請に基づいて、固定資産税・都市計画税の年税額のうち、最大で2分の1を減免します。	固定資産税課	○	○	○	○	○	○		継続					2-3(4) 3-1(5)
3-1	28			障害児福祉手当	重度障害児に対してその障害のため必要となる精神的、物質的な特別の負担の軽減の一助として手当を支給することにより、特別障害児の福祉の向上を図ることを目的としています。	障害福祉課		○	○	○	○	○	○	継続					1-4(4) 2-3(4) 3-1(5)
3-1	29			特別児童扶養手当	精神又は身体に障害を有する児童に手当を支給することにより、これらの児童の福祉の増進を図ることを目的としています。	障害福祉課		○	○	○	○	○	○	継続					1-4(4) 2-3(4) 3-1(5)
3-1	30			未熟児養育医療給付事業	入院を必要とする未熟児に、その養育に必要な医療の給付を行います。	おやこ保健課		○						継続					3-1(5)
3-1	31			小児慢性特性疾病医療費助成事業	医療費の助成を実施します。また、認定審査のため小児慢性特定疾病審査会を運営します。	おやこ保健課		○	○	○	○	○		継続					3-1(5)
3-1	32			結核児童療育給付事業	結核にかかっている児童に適切な医療を給付し、併せて学習用品等を支給します。	おやこ保健課		○	○	○	○	○		継続					3-1(5)
3-1	33		経済	子ども医療費助成制度	18歳到達後最初の3月31日までの子どもの医療費の自己負担額(保険診療に限る)を助成します。ただし、1医療機関1日500円、月2回を限度に一部自己負担金があります。	子育て給付課		○	○	○	○	○		継続					3-1(5)
3-1	34		生活	助産制度	生活保護世帯等、経済的理由により出産費用の負担が困難な方は、指定の助産施設(病院)への入所を措置します。	子育て給付課	○							継続					1-4(4) 2-3(4) 3-1(5)
3-1	35		教育	給食費・教材費等の実費徴収に係る補足給付事業	認可施設に在園する低所得で生計が困難である世帯の子どもの保護者が支払うべき日用品、文房具等の購入費用または行事への参加費用等を補助することで特定教育・保育のさらなる円滑な利用を図ります。	子育て給付課		○	○					継続					1-4(4) 2-3(4) 3-1(5)
3-1	36		教育	償還払分施設等利用給付	幼児教育・保育の無償化に伴い、対象となる児童の保護者に対し、預かり保育・認可外サービス利用の費用を償還払い(認定要件・上限あり)にて支払います。	子育て給付課		○	○					継続					1-4(4) 2-3(4) 3-1(5)
3-1	37		経済	第2子以降の保育料無償化	認可保育施設などに在籍する第2子以降の保育料を無償化します。	子育て給付課		○	○					継続					3-1(5)
3-1	38		経済	児童扶養手当	父もしくは母と生計を同じくしていない児童や、父もしくは母が政令で定める程度の障害の状態にある児童等が、育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するとともに、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給されます。	子育て給付課		○	○	○	○	○	○	継続					2-3(4) 3-1(5)
3-1	39		経済	ひとり親家庭医療費助成制度	18歳到達後最初の3月31日までのひとり親家庭等の児童とその保護者の医療費の自己負担額(保険診療に限る)を助成します。ただし、1医療機関1日500円、月2回を限度に一部自己負担金があります(所得制限あり)。	子育て給付課		○	○	○	○	○	○	継続					2-3(4) 3-1(5)
3-1	40		教育	ひとり親世帯・在宅障害者世帯及び多子世帯の利用者負担額(保育料)軽減措置	従前から一定の軽減措置を実施している中、国からの幼児教育の段階的無償化の方針に則り、範囲を拡大し、該当する世帯の利用者負担額を軽減するものです。	子育て給付課		○	○				○	継続					2-3(4) 3-1(5)
3-1	41		教育・生活	母子父子寡婦福祉資金貸付	高校、大学等の修学に必要な資金など、母子父子寡婦福祉資金の貸付を行います。	子育て給付課					○	○	○	継続					1-4(4) 2-3(4) 3-1(5)
3-1	42		教育	特別支援教育就学奨励費制度	市立小・中学校、義務教育学校の支援教育の普及奨励を図るため、支援学級に就学する児童・生徒の保護者に対し、奨励費を支給することにより経済的負担を軽減しています。	学務保健課				○	○			継続					1-4(4) 2-3(4) 3-1(5)
3-1	43		教育	要・準要保護児童(生徒)就学援助	経済的な理由により就学が困難と認められる児童・生徒の保護者に対して、就学に必要な費用を援助します。	学務保健課				○	○			継続					1-4(4) 2-3(4) 3-1(5)
3-1	44		教育	私立高等学校入学支度金貸付あっせん制度	私立高等学校に修学の希望があるにもかかわらず、経済的理由のため修学が困難な生徒の保護者に、入学支度金の貸付のあっせん及び利子等を補給しています。	学務保健課						○		継続					1-4(4) 2-3(4) 3-1(5)
3-1	45			不妊症治療費等助成事業	保険診療で行った不妊治療等の費用の自己負担分を助成します。	おやこ保健課	○							継続					3-1(5)

施策の柱	No.	子どもの社会参加事業	未来応援施策	事業名	事業内容	所管部署	事業の対象年齢							事業実施状況(年度)					該当施策(全て)
						課(施設)	出産前	0～2歳	3～5歳	小学生	中学生	高校生	若者	2025	2026	2027	2028	2029	
3-1	46			不妊症・不育症オンライン専門相談	不妊症や不育症の検査や治療について、産婦人科医師がオンラインで相談を受けます。	おやこ保健課	○							継続					3-1(5)
3-1	47			初回産科受診支援事業	市民税非課税世帯の方を対象に、妊娠の判定のために産科を受診する初回の費用（保険診療外に限る・上限あり）を助成します。	おやこ保健課	○							継続					3-1(5)

施策の柱3－2 子どもの安全確保

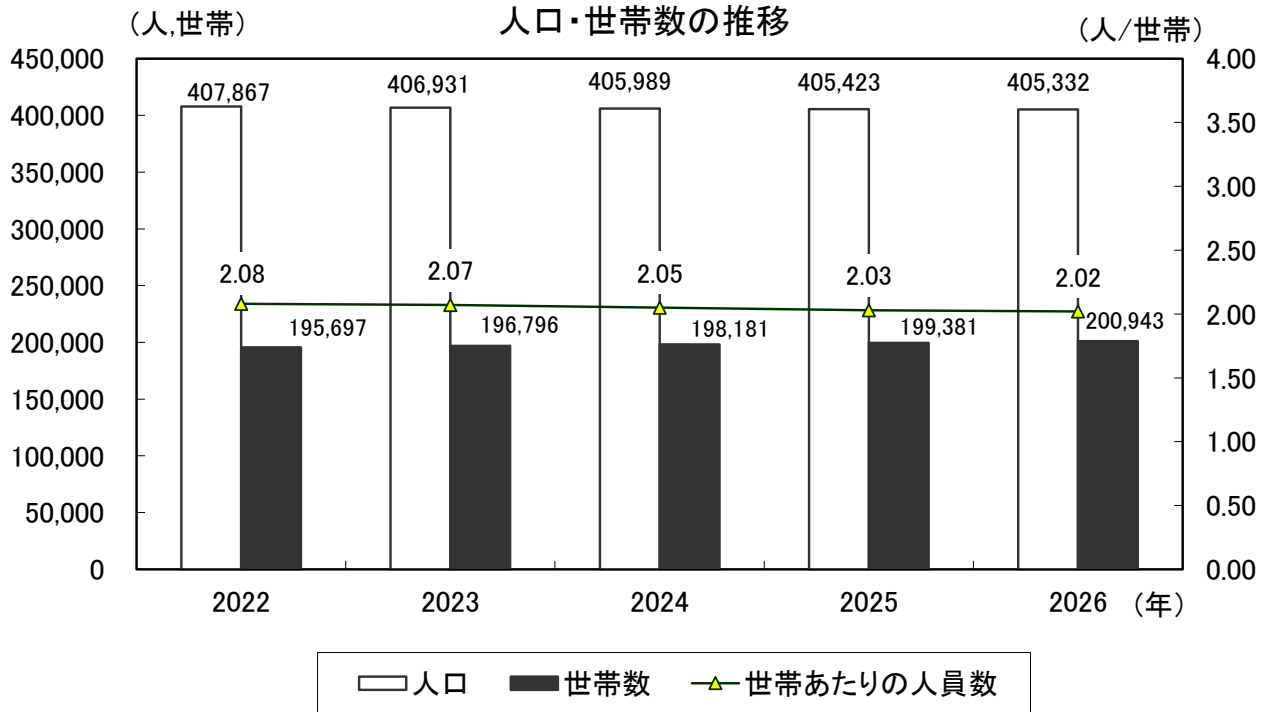
3-2	1			青色回転灯防犯パトローカー活動助成	青色回転灯を装備した自動車による防犯パトロール活動を行う団体に対して、青色回転灯パトローカーの申請に要する費用の一部を助成し、地域における自主的な防犯活動を支援します。	危機管理課	○	○	○	○	○	○	○	継続					2-1(3) 3-2(1)
3-2	2			青色防犯パトロールの実施	不法投棄防止パトロール業務で市内を巡回している車両を利用し、主に小学生が下校する時間帯に子どもの安全を確保するため、青色防犯パトロールを実施します。	美化推進課		○	○	○	○			継続					3-2(1)
3-2	3			更生保護活動(豊中地区保護司会)	教育関係機関と連携、協力しながら犯罪をした青少年の更生や対話集会などを通じて青少年の犯罪予防活動を行います。	地域共生課					○	○	○	継続					3-2(1) 3-2(3)
3-2	4			子どもの安全見まもり隊	PTAや健全育成会、自治会等地域の住民や団体等で組織する子どもの安全見まもり隊を小学校区ごとに設置し、登下校時の通学路における子どもの見まもり活動を行うことにより、子どもの安全を確保することを目的としています。	学校教育課				○	○			継続					3-2(1)
3-2	5			「こども110番の家」運動	地域住民等に「こども110番の家」の旗を掲げてもらい、地域の児童生徒の緊急時における危険回避場所として協力をお願いしています。地域の協力家庭等を拡充することにより、児童生徒の安全確保に加え、地域における犯罪抑止効果も期待できます。	児童生徒課				○	○			継続					3-2(1)
3-2	6			ながら防犯（とよバト）	地域の緑化・清掃活動やウォーキングなどの日常生活の中で、防犯の視点を取り入れた活動を推進します。	危機管理課		○	○	○	○	○	○	新規					3-2(1)
3-2	7			学警連絡会兼協助員会	児童相談所こども援助課、豊中警察署、豊中南警察署、大阪府池田少年サポートセンター、豊中地区少年補導協助員会、豊中南地区少年補導協助員会と連携し問題行動傾向の少年の指導、非行防止に取組みます。	児童生徒課				○	○			継続					2-1(3) 3-2(1)
3-2	8	●		防災に関する出前講座	災害に対する普段からの備え等についてや地震・水害対策などに関する内容のほか、地域住民の自衛意識と連帯感に基づいて結成される防災組織の活動等について、出前講座を開催します。	危機管理課	○	○	○	○	○	○	○	継続					重点施策3 3-2(2)
3-2	9			防災アドバイザー派遣制度	気象、防災等の専門的な知識を有する防災アドバイザーを地域に派遣し、防災対策に関する講演会等を実施します。	危機管理課	○	○	○	○	○	○	○	継続					3-2(2)
3-2	10			防犯カメラ設置補助事業	自治会で自発的に取り組む防犯活動を支援するため、防犯カメラを新たに設置する自治会に対し、その設置費用の一部を補助します。	危機管理課	○	○	○	○	○	○	○	継続					3-2(2)
3-2	11			見守りカメラ事業	通学路を中心に見守りカメラ(防犯カメラ)を設置し、維持管理を行います。	危機管理課	○	○	○	○	○	○	○	継続					3-2(2)
3-2	13			通学路交通安全プログラムの推進	各小学校区の通学路や未就学児の移動経路の交通安全を確保するため、定期的な合同点検を実施し、関係機関と連携しながら、安全対策を推進します。	交通政策課		○	○	○				継続					3-2(2)
3-2	14			交通安全啓発事業	「交通事故をなくす運動」豊中市推進協議会の活動を通じて、保育所や幼稚園、認定こども園、学校等を対象とした交通安全教室を実施します。	交通政策課		○	○	○	○	○		継続					3-2(2)
3-2	15	●		ジュニア救命サポーター事業	市内小学校の5年又は6年生の児童を対象に心肺蘇生法等の講習会を実施し、「命の大切さ」、「救命の連鎖」の指導を行い、子どもの頃から救命手当の必要性を根付かせ、将来的には全市民が救命手当を習得できることを目標とし、救命力の向上を図ります。	消防局 救急救命課				○				継続					重点施策3 3-2(2)
3-2	16			子どもに対する防火・防災教育	幼稚園等の幼児、小学校・中学校の児童・生徒を対象に、火災や地震の怖さの理解、災害時の身の安全の確保、初期消火や応急救護など、年齢に応じた防火・防災教育を実施します。	消防局 予防課			○	○	○			継続					3-2(2)

1 4. 豊中市の子育て環境の現状

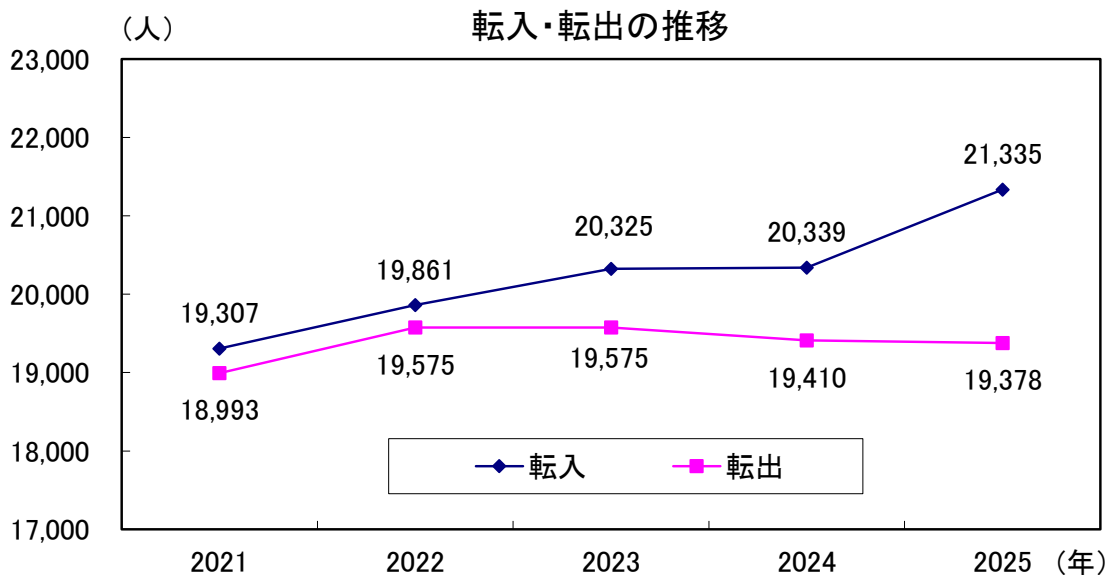
1. 人口・出生等の状況

概 要

- ・0～5歳児童人口数は平成30年(2018年)から減少傾向となっています。
- ・高齢化率と年少人口割合は平成30年(2018年)からほぼ横ばいとなっています。



資料：豊中市市民課「住民基本台帳世帯人口数調査」(各年4月1日現在)

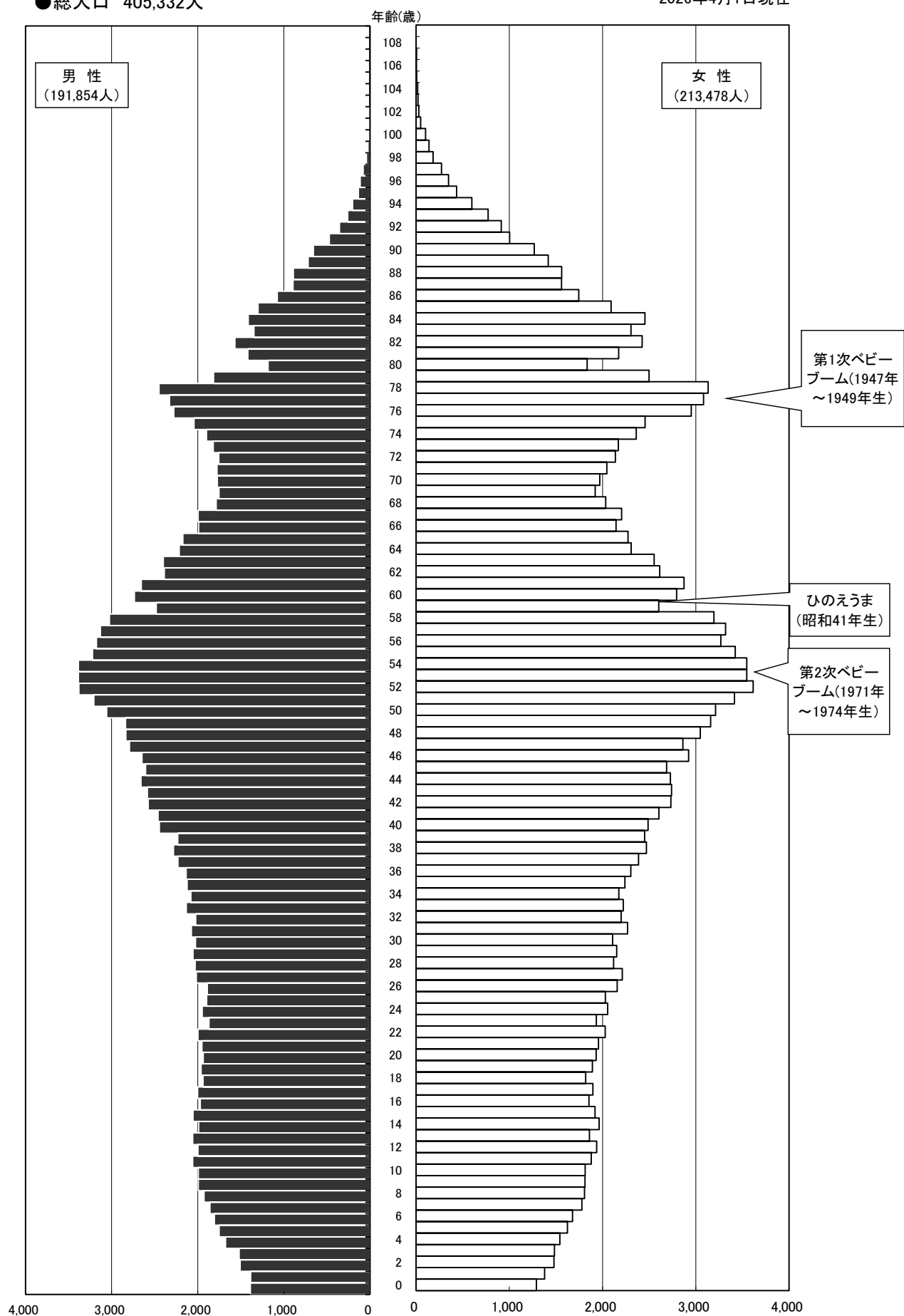


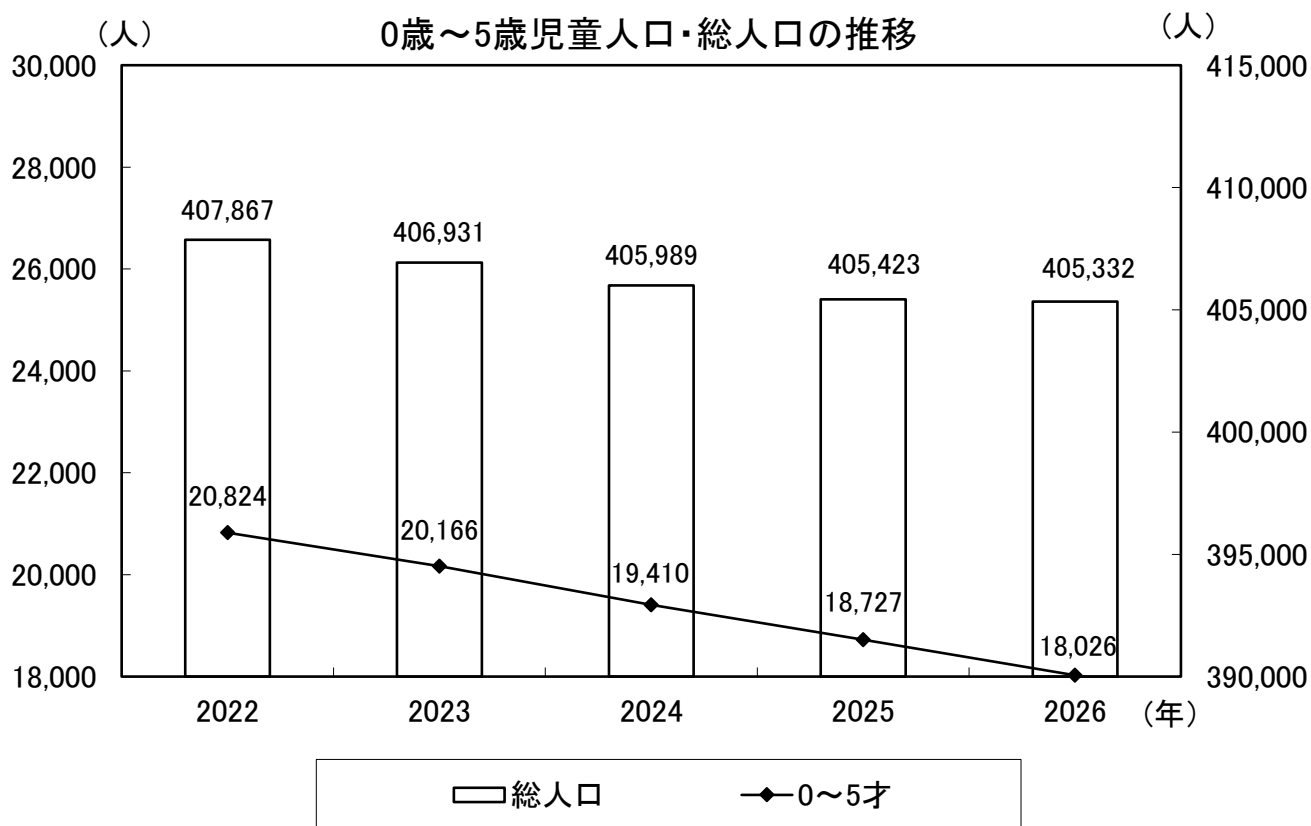
資料：豊中市統計書

豊中市の男女別・年齢別人口

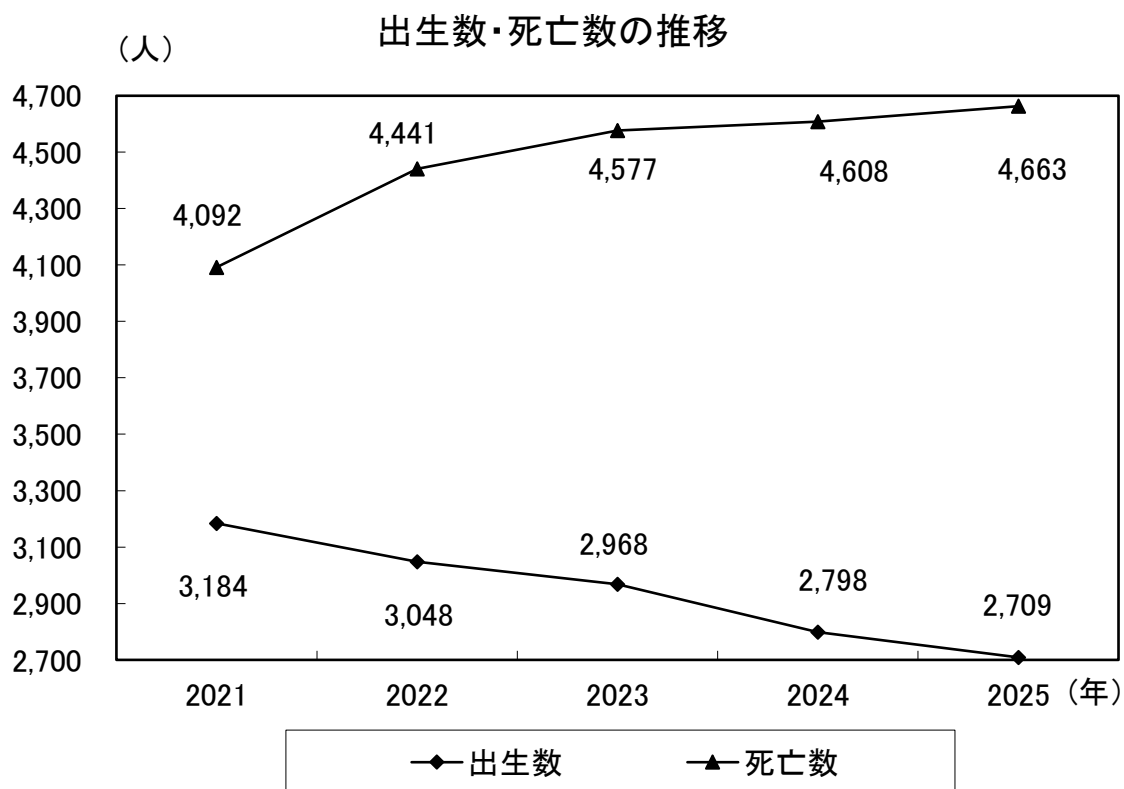
●総人口 405,332人

2026年4月1日現在

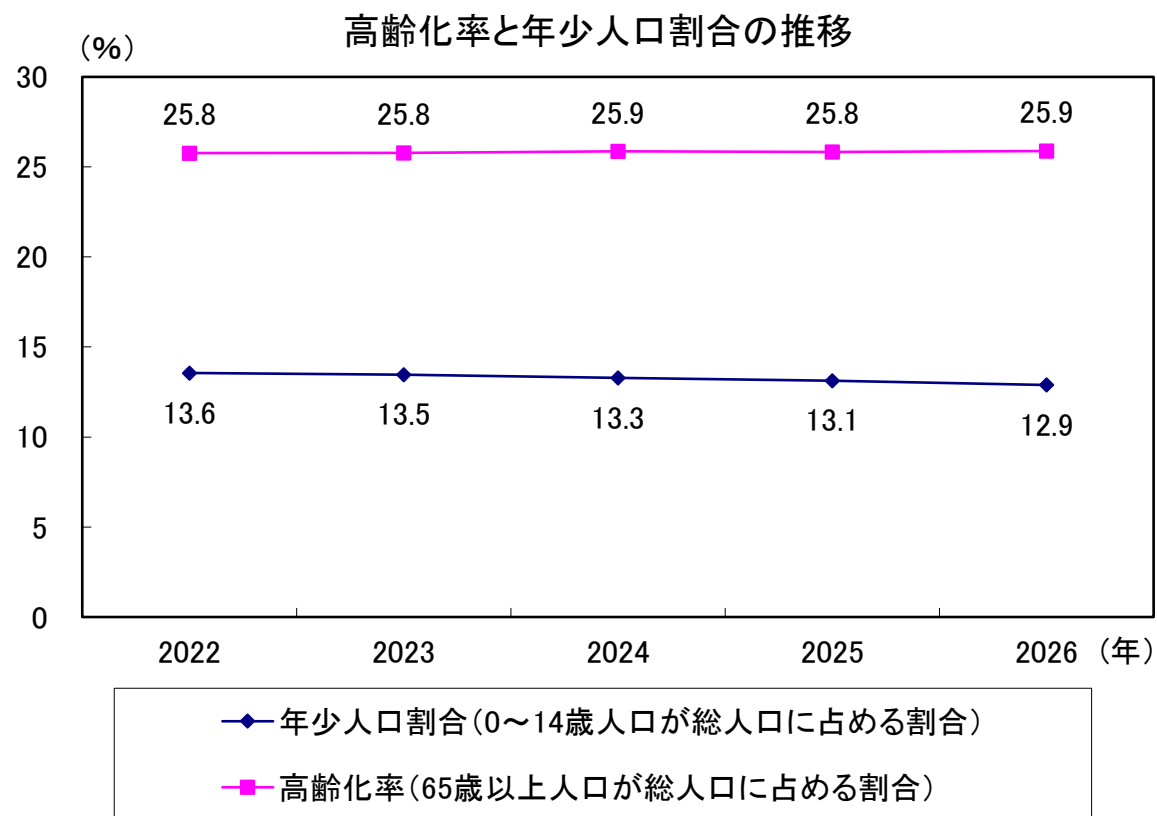




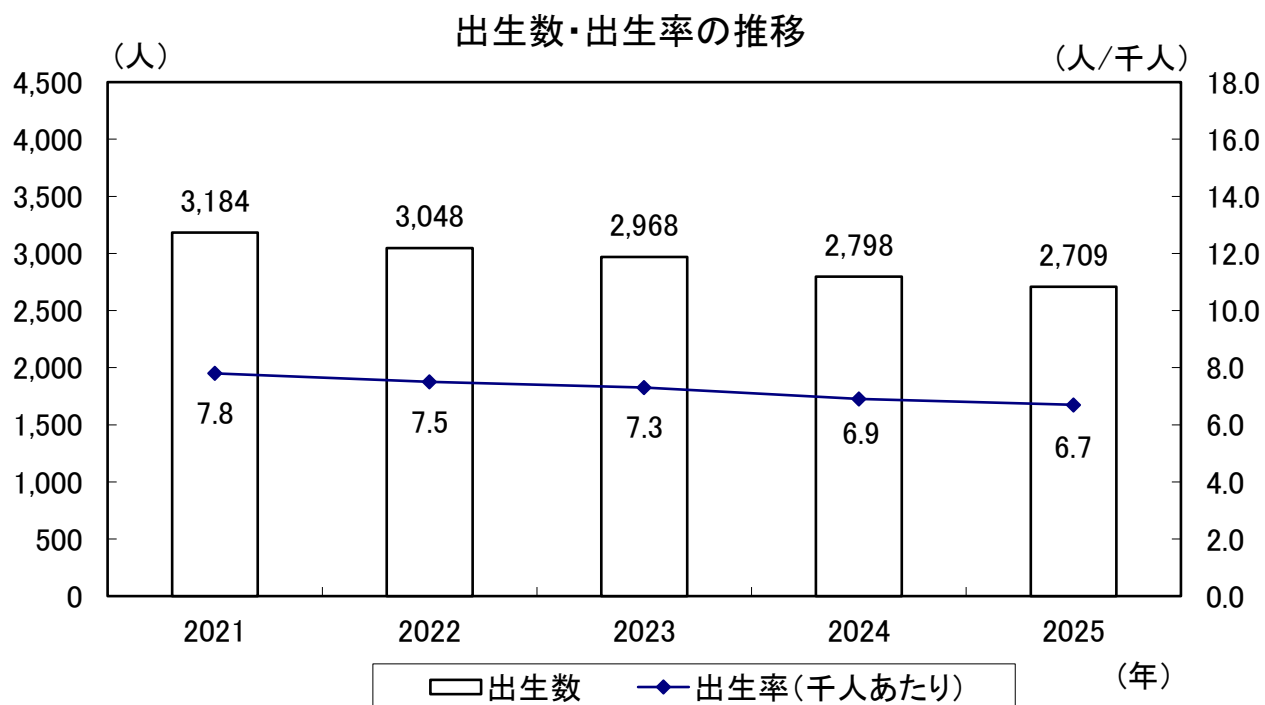
資料: 住民基本台帳(各年4月1日現在)



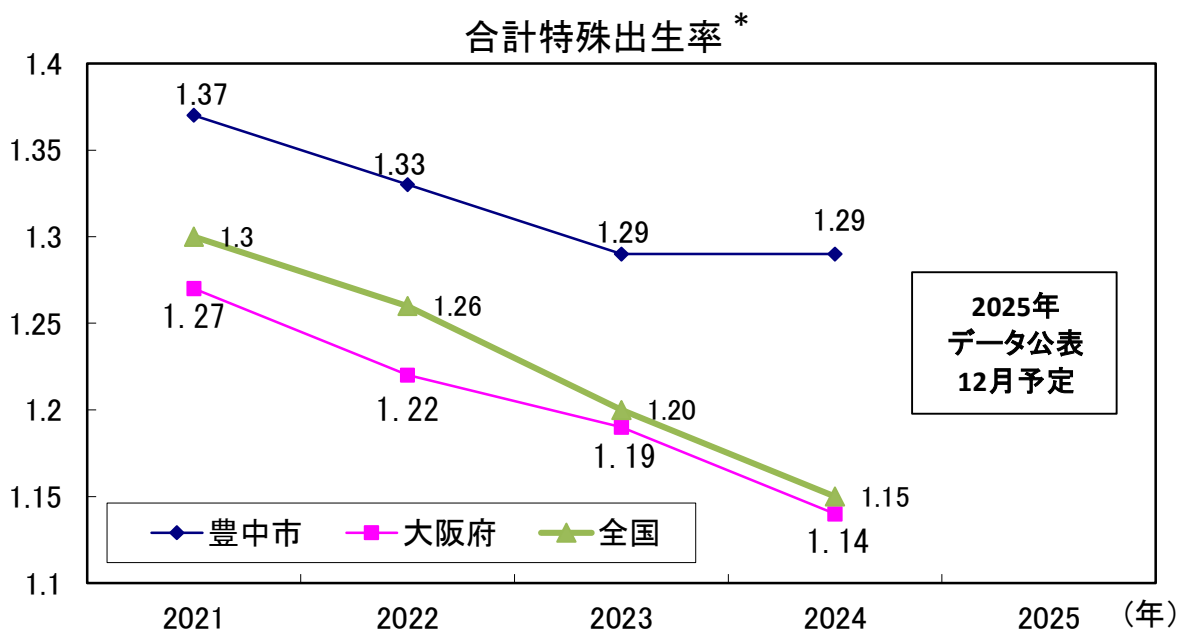
資料: 豊中市統計書



資料: 住民基本台帳(各年4月1日現在)



資料: 豊中市統計書
 (出生率の基準人口は各年4月1日現在の住民基本台帳)



資料: 住民基本台帳・政府統計

※大阪府、全国の合計特殊出生率は推計人口及び人口動態統計による

豊中市の合計特殊出生率は住民基本台帳及び人口動態統計をもとに独自に算出したもの

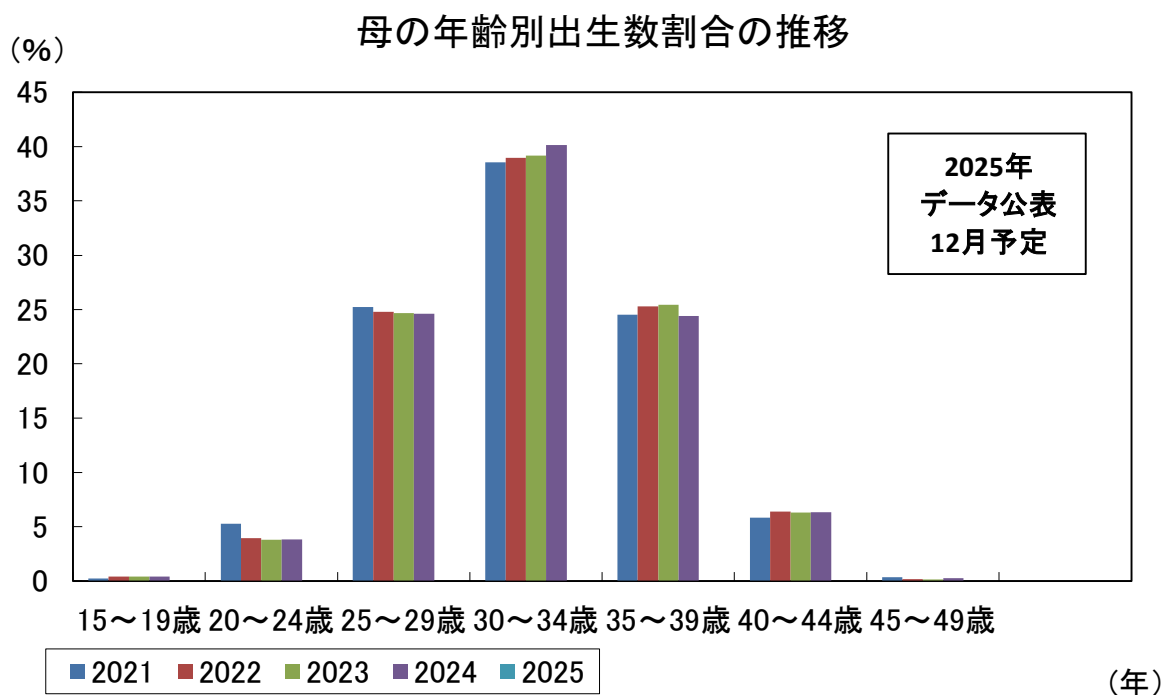
※最新年の値は概数であり、後日変更の可能性がある

※合計特殊出生率とは、女性の出産可能年齢と仮定される15～49歳の年齢別出生率を合計したもの

1人の女性が生涯に出産する平均の子ども数とみなされる

出生率算出に用いる女性人口について

豊中市は、平成26年(2014年)までは外国人住民を含む女性人口を用いていたが、平成27年(2015年)以降は国・府の算出方法にあわせるため、外国人住民を除く日本人の女性人口を用いている



2024年の出生数(人)

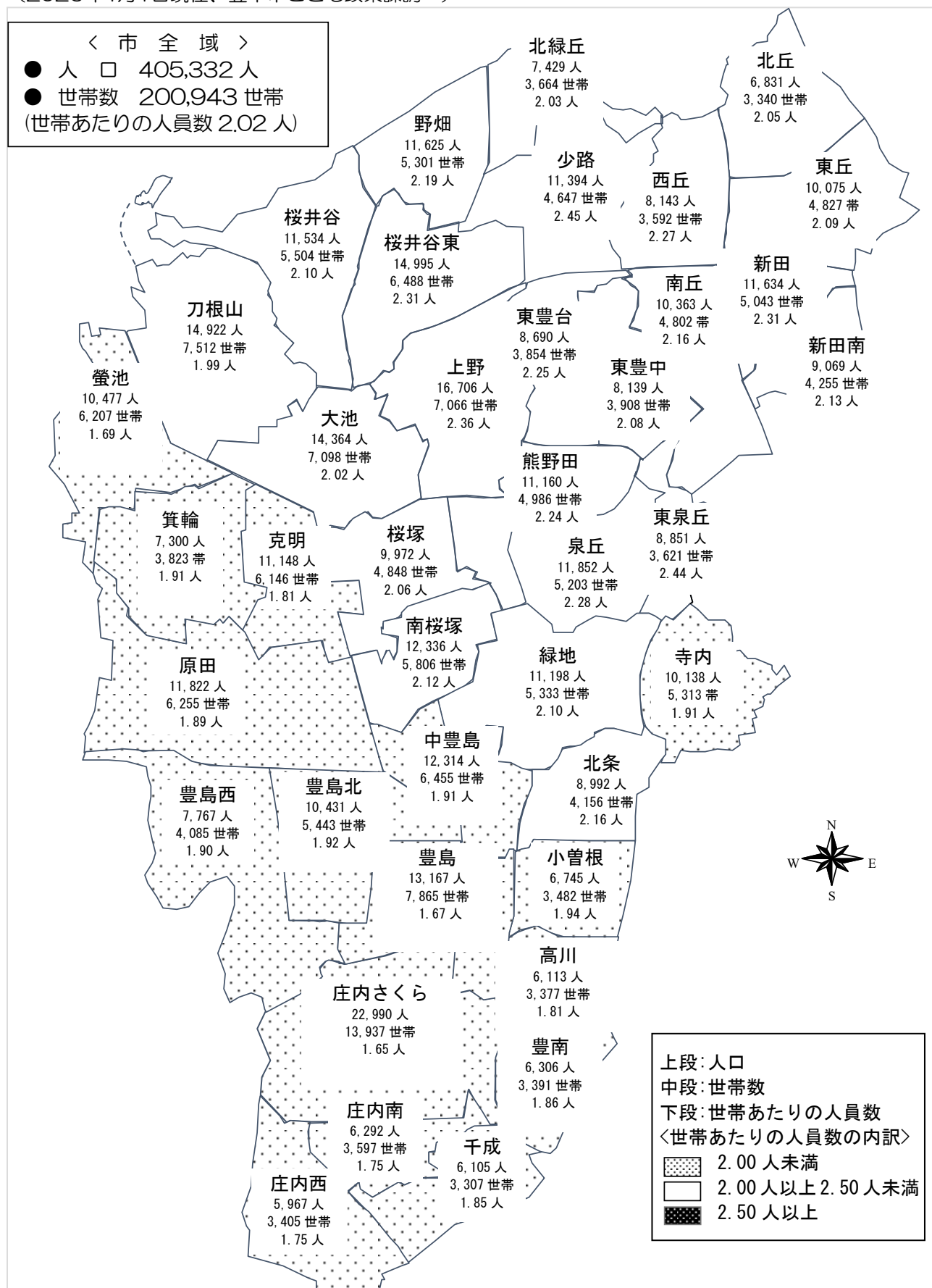
15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳
11	106	678	1,106	673	174	7

資料: 政府統計

※15歳及び49歳にはそれぞれ14歳以下、50歳以上を含んでいる

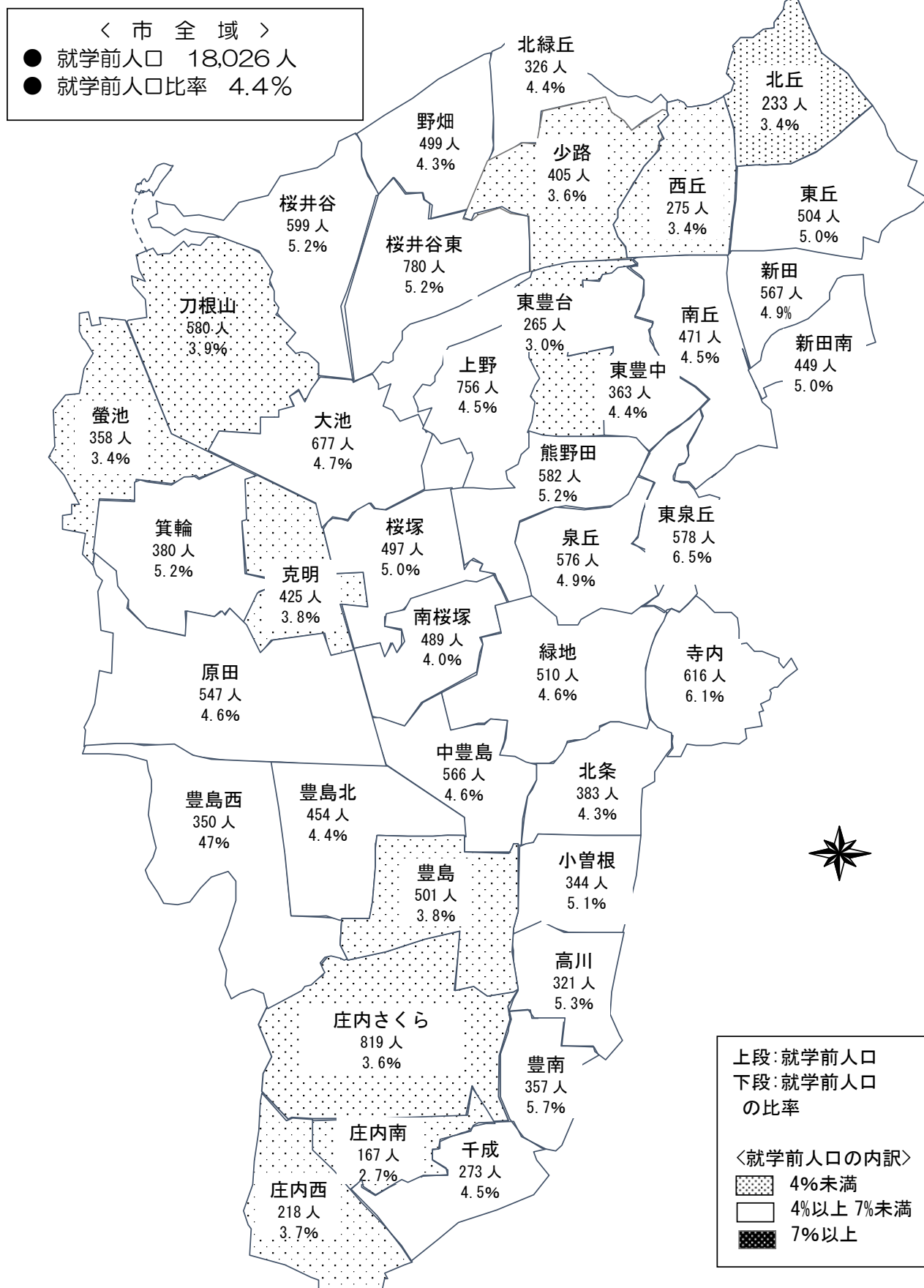
小学校区別人口・世帯数

(2026年4月1日現在、豊中市こども政策課調べ)



小学校区別就学前(0～5歳)児童人口と比率

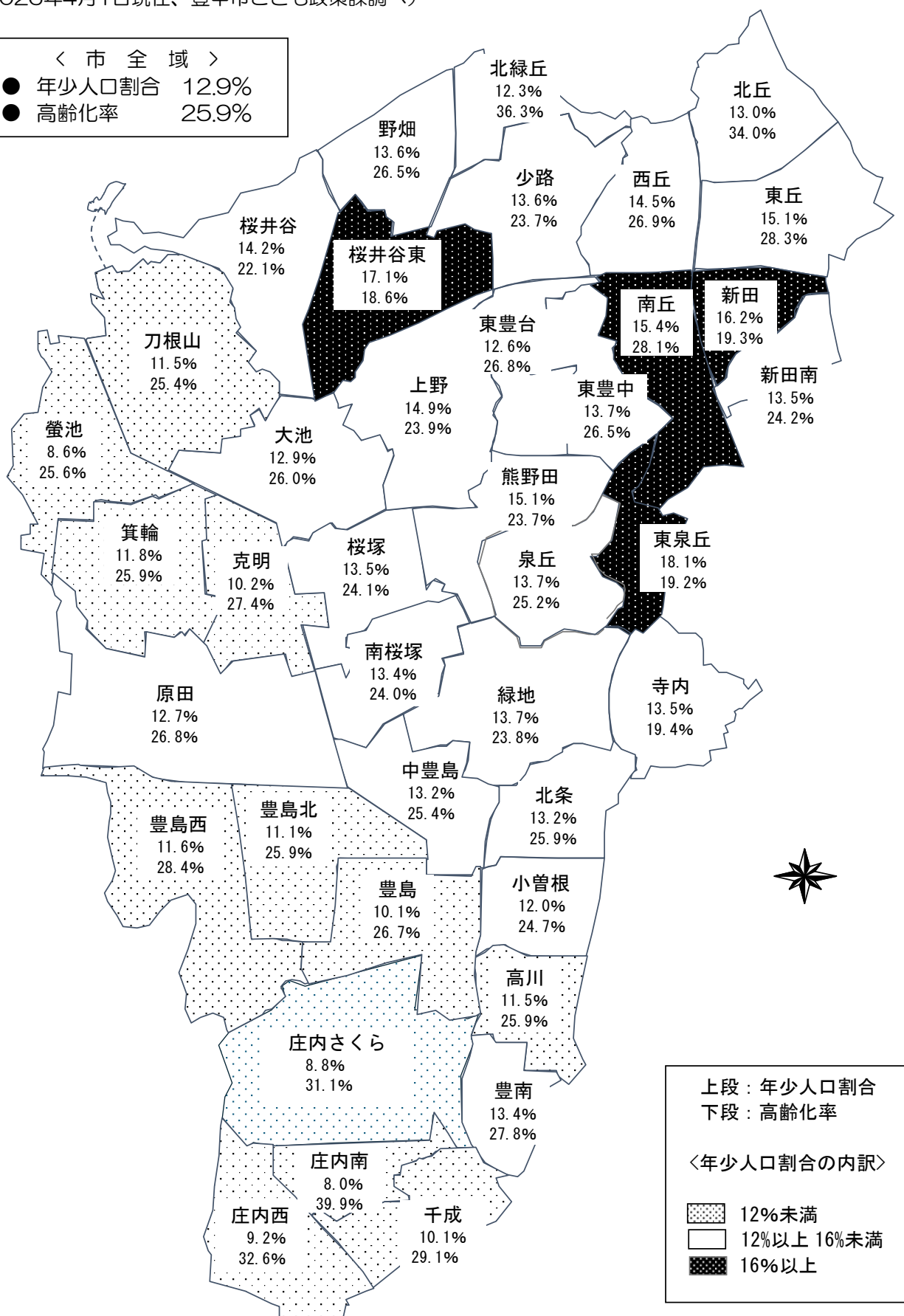
(2026年4月1日現在、豊中市こども政策課調べ)



小学校区別年少人口割合(0～14歳)と高齢化率(65歳以上)

(2026年4月1日現在、豊中市こども政策課調べ)

＜市全域＞	
● 年少人口割合	12.9%
● 高齢化率	25.9%



上段：年少人口割合
下段：高齢化率

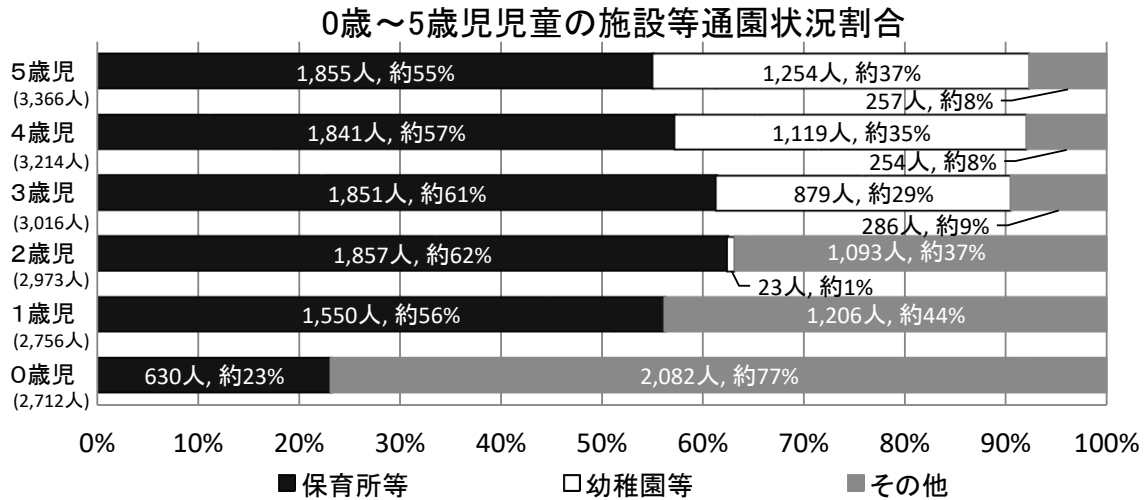
＜年少人口割合の内訳＞

●	12%未満
□	12%以上 16%未満
■	16%以上

2. 教育・保育施設等の状況

概 要

・児童数の推移についてはP.31 子ども・子育て支援法に基づく市町村計画の実施状況に掲載しています。



資料: 豊中市子育て給付課調べ(令和8年(2026年)5月1日現在)

保育所等…保育所、認定こども園*、小規模保育事業、事業所内保育事業、家庭保育所、待機児童解消のための緊急一時保育利用枠へ通園している児童（その他の認可外保育施設へ通園している児童は含まず）

幼稚園等…幼稚園、認定こども園へ通園している児童

その他……上記以外の児童。在宅、認可外保育施設通園児童、障害児通園施設通園児童等

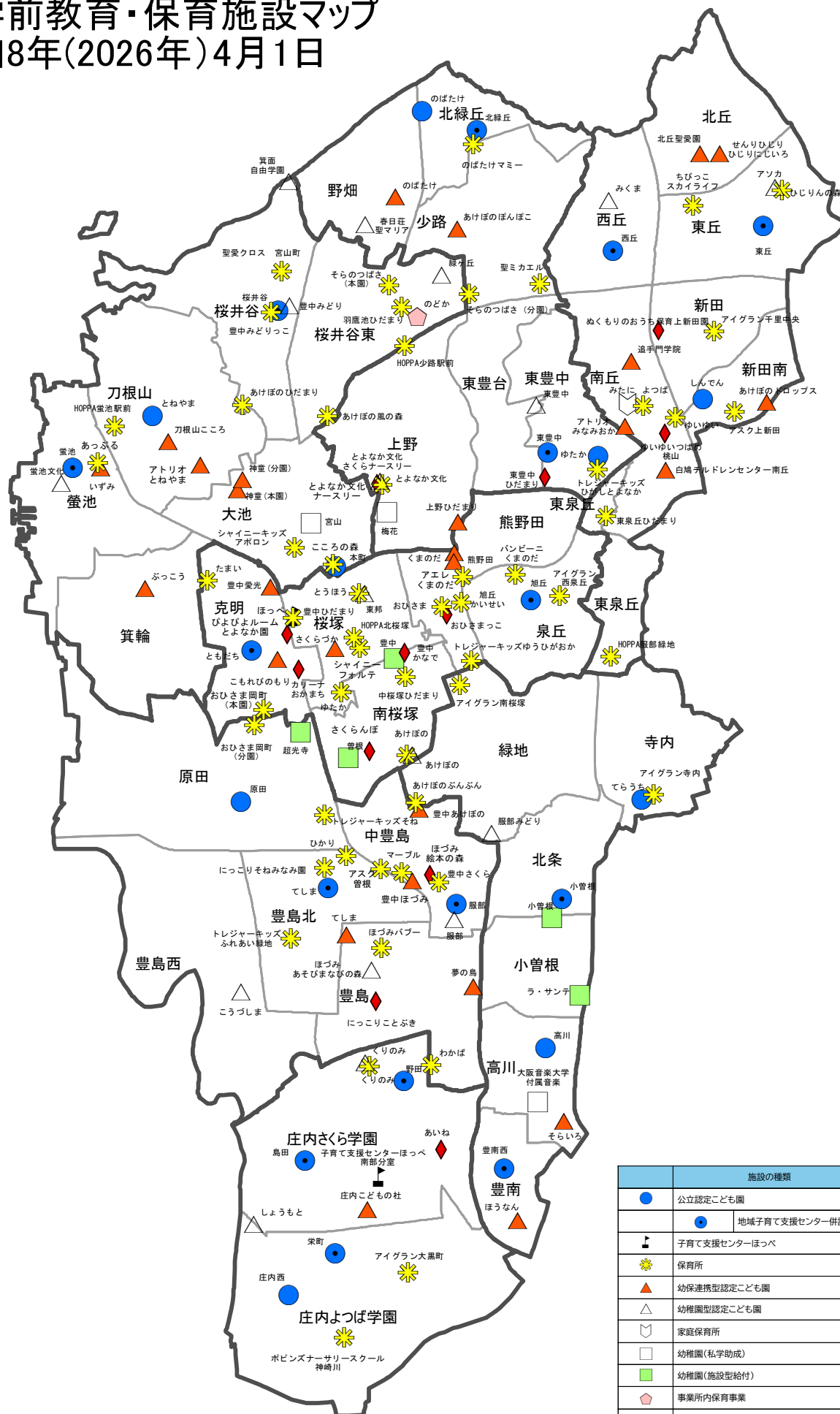
教育・保育施設等数の推移(各年4月1日現在)

(か所)

	2021	2022	2023	2024	2025	2026 (年度)
幼保連携型認定こども園	22	22	24	24	24	26
豊中市立幼保連携型認定こども園(公立こども園)	25	25	24	24	24	24
幼稚園型認定こども園	7	8	8	11	12	17
民間保育所(園)	45	47	48	48	51	53
事業所内保育事業	1	1	1	1	1	1
小規模保育事業	15	15	15	15	14	12
家庭保育所	4	4	2	2	2	1
私立幼稚園<新制度>	8	7	7	8	8	5
私立幼稚園<従来制度>	10	10	9	6	5	3

就学前教育・保育施設マップ

令和8年(2026年)4月1日

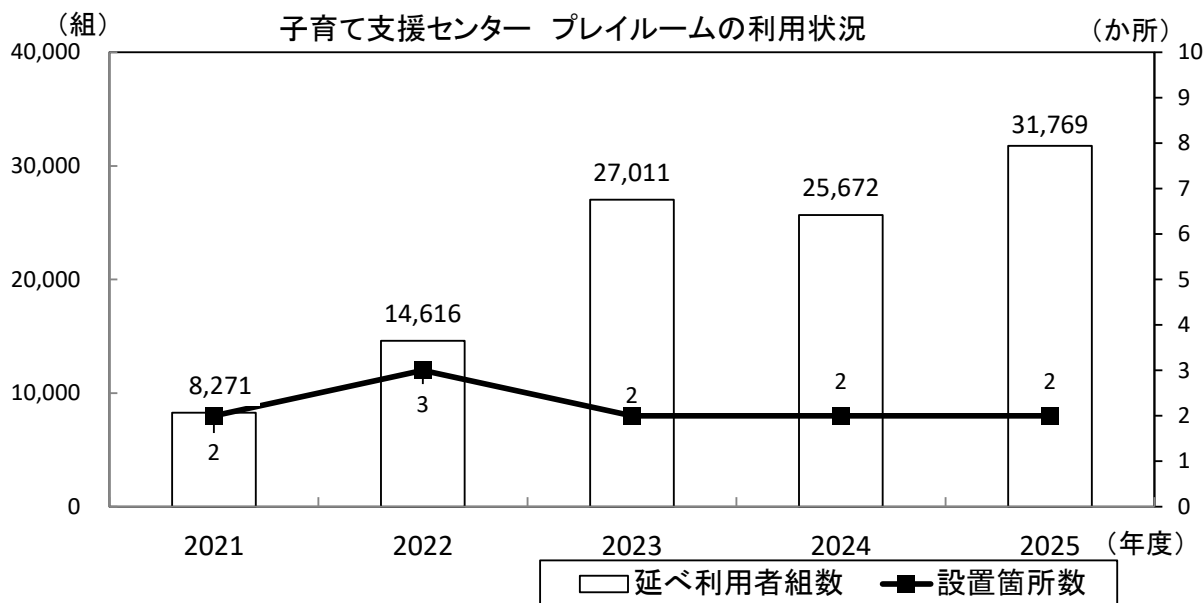


施設の種類		箇所数
●	公立認定こども園	24
●	地域子育て支援センター併設	(うち16)
♪	子育て支援センターほっぺ	2
★	保育所	53
▲	幼保連携型認定こども園	26
△	幼稚園型認定こども園	17
▽	家庭保育所	1
□	幼稚園(私学助成)	3
■	幼稚園(施設型給付)	5
◇	事業所内保育事業	1
◆	小規模保育事業	12

3. 子育て支援サービスの状況

概 要

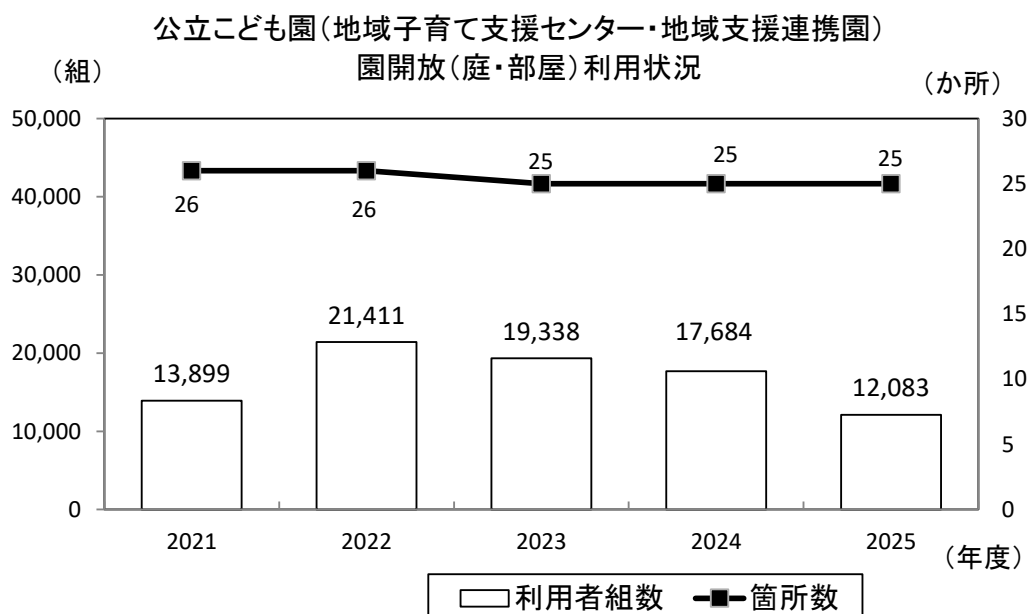
・子育て支援センターほっぺは、令和6年度（2024年度）の1月にすこやかプラザの改修工事が完了し、はぐくみセンター内に移転。プレイルームの開放やイベントの実施を本格的に再開できたため、利用者が増加しました。



資料：豊中市こども支援課調べ

※令和元年度（2019年度）～令和4年度（2022年度）：親子の交流ひろば（さくらんぼひろば）設置。

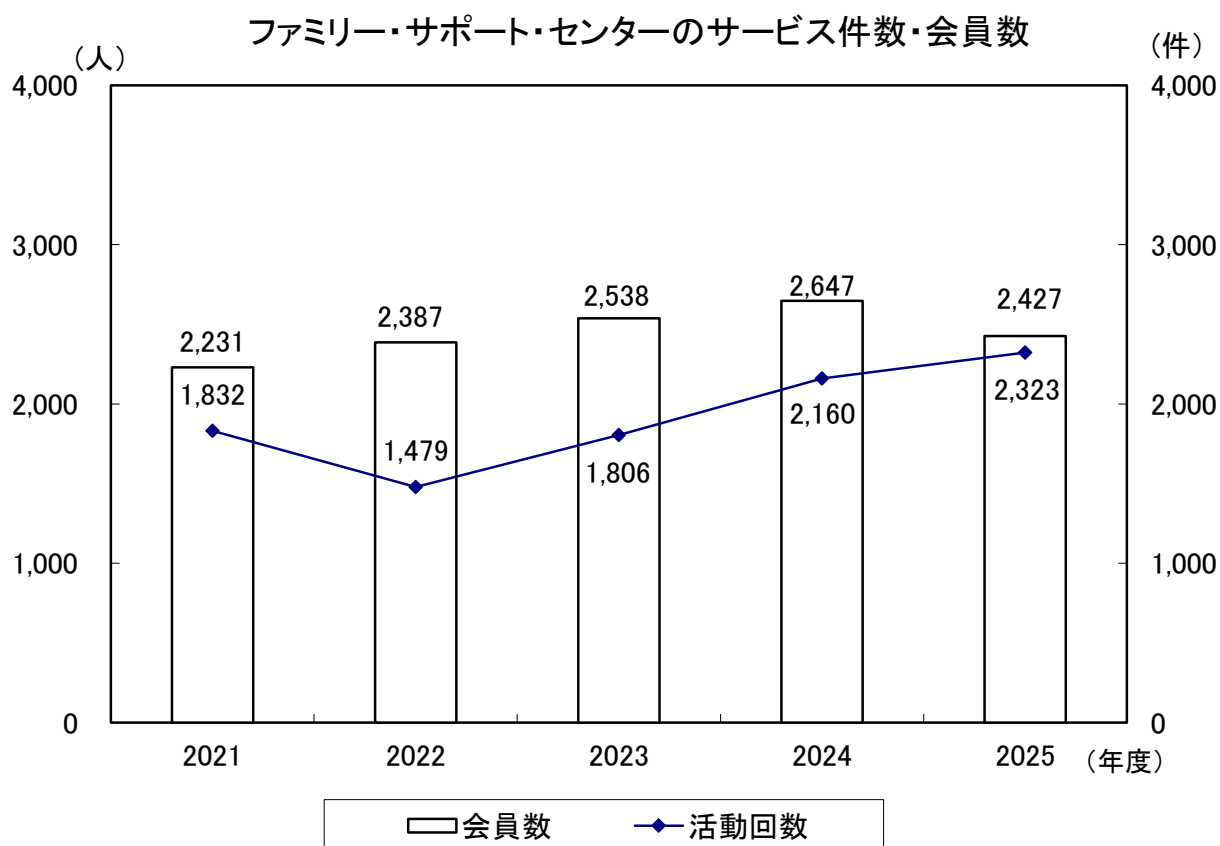
※令和4年度（2022年度）：子育て支援センターほっぺ南部分室を開設。（令和5年（2023年）2月）



資料：豊中市こども事業課・こども支援課調べ

※平成30年度（2018年度）までは地域子育て支援センターの園開放のみ。

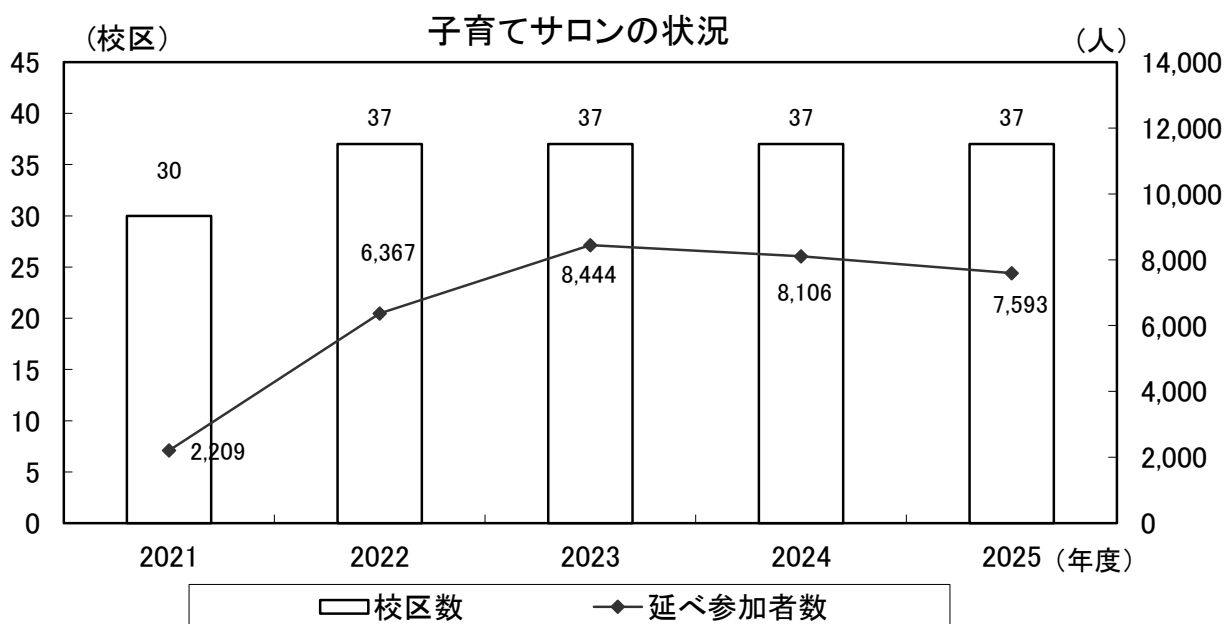
※令和元年度（2019年度）から地域子育て支援事業の参加者は園開放に参加してもカウントしていない。



2025年度ファミリー・サポート・センターの会員数

	総数	依頼	援助	両方
会員数(人)	2,427	1,957	369	101

資料: 豊中市こども支援課調べ

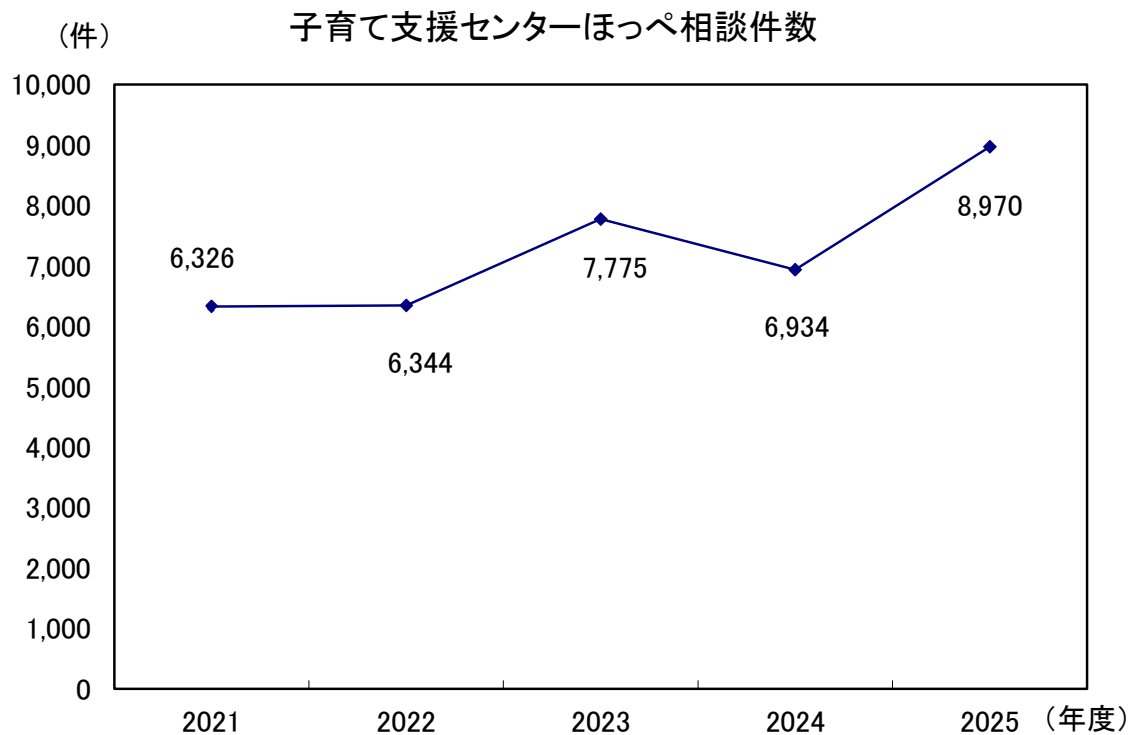


資料: 豊中市社会福祉協議会調べ

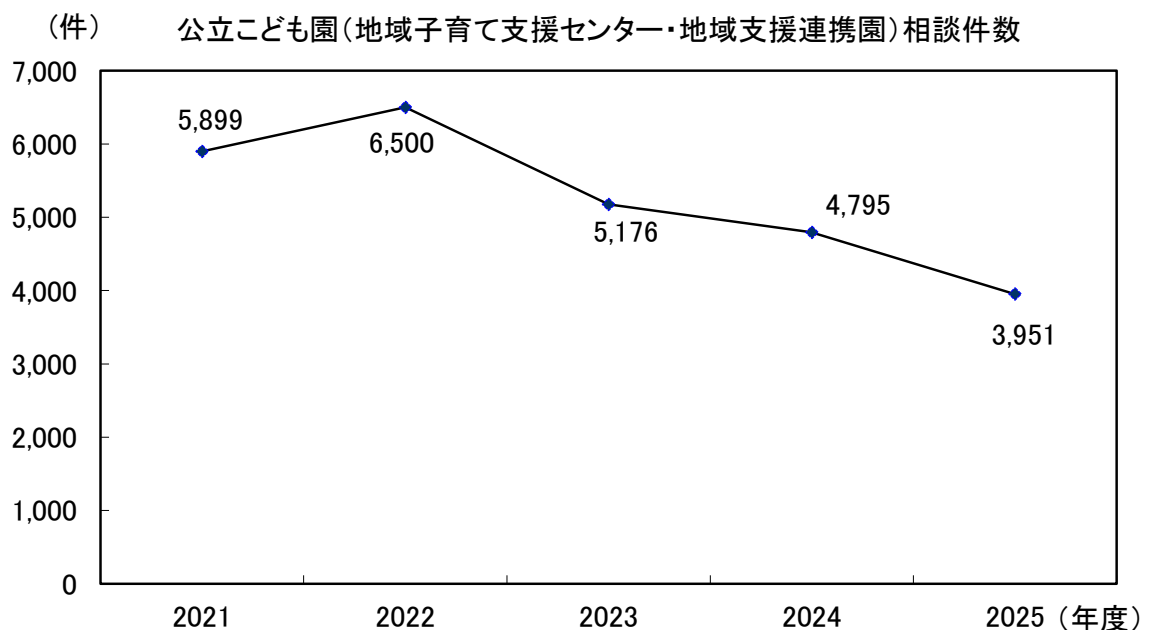
4. 子育て相談等の状況

概 要

- ・子育て支援センターほっぺでは、講座等での個別相談が増加したことに加えて子育て支援センターほっぺ南部分室での相談対応が通年になったことに伴い、相談件数が増加傾向にあります。
- ・「こども総合相談窓口」におけるこどもからの相談について、令和2年度(2020年度)途中から開始のLINE相談を含みます。



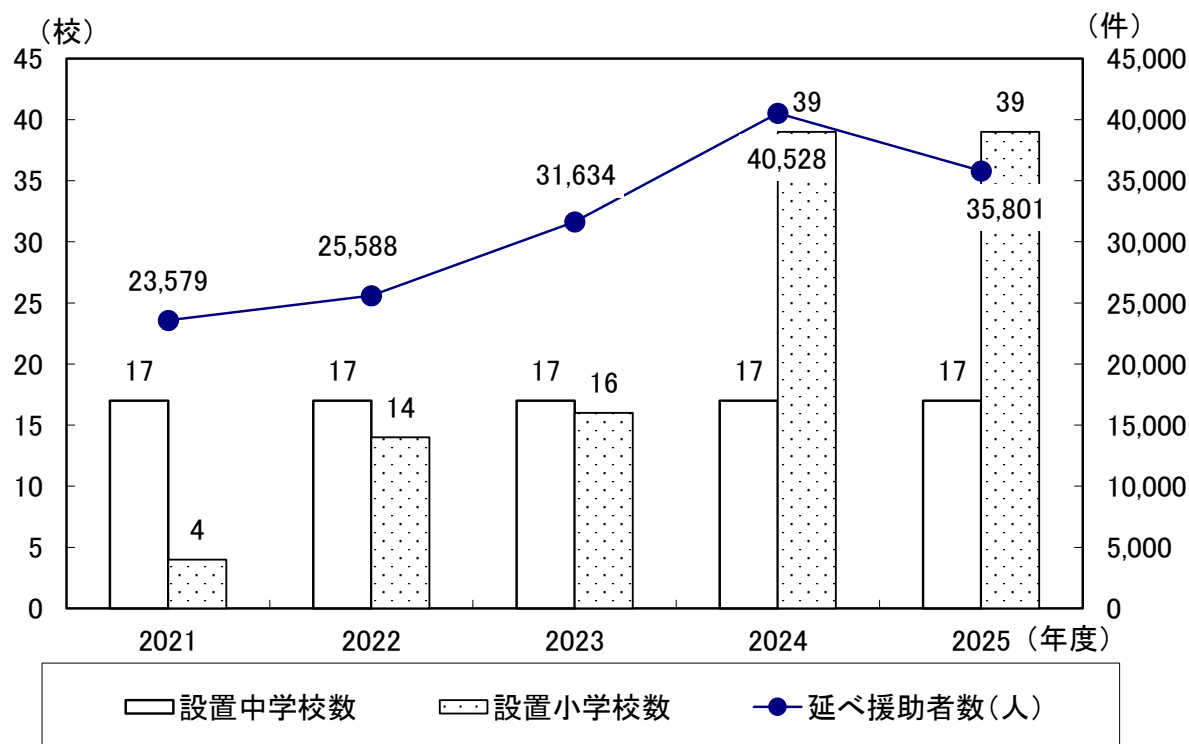
資料: 豊中市こども支援課調べ



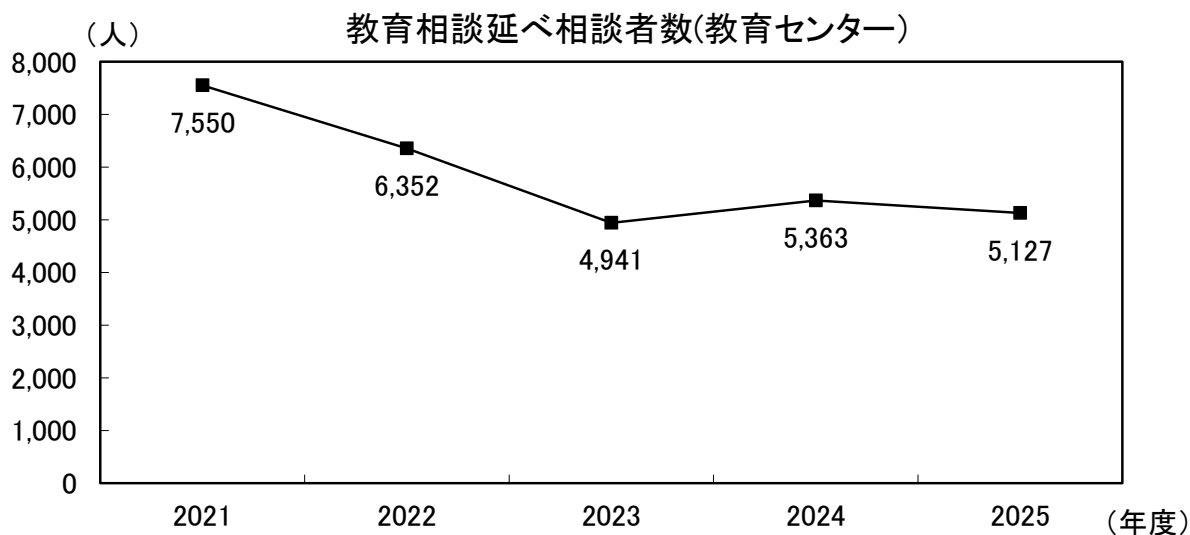
資料: 豊中市こども支援課・こども事業課調べ

※令和元年度(2019年度)から主訴の件数のみを集計。

スクールカウンセラー*の状況



資料: 豊中市教育委員会児童生徒課調べ



資料: 豊中市教育委員会児童生徒課調べ

2025年度教育相談における主な相談内容(延べ相談者数)

○ 心理的問題に関するもの	1,616 人
○ 発達に関するもの	615 人
○ 集団不適応	570 人
○ ことばに関するもの	774 人

児童虐待相談件数推移(豊中市分、箕面子ども家庭センター分)

受付機関	2019 年度	2020 年度	2021 年度
豊中市	961	1,049	1,159
(通告)	(473)	(544)	(617)
(対応)	(488)	(505)	(542)
箕面子ども 家庭センター※	1,210	1,061	1,145
合 計	2,171	2,110	2,304

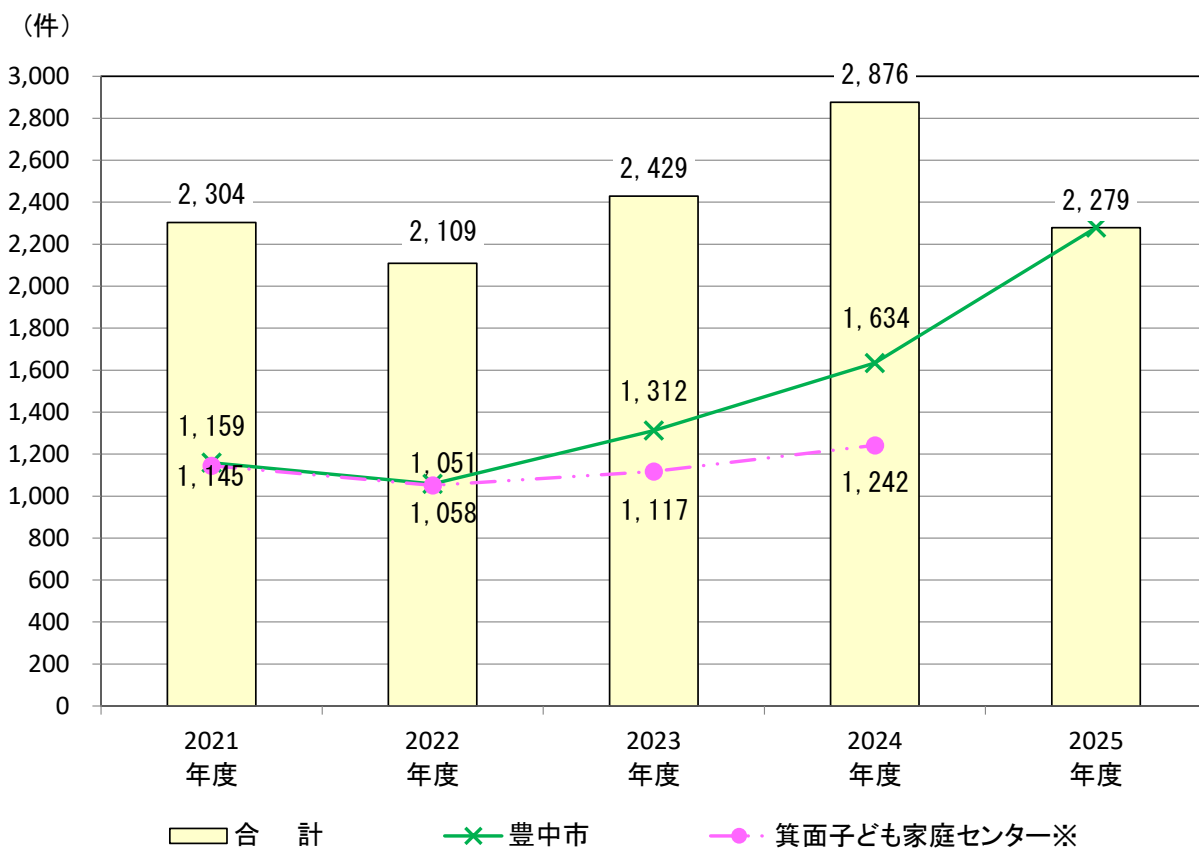
受付機関	2022 年度	2023 年度	2024 年度
豊中市	1,058	1,312	1,634
箕面子ども 家庭センター※	1,051	1,126	1,242
合 計	2,109	2,438	2,876

2025 年度
2,279
2,279

2025年4月に豊中市児童相談所が開設された。これまでは市と府の虐待相談件数に重複があったが、2025年度より重複する数値はない。

通告件数: 児童虐待を受けたと思われる児童について相談や通告を受けた件数。

対応件数: 市町村が児童虐待に関する相談等を受けて相談援助活動を行った児童数。



資料: 大阪府箕面子ども家庭センター資料及び豊中市こども安心課調べ

児童虐待相談件数...児童相談所や市町村が児童虐待に関する通告及び相談(疑い、おそれを含む)を受け付けた件数。児童福祉法改正により、平成17年度(2005年度)から市町村も通告を受け付けている。

※箕面子ども家庭センターが受け付けたもののうち豊中市域で発生したもののみ

児童虐待児童数 種別の推移(豊中市)

年度	合計件数 (人)	内訳(虐待の種別)			
		身体的	ネグレクト	心理的	性的
2022	1,058	261	276	519	2
2023	1,312	264	415	627	6
2024	1,634	349	559	722	4

2025	2,279	538	448	1,284	9
------	-------	-----	-----	-------	---

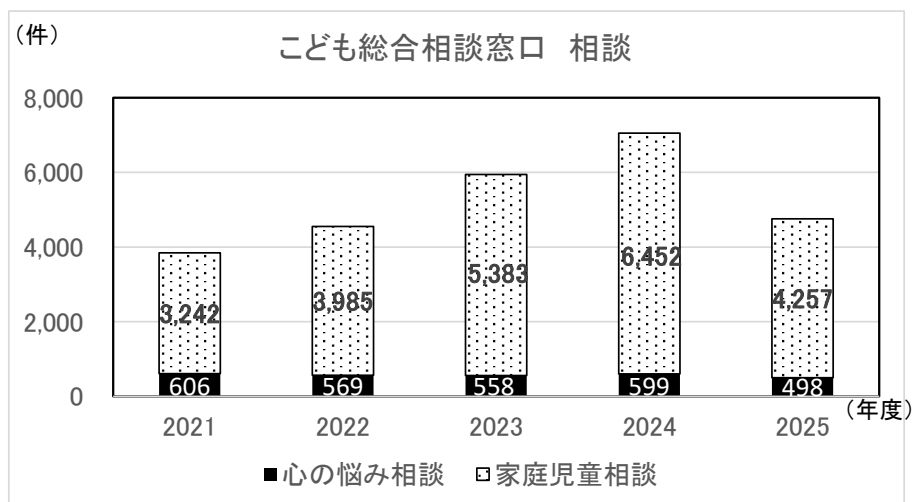
※2025年度より児童相談所が開設されたため母集団が異なる

※虐待種別について

身体的: 児童の身体に外傷を生じるような暴行を加えることなど

ネグレクト: 著しい減食、長時間の放置、保護者の監護を怠ることなど

心理的: 児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うことなど



2025年度相談件数の内訳

	警察等	はぐくみセンター	学校	家族・親戚	近隣・知人	認定こども園等	児童本人	医療機関	その他	合計
件数	194	365	202	1,772	34	69	1,033	22	1,064	4,755

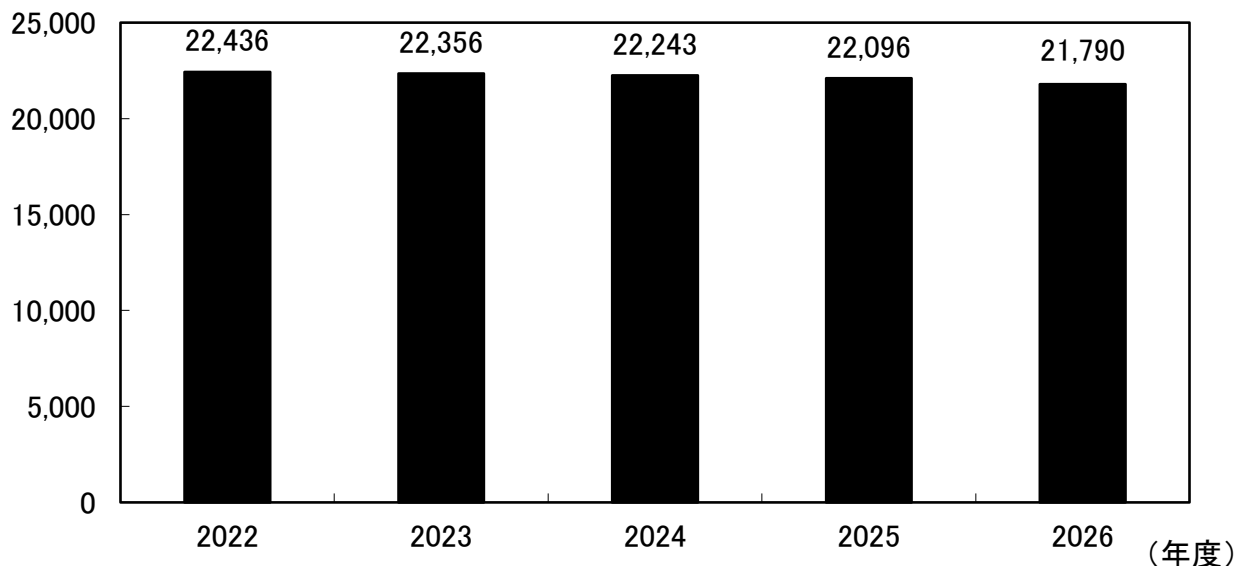
資料: 豊中市こども安心課調べ

5. 小・中学校・義務教育学校の状況

概 要

・児童数及び生徒数は、ほぼ横ばいとなっています。

(人) 小学校・義務教育学校(前期課程)児童数(38校)



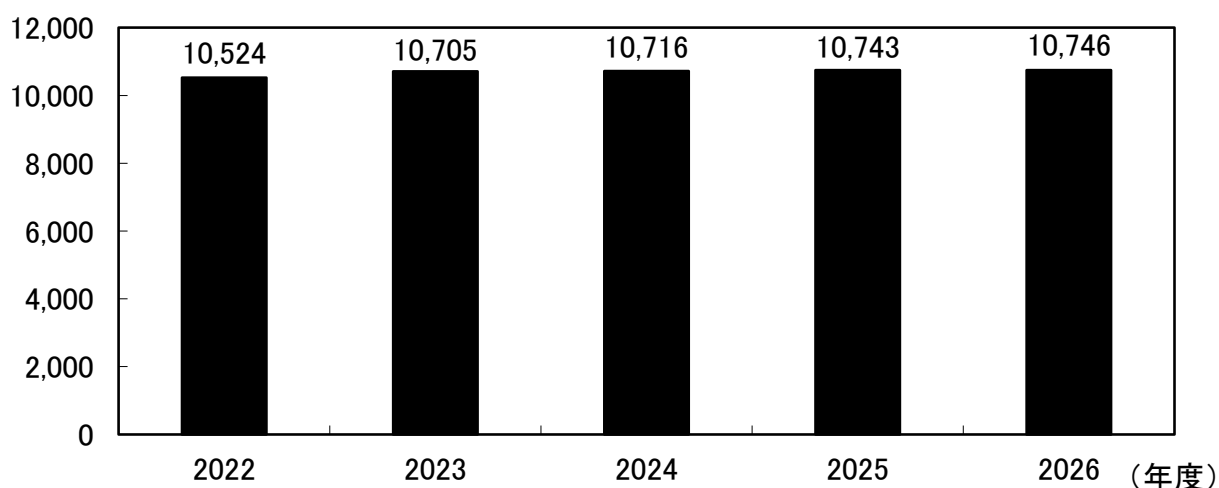
資料: 豊中市統計書、豊中市教育委員会事務局学務保健課調べ(各年5月1日現在)

※私立含む。

※令和5年度(2023年度)から庄内小学校、野田小学校、島田小学校が庄内さくら学園に統合。

※令和8年度(2026年度)から庄内西小学校、庄内南小学校、千成小学校が庄内よつば学園に統合。

(人) 中学校・義務教育学校(後期課程)生徒数(20校)



資料: 豊中市統計書、豊中市教育委員会事務局学務保健課調べ(各年5月1日現在)

※私立含む。

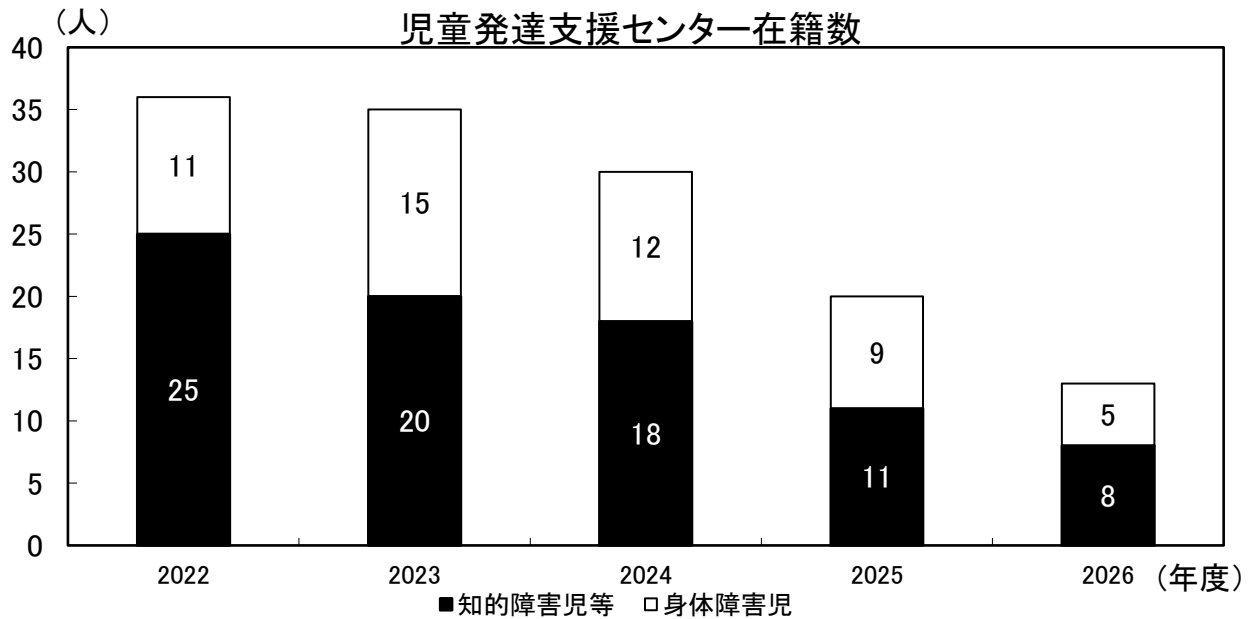
※令和5年度(2023年度)から庄内さくら学園中学校が庄内さくら学園に統合。

※令和8年度(2026年度)から第七中学校が庄内よつば学園に統合。

6. 障害児等の状況

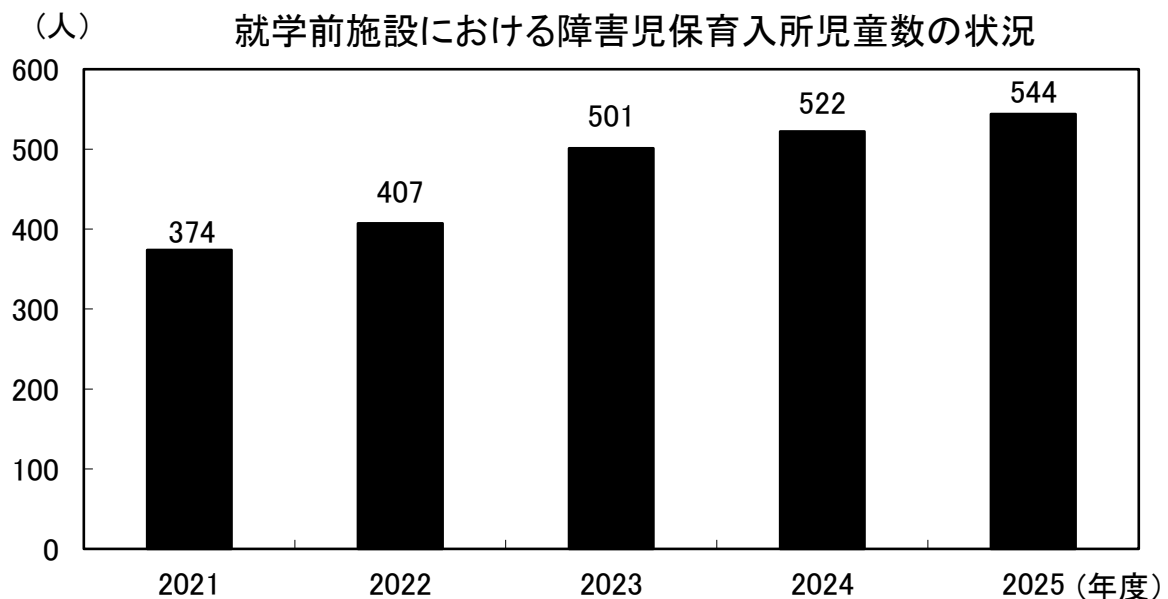
概 要

・障害児保育入所児童数、小学校及び中学校の支援学級在籍者数、放課後子どもクラブの障害児受入れ人数は増加傾向にあり、就学前施設から中学校に至るまで、配慮の必要なケースが増加しています。



資料：豊中市おやこ保健課調べ（各年4月1日現在）

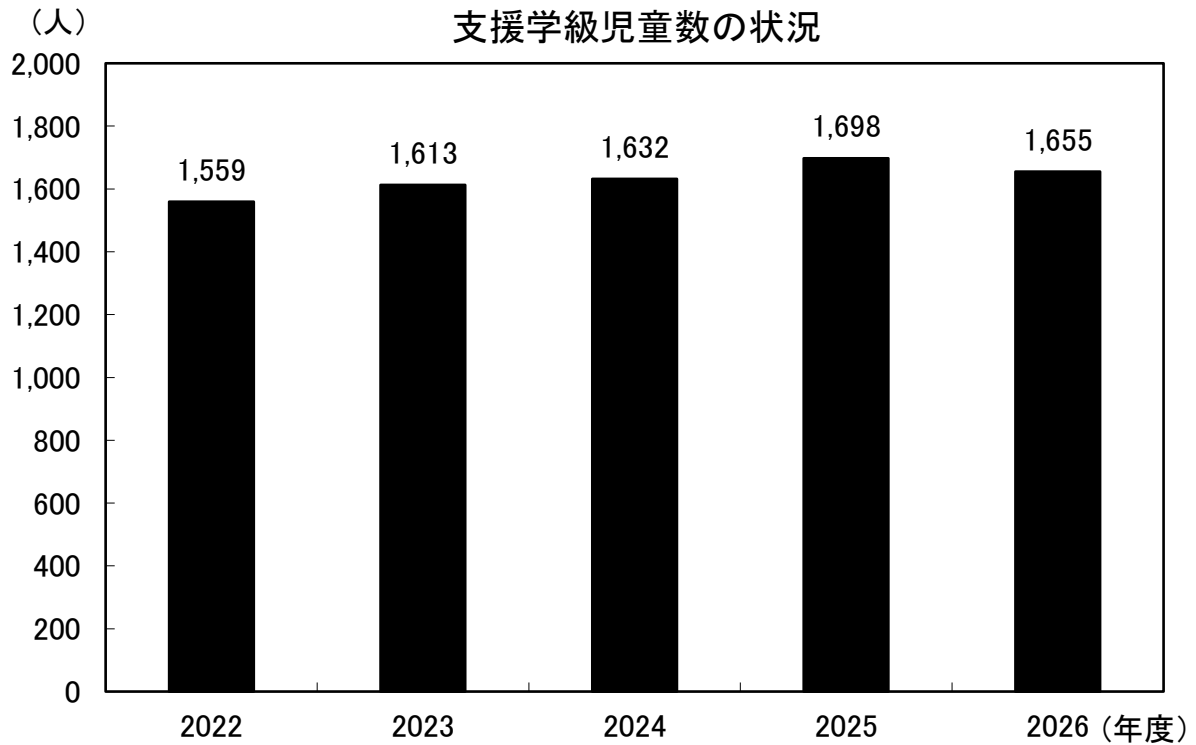
※児童発達支援センター利用者のうち、通園・療育事業の利用者数。



資料：豊中市子ども事業課調べ（各年4月1日現在）

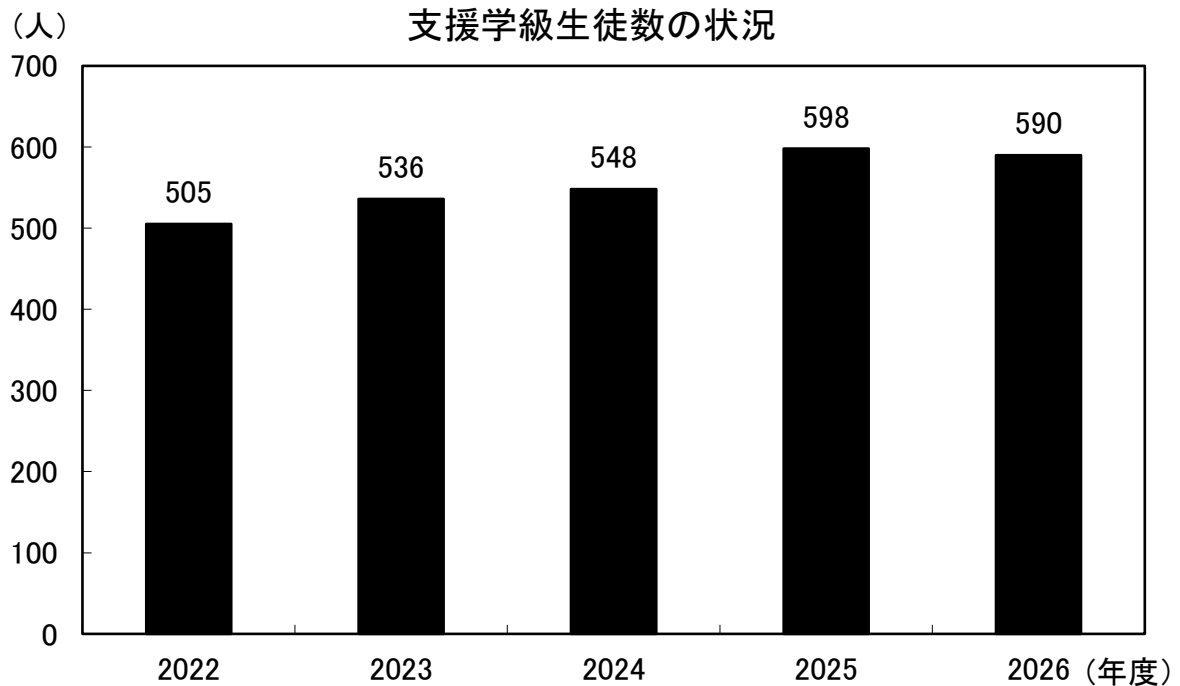
※公立認定こども園及び民間保育所、私立認定こども園、私立幼稚園（新制度）の児童数と豊中市私立幼稚園障害児保育助成金対象者数の合計。

市立小学校・義務教育学校(前期)における
支援学級児童数の状況



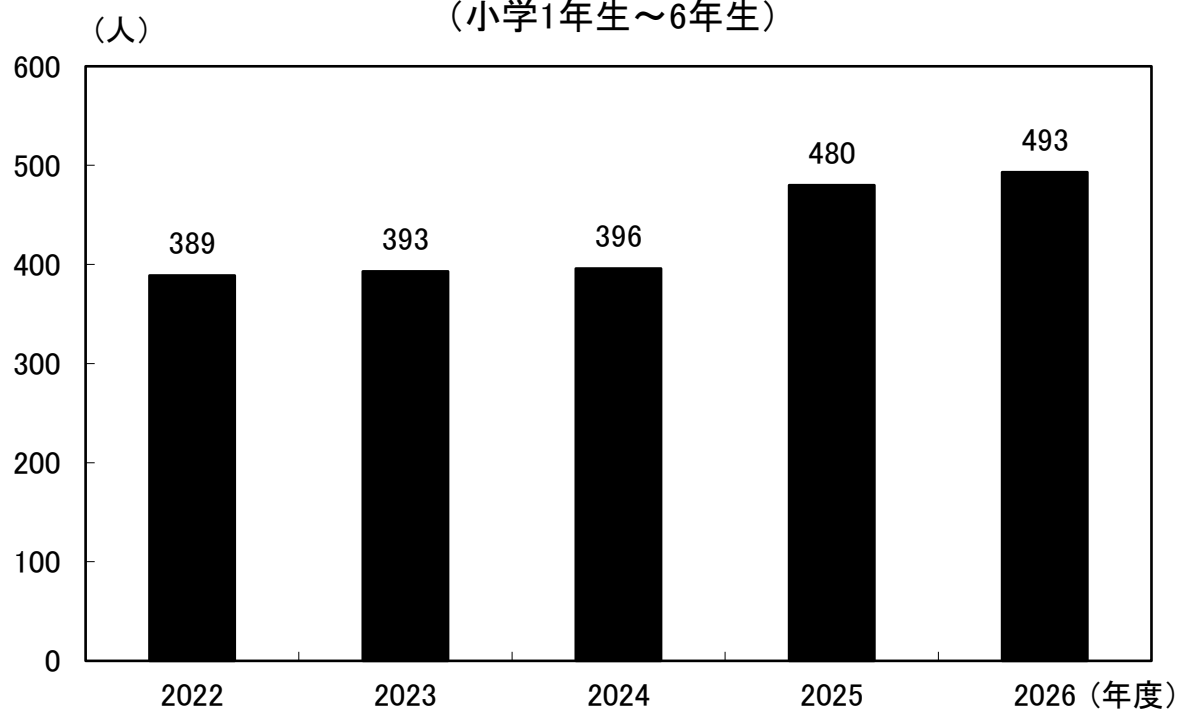
資料: 豊中市教育委員会児童生徒課調べ(各年5月1日現在)

市立中学校・義務教育学校(後期)における
支援学級生徒数の状況



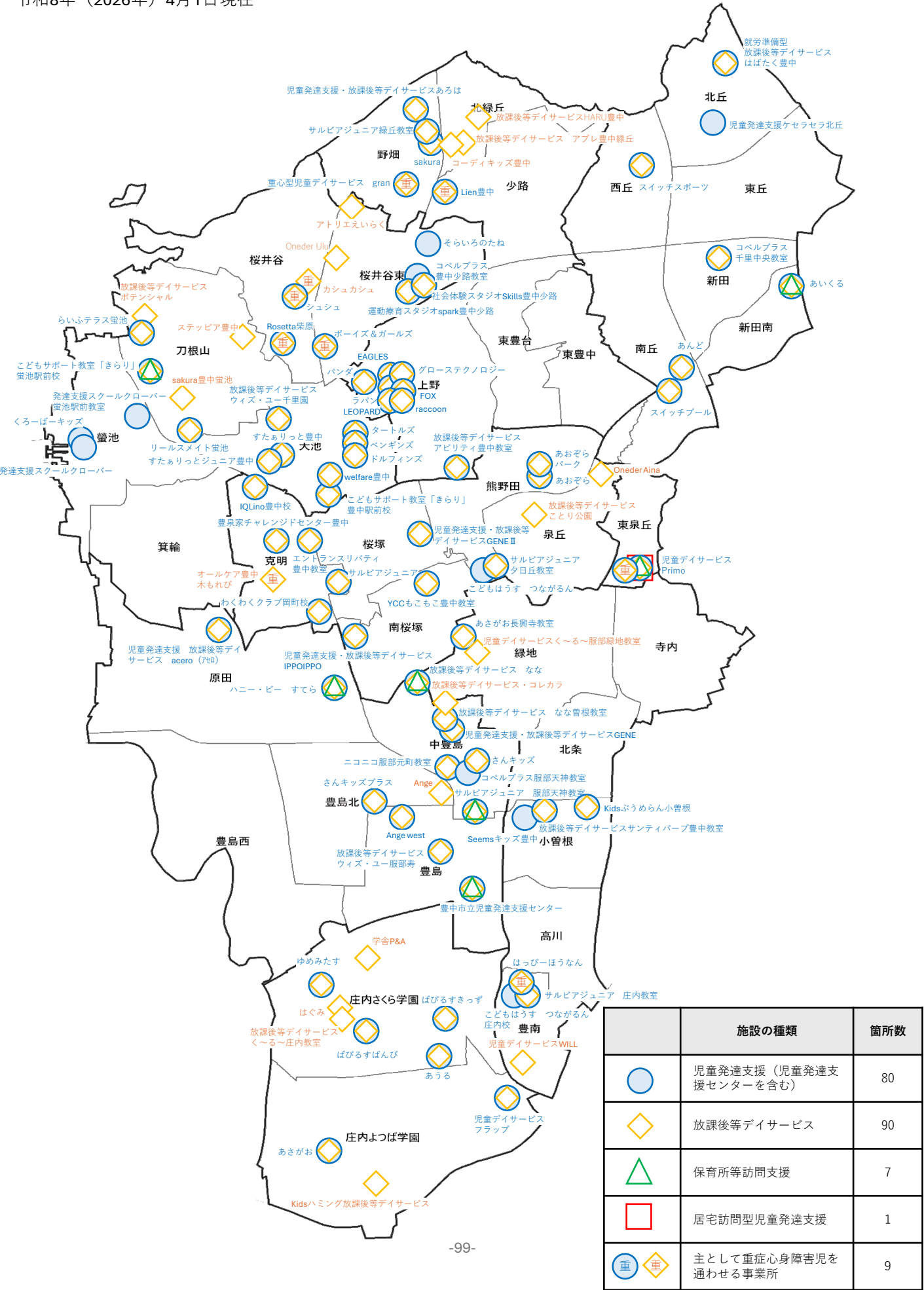
資料: 豊中市教育委員会児童生徒課調べ(各年5月1日現在)

放課後こどもクラブの障害児受入れ人数
(小学1年生～6年生)



資料: 豊中市教育委員会学び育ち支援課調べ(各年5月1日現在)

小学校区別 障害児通所支援事業所分布図
令和8年（2026年）4月1日現在

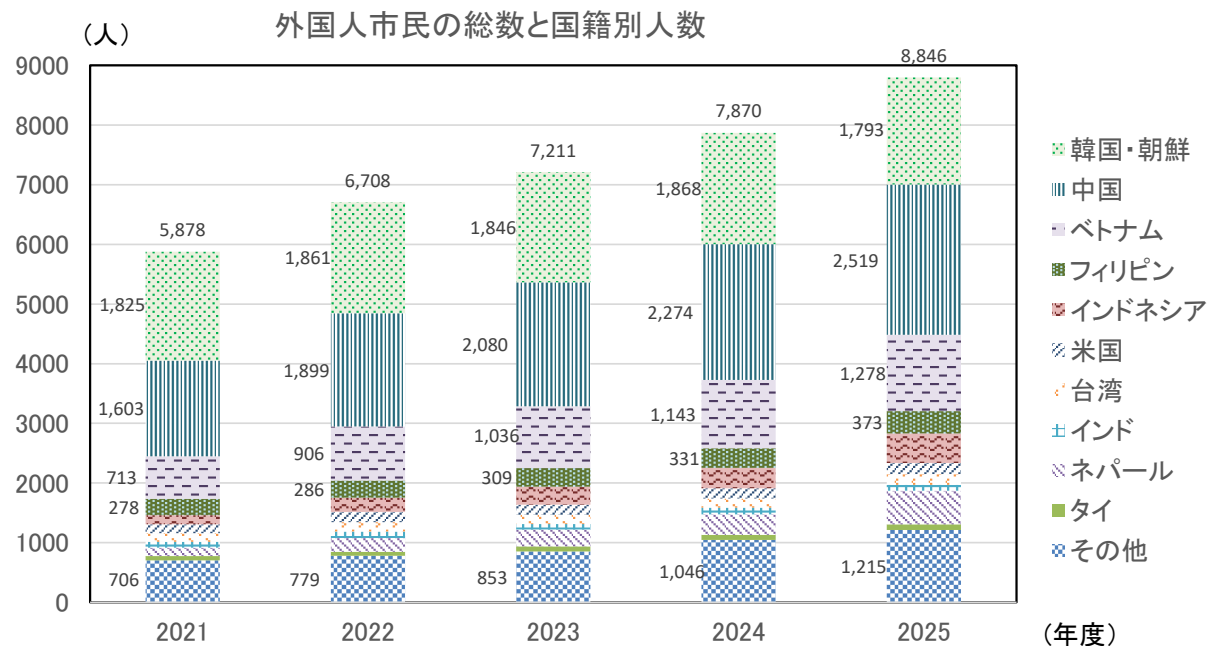


	施設の種類	箇所数
	児童発達支援（児童発達支援センターを含む）	80
	放課後等デイサービス	90
	保育所等訪問支援	7
	居宅訪問型児童発達支援	1
	主として重症心身障害児を 通わせる事業所	9

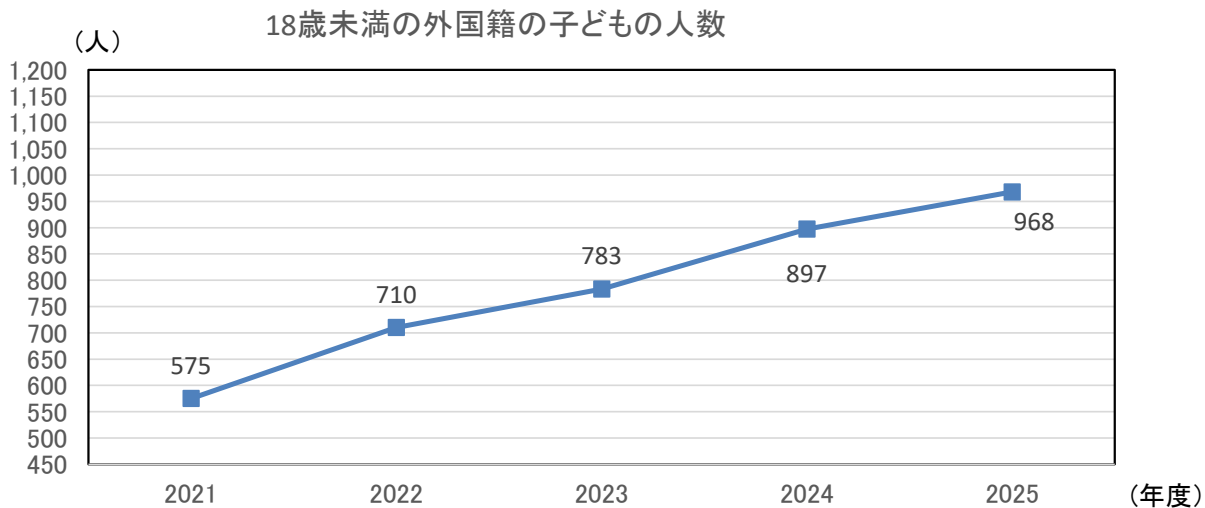
7. 外国人市民の状況

概 要

・18歳未満の外国籍のこどもの人数は、令和3年度（2021年度）から年々増加しています。



資料：住民基本台帳(各年度3月31日現在)



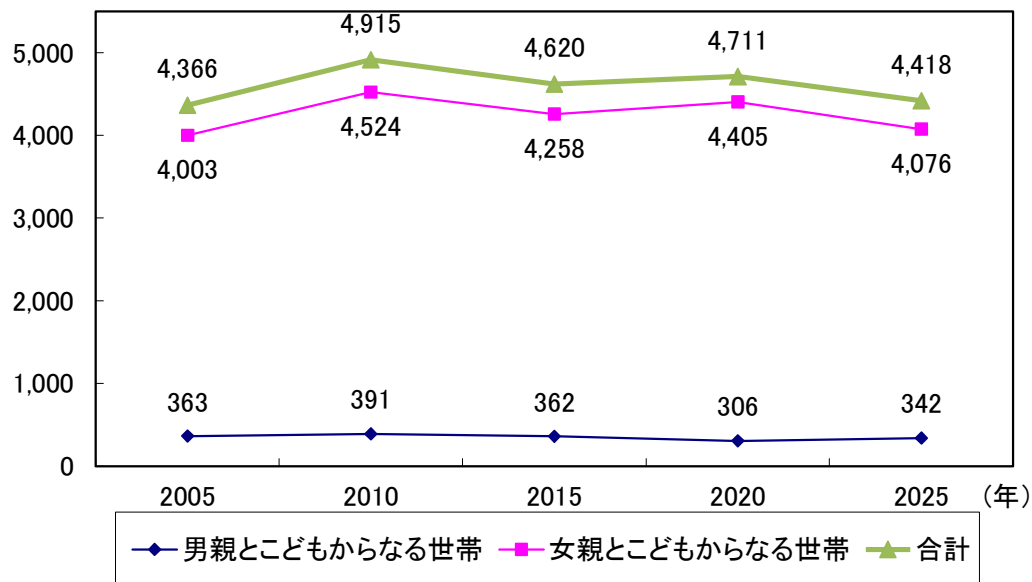
資料：住民基本台帳(各年度3月31日現在)

8. ひとり親家庭等の状況

概 要

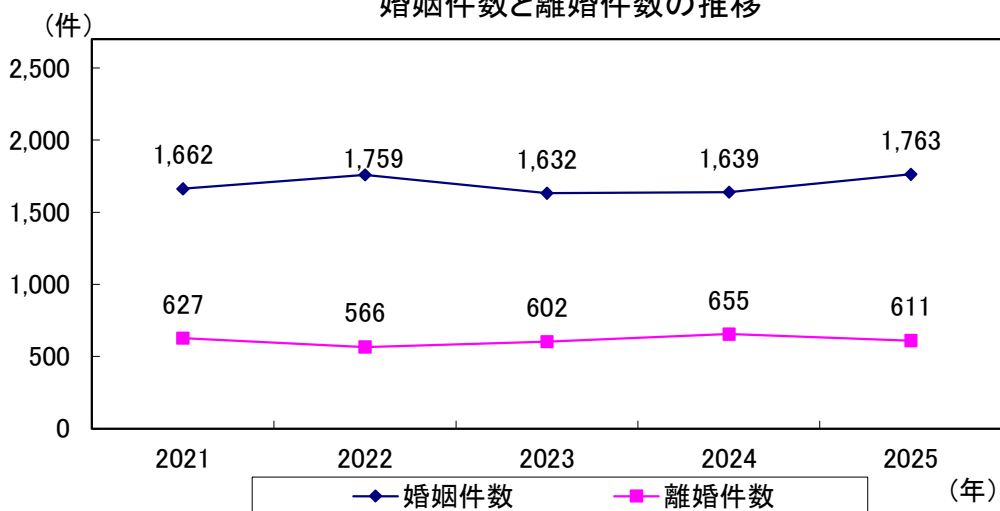
- ・18歳未満の子どもがいるひとり親世帯の数は、令和7年(2025年)の国勢調査では減少しました。
- ・児童扶養手当を受給する理由は「離婚」が8割以上であり、最多となっています。

(世帯) 18歳未満の子どもがいる母子家庭、父子家庭の状況



資料: 国勢調査

婚姻件数と離婚件数の推移



資料: 豊中市統計書

2025年度児童扶養手当受給理由別受給権者数

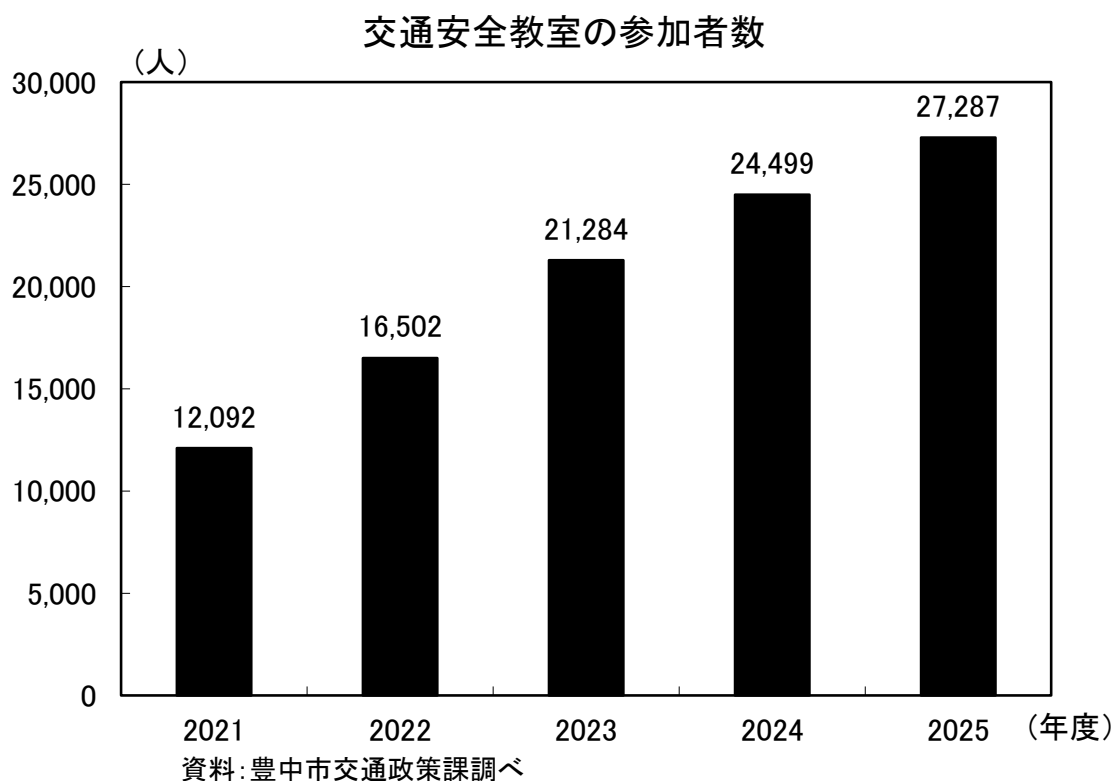
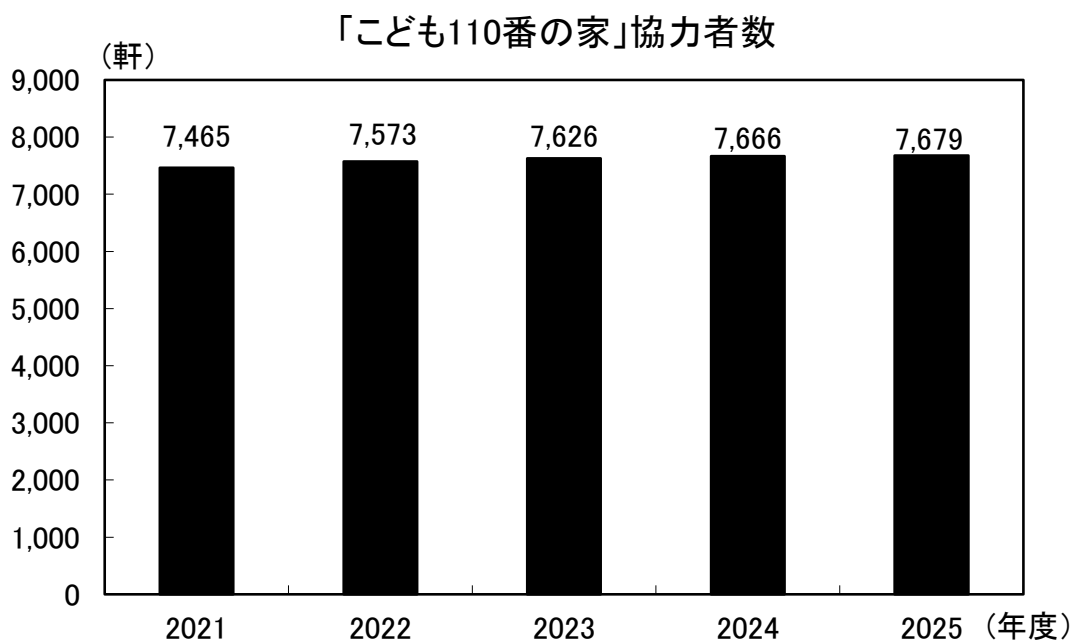
計	離婚	死亡	障害	生死不明	遺棄	拘禁	未婚	保護命令	その他
2,800	2,283	37	29	0	12	4	431	3	1

資料: 豊中市子育て給付課調べ

9. 安心・安全

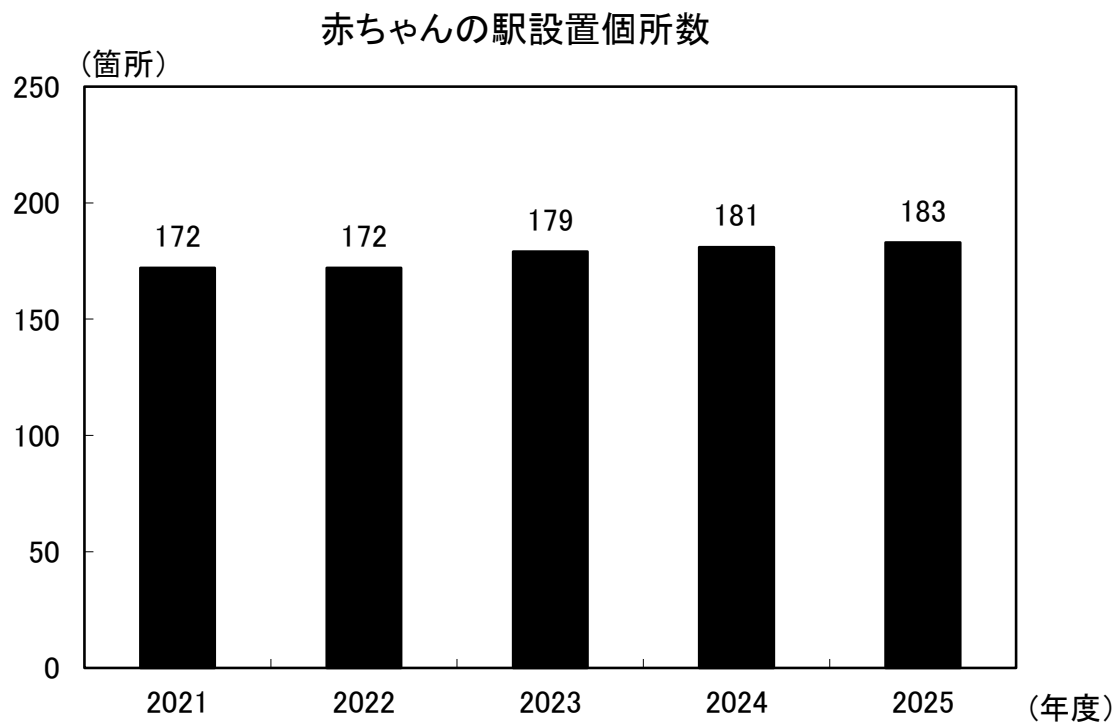
概 要

・「こども110番の家」^{*}協力家庭数、「とよなか子育て応援団」登録数は年々増加しています。

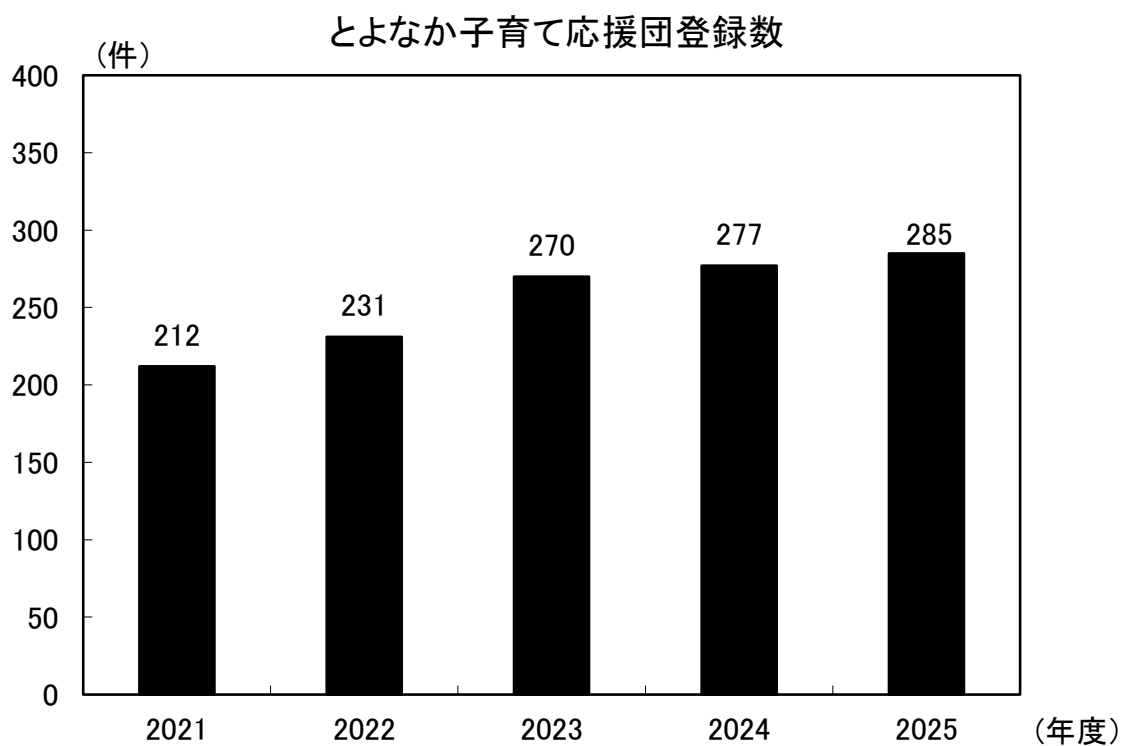


※2021年度においてはコロナの影響で対面での実施を自粛し、オンライン形式で実施。(幼稚園・こども園4園、小学校24校、中学校3校、高等学校2校)

※2022年度は、一部対面式を再開して実施。



資料: 豊中市こども支援課調べ



資料: 豊中市こども支援課調べ

こども審議会からの評価・意見と市の考え方

第3期豊中市子育て・子育て支援行動計画「こどもすこやか育みプラン・とよなか」令和7年度（2025年度）事業実施状況に対するこども審議会からの評価・意見と市の考え方は以下のとおりです。

4. 重点施策の事業実施状況

【重点施策2 子育てはみんなで～子育ての社会化～】（12 ページ）

審議会委員からの意見

生成 AI を活用した子育て相談チャットボット実証実験

- ・実証実験による利用実績の分析の結果、夜間・早朝・休日の利用の集中など、潜在的ニーズの顕在化が確認できたことは評価します。「今後の社会実装」は具体的にどのような取り組みかお聞かせください。

市の考え方

約5か月間、市民の皆様に AI チャットボットを試行的に利用していただき、利用時間帯や満足度に関する調査を実施した結果、市役所閉庁後の夜間や深夜帯における相談ニーズが高いことに加え、AI チャットボットによる相談に対するストレスが低く、満足度も比較的高いことが確認されました。これらの結果を踏まえ、市ホームページ等を通じて利用できる AI チャットボットを構築し、本年11月頃の提供開始に向けて環境整備を進めています。本システムは単なる検索機能ではなく、相談者の気持ちに寄り添いながら課題を整理・分析し、状況に応じた解決策や行政サービスを提案するとともに、必要に応じて適切な相談窓口へ案内する相談支援機能を備える予定です。

重点施策3 こどもとともに～こども自身による多様な参画～】（17、18 ページ）

審議会委員からの意見

こどもヒアリング・出張ヒアリング、意見表明等支援事業

- ・自治体がこどもの声を聴く取り組みについて、これまでも積み重ねてきたことかと思いますが、こども発意のヒアリングを新たに開始されたり、社会的養育の意見表明等支援が開始されたり、こどもが声を発しやすい環境が拡充されたことについて評価します。意見が反映された事例が報告書及び概要版に記載され、実現したことが意見を表明したこども本人に伝わることは良いと考えます。

市の考え方

こどもが安心して意見を表明できる環境づくりを進めるため、市職員がこどもにとって身近で安心して話すことができる場所に出向き、意見を聴く取り組みを実施するとともに、効果的な実施手法について引き続き検討します。また、こどもからいただいた意見については、こども自身に分かりやすく伝えるフィードバックに取り組み、こどもの主体的な社会参加の促進につなげます。

5. 施策の柱ごとの事業実施状況

【施策の柱1 子育て支援】(20 ページ)

審議会委員からの意見

公立こども園で有償ボランティア開始

- ・公立こども園での実施について、民間を含めた市全体の保育士人材確保にもつながる活動であると評価します。保育士人材確保においては、中学生・高校生の時期から保育士のやりがいを知る機会を増やすなど、保育士の養成校への進学を推進するにはこういったアプローチができるかが重要だと考えます。

市の考え方

保育人材の確保においては、中学生・高校生の段階から保育の仕事に興味や関心を持ってもらうことが重要であると考えております。職業体験や有償ボランティアなど、実際にこどもと関わる機会は、保育のやりがいや魅力を知る貴重な機会になるものと認識しております。今後も学校等との連携を図りながら、どのように保育の魅力を発信できるか、検討していきます。

【施策の柱1 子育て支援】(22 ページ)

審議会委員からの意見

午前7時からの小学校見守り事業

- ・付き添い保護者の要件の緩和とありますが、具体的に変更した内容と反響をお聞かせください。

放課後等の児童の居場所づくり事業（校庭で遊ぼう！）

- ・こどもたちがその日に集まって遊ぶなどの突発的なニーズに対応でき、こどもたちの自由な遊びを後押しできるよう、全小学校で当日申込対応できると良いと考えます。

市の考え方

午前7時からの小学校見守り事業

令和7年4月1日よりおおむね午前7時30分以降に自宅を出る場合は、付添いを不要にしています。（ただし新1年生は1週間程度の付き添いのお願いをしています。）緩和することにより、通勤時間の都合等で付き添いが困難であった家庭も利用しやすくなり、利用人数も令和6年度と比較すると増加しています。

放課後等の児童の居場所づくり事業（校庭で遊ぼう！）

本事業は学校ではなく教育委員会による事業のため、学校が保持しているものとは別に緊急連絡先を入手しておく必要があり、令和7年度までは事前の登録を必要としておりました。令和8年度からは、保護者の負担軽減のため、電子申込システムを活用し緊急連絡先の登録を一元化したため、教育委員会が直接連絡先を入手することができ、事前の登録は不要となりました。

7. ～11. 個別計画

【9. こどもの未来応援施策の推進】(47、48 ページ)

審議会委員からの意見

生活保護世帯児童・若者の支援に向けた早期の連携について

- ・生活保護世帯児童の高校進学率、大学進学率が近年減少傾向になっています。生活保護世帯の若者への支援が30代以上まで継続している実情があるため、できるだけ10代までのタイミングで部局の垣根を超えて自立支援に向けた対策をする必要があると考えます。

市の考え方

進学状況の減少について、個別世帯によって理由は様々ではありますが、福祉事務所では、貧困の連鎖を防ぐことを目的として支援しており、現在こども支援担当ケースワーカーを配置し、特に中2、中3、高1を重点的にケアしています。こどもに対しては進路相談等対話の機会を設け、保護者に対しては奨学金申し込みの案内などを行うほか、個別世帯のこどもの状況に応じて各学校と連携しながら取り組んでいます。

くらし支援課では、多様で複合的な課題を有する若者や家族からの相談に対応するため、若者支援総合相談窓口を設置しています。また、生きづらさを抱えた高校生世代のこども・若者のための居場所も設置しています。両事業とも、関係部局と連携した支援を行っており、生活保護世帯の若者に関しても連携した支援を行っています。

生活保護世帯については課題が複雑、複合的であるため、今後も引き続き関係部局と連携し、自立までの切れ目のない支援に取り組んでいきます。

【10. 若者自立支援計画】(49～51 ページ)

審議会委員からの意見

若者のセルフ・ネグレクトについて

- ・近年、若者のセルフ・ネグレクトの問題に関心が高まっており、今後注意をすべき課題であると考えます。高齢者の孤立・孤独関連でのセルフ・ネグレクトは注目されていますが、若者については社会とのつながりを持ちつつも、セルフ・ネグレクト状態にあるといった様相があり、一層発見が難しい状況になっています。今後は若者支援の枠組みの中でセルフ・ネグレクトへの支援も求められるようになっていくと考えます。

市の考え方

多様で複合的な課題を有する若者や家族からの相談に対応するため、若者支援総合相談窓口を設置しています。セルフ・ネグレクト等、若者の社会的孤立、孤独に関しましても、早期に発見、支援へつなげる取組が必要であると考えています。

予防的な取組、早期発見の取組といたしまして、若者や保護者、支援者などが若者支援総合相談窓口へつながるために、中学校3年生や高校2年生世代へ相談窓口のチラシの配付等を実施しています。早期支援につきましては、引き続き相談窓口や関係機関とのネットワークを生かした支援を行っています。

【10. 若者自立支援計画】(49～51 ページ)

審議会委員からの意見

若者の声の大人へのフィードバックについて

- ・できるカンパニーの参加者数や、若者支援総合相談窓口の相談対応件数も増加しており、若者世代の相談場所も増えてきていると感じていますが、若者の悩みは複雑化・複合化しているため、若者の声を周りの大人たちにフィードバックするような機会があれば良いと考えます。

市の考え方

社会生活を円滑に営むうえでの困難を有することも・若者に対し、連携した支援を行うことを目的とした子ども・若者支援地域協議会を設置しています。

複雑化・複合化している若者支援の現場での課題につきましては、子ども・若者支援地域協議会にて、共有しています。

【11. 社会的養育推進計画】(54 ページ)

審議会委員からの意見

こどもの障害特性の的確なアセスメントについて

- ・アセスメントした情報をしっかりと関係する支援者に連携し、こどもが施設入所者や里親委託になった後についても、課題や当時のアセスメント状況を共有することで、さらなる支援が可能になると考えます。

市の考え方

豊中市児童相談所では、一時保護も含むアセスメント機能を活用しながら、措置前のアセスメント内容について児童養護施設等と直接情報共有を行うなど、切れ目のない支援に取り組んでいます。今後も、施設入所後や里親委託後の支援に必要な情報が適切に引き継がれるよう、関係機関との連携を継続してまいります。

14. 豊中市の子育ての現状

出生数・死亡数の推移(81 ページ)

審議会委員からの意見

- ・出生数減少に対応するための施策がまだまだ不足していると感じます。若い世代がこどもを産み育てようと思える施策に重点的な取り組みが必要と考えます。

市の考え方

若い世代が希望に応じて結婚・妊娠・出産し、安心して子育てができるよう、子育て支援や仕事と子育ての両立支援などを総合的に推進していくことが重要であると考えています。

また、高校生を対象にした乳幼児との交流会や子育てをしながら働く方のお話を聞く講座の開催等、乳幼児とのふれあいや子育ての楽しさや意義を学べる機会の提供を通じて、将来のライフデザインや子育てについて考えるきっかけづくりに取り組んでいます。

卷 末 資 料

指標等の修正・変更について

令和 6 年度（2024 年度）事業実施報告書から指標（値）等に修正および変更のあったところは以下のとおりです。

Ⅵ. 子ども・子育て支援法に基づく市町村計画の実施状況 《p.36～p.44》

事業名				
ページ	修正の理由			
	修正箇所修正前修正後			
41	1.学校教育・保育 教育・保育提供区域ごとの実績 ①学校教育（1号認定）《参考：令和7年度（2025年度）》（1）園児数 他市児童 新制度の認定こども園の児童数（実績値）			
	記載の数値に誤りがあったため			
	実績（2025年）	第1区域	1,551	171
		第2区域	1,329	16
		第3区域	811	17
		合計	3,691	204

用語の解説

【アルファベット】

ICT(情報通信技術)

「Information and Communication Technology」の略。インターネットなどの通信技術を活用した産業やサービスなどの総称。

NPO

「Non Profit Organization」または「Not for Profit Organization」の略称。様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない団体の総称。

SNS

「Social Networking Service」の略。友人・知人等の社会的ネットワークをインターネット上で提供することを目的とするコミュニティ型のサービスのこと。

-あ行-

アウトリーチ

訪問・派遣など出向いて行う公共サービスの手法のこと。

エンパワメント

個人が持っている能力を引き出し、発揮できるよう支援や援助を行うこと。

-か行-

家庭生活支援員

ひとり親家庭等において、修学や疾病等により一時的に家事援助、保育等のサービスが必要となった際に派遣または支援員の居宅等において、児童の世話等を行う支援員のこと。

キャリア教育

児童・生徒一人ひとりに勤労観や職業観を育み、主体的に進路を選択し、社会人として自立できる力をつける教育。

合計特殊出生率

合計特殊出生率は、15歳から49歳までの女性の年齢別出生率（母の年齢別年間出生数÷年齢別女性人口）を合計したもの。一人の女性が一生の間に出産する平均の子ども数とみなされる。

子育て支援コーディネーター

子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業において、子育て家庭が身近に思える場所で、利用者本人の力や地域資源を生かしながら、個別の家庭状況に応じ、支援策を調整、調達、開発する人のこと。

こども家庭センター

令和6年（2024年）施行の改正児童福祉法に位置付けられた市区町村の機関。子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）と子育て世代包括支援センター（母子保健）の機能を維持したうえで、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行うことに加えて、サポートプランの作成や地域資源の開拓を担うことで、さらなる支援の充実強化を図るもの。

子ども・子育て支援新制度

平成24年（2012年）8月に成立した「子ども・子育て支援法」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育

等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連 3 法に基づく制度のことで、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上をめざすもの。

子どもの安全見まもり隊

小学校区を単位として、登下校時の通学路におけるこどもの見まもり活動等を行うことにより、こどもの安全の確保をめざす組織。

こども 110 番の家

「こども 110 番の家」の旗等を掲げ、こどもたちがトラブルに巻き込まれそうになった時に、駆け込み、助けを求めることができる地域の協力家庭や事業所等。

子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)

児童虐待の予防と早期発見、早期援助を目的に、こどもに関わる機関や団体を構成員とする会議であり、こどもの権利の養護とこどもと家庭の福祉の向上を図る。関係機関の連携及び協力体制の確立と推進、虐待防止に向けた意見交換と情報共有等を行う。

コミュニティ・スクール

学校運営協議会制度。学校と保護者や、地域の方などと知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら、児童生徒の成長を支え、「地域とともにある学校づくり」を進める取り組み。

-さ行-

主任児童委員

地域のこどもたちが元気に安心して暮らせるように、こどもたちを見まもり、子育ての不安

や妊娠中の心配ごと等の相談・支援等を行う、厚生労働大臣から委嘱された民生委員・児童委員のうち、児童に関することを専門的に担当するため別途大臣から指名された委員。

スクールカウンセラー

児童・生徒の心理に関して高度に専門的な知識・経験を有する、学校配置の臨床心理士。

スクールソーシャルワーカー(SSW)

いじめ・不登校等の課題に対し、福祉の視点から子どもの「背景」を見立て、関係機関等とつなぐ専門家。

ソーシャルスキルトレーニング

社会生活に必要なスキルを身につけるための訓練。

-た行-

地域教育力

地域の住民や自然、施設などの環境が心身両面の成長や発達に与える影響力

-な行-

認定こども園

就学前のこどもの教育・保育並びに家庭に対する子育て支援を行う機能を有する施設で、4 類型（①幼保連携型②幼稚園型③保育所型④地方裁量型）がある。

- ①：平成 26 年度（2014 年度）までは認可幼稚園と認可保育所とが連携して一体的な運営を行う類型。平成 27 年度（2015 年度）からは制度改正により、学校かつ児童福祉施設としての単一の認可施設となる類型
- ②：認可幼稚園が保育所機能を備えている類型
- ③：認可保育所が幼稚園機能を備えている類型
- ④：幼稚園・保育所いずれの認可もない地方の教育・保育施設が、必要な機能を果たす類型

-は行-

パーマネンシー保障

永続的な家庭関係をベースにした家庭という育ちの場の保証。

フォスタリング機関

里親等のリクルート及びアセスメント、里親登録前後及び委託後における里親等に対する研修、こどもと里親等のマッチング、こどもの里親等委託中における里親等養育への支援、里親等委託措置解除後における支援に至るまでの一貫した里親支援業務（フォスタリング業務）を実施する機関。

-ま行-

民生委員・児童委員

民生委員法に基づき厚生労働大臣から委嘱され、地域住民の立場で相談に応じ、必要な援助を行う非常勤特別職の地方公務員。守秘義務などの各種規定がある。また、児童福祉法に基づく児童委員も兼ねており、地域の子育て相談にも応じている。

-や行-

ヤングケアラー

家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められるこども・若者のこと。

-わ行-

ワーク・ライフ・バランス

働く人の価値観やライフスタイルの変化に対応して働き方を見直し、仕事と生活の調和を図る考え方や取組みを重視すること。

ご意見・ご感想をお寄せください

この報告書へのご意見・ご感想を募集します。いただいたご意見等は、次年度以降の計画推進において各事業などの改善につなげるために活用します。

豊中市の子育ち・子育て支援施策を推進するため、ご協力をお願いします。

●対象者

豊中市に在住か在勤・在学する人

●提出方法

市ホームページから電子申込か、別添の用紙に記入のうえ、郵送、持参、ファックス、電子メールで下記の提出先にご提出ください。

●提出先

郵送・持参の場合：〒561-8501 豊中市中桜塚3-1-1 第二庁舎3階

豊中市こども未来部こども政策課

（持参の場合は平日8：45～17：15の間）

ファックスの場合：06-6854-9533 豊中市こども未来部こども政策課

電子メールの場合：kodomo@city.toyonaka.osaka.jp

●記入項目

名前、性別、年齢、連絡先（住所・電話番号・ファックス・メールアドレス等）、ご意見

●提出期間

令和8年（2026）10月1日（木）～令和8年（2026年）11月16日（月）必着

●資料の設置場所

◇豊中市役所（第二庁舎3階こども政策課、第二庁舎4階市政情報コーナー）、庄内出張所、新千里出張所、子育て支援センターほっぺ・ほっぺ南部分室、地域子育て支援センター（16か所）、市民公益活動情報センター、とよなか男女共同参画推進センターすてっぷ、とよなか国際交流センター、生活情報センターくらしかん、図書館（8か所）、公民館（4か所）、青少年交流文化館いぶき、教育センター、文書館でご覧いただけます。

◇市のホームページからもご覧いただけます。

【ホームページURL】

https://www.city.toyonaka.osaka.jp/kosodate/kosodatetorikumi/jourei_keikaku/kosodachi_shienplan/hokoku/houkoku_ikenbosyu.html



●意見提出上の注意

提出されたご意見等は、名前、連絡先等を除き、公表されることがあることをあらかじめご了承ください。公表を希望しない場合は、その旨を記載してください。

なお、ご意見等に対し、個別に回答はできません。その旨ご了承ください。

●問合せ

豊中市こども未来部こども政策課

〒561-8501 豊中市中桜塚3-1-1（電話：06-6858-2258）

こどもすこやか育みプラン・とよなか令和7年度(2025年度)
事業実施報告書へのご意見・ご感想

FAX : 06-6854-9533

Email : kodomo@city.toyonaka.osaka.jp

*電子メールの場合は件名を「事業実施報告書への意見」とし、本文に下記の事項を記載してください。

名前		連絡先	電話			
			メール			
住所			性別	男・女	年齢	歳

1. 令和7年度（2025年度）の事業実施状況について《5～103ページ》

2. 審議会評価・意見に対する市の考え方について《104～107ページ》

- 114 -

**第 3 期豊中市子育て・子育て支援行動計画
こどもすこやか育みプラン・とよなか
令和 7 年度(2025 年度)事業実施報告書**

令和 8 年(2026 年)10 月
豊中市こども施策推進本部会議事務局
豊中市 こども未来部 こども政策課
〒561-8501 大阪府豊中市中桜塚 3-1-1
TEL 06-6858-2258 FAX 06-6854-9533
